

産業廃棄物の処理について

令和7年5月

神戸市環境局
事業系廃棄物対策課

目 次

○ 廃棄物とは	1
○ 産業廃棄物とは	2
○ 特別管理産業廃棄物とは	4
○ 廃棄物の排出・処理にかかる基本的責務	6
○ 排出事業者の責務	7
○ 産業廃棄物の保管・収集運搬・中間処理・埋立処分に関する基準	10
○ 特別管理産業廃棄物の保管・収集運搬・中間処理・埋立処分に関する基準	20
○ 処理を委託する場合の基準	36
○ マニフェスト制度	41
○ 産業廃棄物処理業・特別管理産業廃棄物処理業の許可制度	47
○ 産業廃棄物処理施設	57
○ 管理体制	72
○ 講習会	75
○ 廃棄物の不適正処理に対する規制	77
○ 行政処分	85
○ 罰則	88

※ 本冊子で用いる法令の省略形

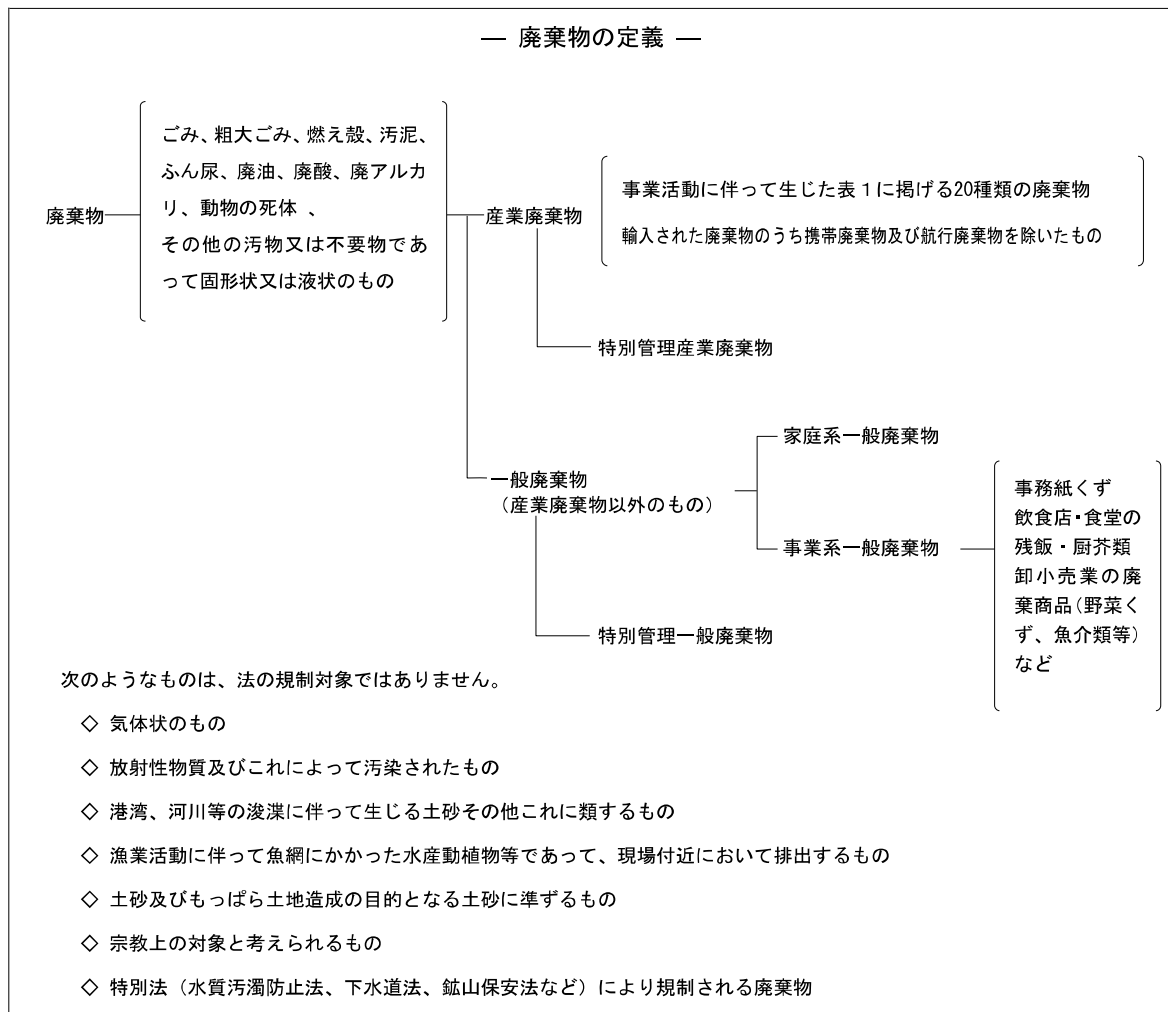
法 令 名	省 略 形
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	「廃棄物処理法」又は「法」
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	「施行令」又は「政令」
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	「規則」、「省令」又は「環境省令」
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	「ポリ塩化ビフェニル特別措置法」
兵庫県産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例	「県条例」
神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例	「市美化条例」
神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例	「市土砂条例」

廃棄物とは

「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいいます。また、「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったものをいい、これに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の手扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること」とされています。

法では、廃棄物を産業廃棄物と一般廃棄物に分類しています。産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類など、20種類の廃棄物及び輸入された廃棄物並びにこれらの処理により生じたものをいい、一般廃棄物とは、日常生活に伴って生じるごみやし尿など、産業廃棄物以外のものをいいます。

廃棄物処理法は、固形状又は液状の全廃棄物（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）についての一般法となりますので、特別法（例えば、水質汚濁防止法、下水道法、鉱山保安法など）により規制される廃棄物については、特別法の規定が優先して適用されます。



産業廃棄物とは

「産業廃棄物」とは、工業、建設業、製造業、サービス業など全ての事業活動に伴って生じた廃棄物のうち表 1 に掲げる 20 種類のもの、並びに輸入された廃棄物のうち航行廃棄物^{※1}及び携帯廃棄物^{※2}を除いたものです。これら以外のものは一般廃棄物です。また、土地造成に伴って排出される土砂や、港湾、河川の浚渫土砂は廃棄物ではありません。

※ 1 「航行廃棄物」（政令第 2 条の 2）

船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物のうち、船舶内にある船員その他の者及び航空機内にある航空機乗組員その他の者の日常生活に伴って生じたごみ、し尿その他の廃棄物をいいます。

※ 2 「携帯廃棄物」（政令第 2 条の 3）

本邦に入国する者が携帯する廃棄物のうち、入国する者の外国における日常生活に伴って生じたごみその他の廃棄物であって、当該入国者が携帯するものをいいます。

表 1 産業廃棄物の種類（政令第 2 条）

種 類	具 体 的 な 例
(1) 燃 え 殻	石炭がら、コークス灰、重油灰、廃活性炭（不純物が混在すること等により泥状のものは汚泥）、灰かす、重油燃焼灰 など 産業廃棄物の焼却残灰、炉清掃排出物
(2) 汚 泥	工場廃水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、ベントナイト汚泥等の建設汚泥*、生コン残さ、下水道汚泥（下水管渠内で発生する泥状物を含む）、浄水場汚泥、側溝汚泥、廃活性炭（不純物を含む泥状のもの） など 注）油分を概ね 5 % 以上含むものは廃油との混合物（油泥）
(3) 廃 油	鉱物性油、動植物性油脂、潤滑油、洗浄用油、切削油、溶剤（シンナー、アルコール類）、タールピッチ類、固形石けん など
(4) 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、廃硝酸、廃クロム酸、廃有機酸、写真定着廃液、酸洗浄工程から生ずる廃液など、全ての酸性廃液
(5) 廃アルカリ	廃ソーダ液、石灰廃液、廃灰汁、写真現像廃液、アルカリ洗浄工程から生ずる廃液、廃クーラント（エンジン冷却水）など、全てのアルカリ性廃液
(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど、固形状及び液状のすべての合成高分子系化合物。廃ポリ容器類、電線の被覆くず、廃タイヤ（合成ゴム）、廃イオン交換樹脂、廃塗料（固形）、農業用ビニール、漁網（合成樹脂） など
※ (7) 紙 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）、出版業（印刷出版を行うものに限る）、製本業及び印刷物加工業に係るもの ポリ塩化ビフェニルが塗布され又は染み込んだもの（全業種）
※ (8) 木 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る（建設工事に伴い発生する抜根、伐採材を含む））、木材又は木製品製造業（家具製造業を含む）パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業に係るもの及び貨物流通のために使用したパレットに係るもの（パレットへの貨物の積み付けのために使用した梱包用の木材を含む）（全業種） ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの（全業種）

※ (9)	繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、「繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの（合成繊維は(6)廃プラスチック類）ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの（全業種）
※ (10)	動植物性残さ 〔動植物性の 固形状 不要物〕	食料品製造業、飲料製造業、飼料製造業、医薬品製造業及び香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物 — 醸造かす、発酵かす、ぬか、ふすま、パンくず、おから、コーヒーかす、ハムくず、その他の製造くず、原料かす など 注）卸小売業、飲食店等から排出される動植物性の固形状不要物（食べ残し等）及び厨芥類は事業系一般廃棄物となる。
※ (11)	動物系 固形不要物	と畜場において屠殺し、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
(12)	ゴムくず	天然ゴムくず 注）廃タイヤ等合成ゴムくずは(6)廃プラスチック類
(13)	金属くず	切削くず、研磨くず、空缶、スクラップ など
(14)	ガラスくず・ コンクリートくず 及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、石膏ボード、セメント製造くず、墓石、石材製造業から排出される石片、インターロッキングブロックくず、ガラス温度計、蛍光灯（金属くずとの混合物）、血圧計（金属くず、廃プラスチック類との混合物） など
(15)	鉱さい	高炉、転炉、電気炉等のスラグ、キューポラ溶鉱炉のノロ、鑄物廃砂、不良鉱石、粉炭かす、鉄鋼スラグ製品が不要となったもの、サンドブラスト廃砂 など
(16)	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 — アスファルト・コンクリート破片、レンガの破片 など
※ (17)	動物のふん尿	畜産農業に係るもの（畜産廃水を含む） 動物の種類は牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七面鳥、うさぎ及び毛皮獣
※ (18)	動物の死体	畜産農業に係るもの（動物の種類は(17)に同じ）
(19)	ばいじん （ダスト類）	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設（乾式、湿式）によって集められたもの
(20)	13号廃棄物 〔処分するために 処理したもの〕	(1)～(19)に掲げる産業廃棄物又は輸入された廃棄物のうち航行廃棄物及び携帯廃棄物を除いたものを処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの（政令第2条第13号で規定されたもの） — コンクリート固型化物など

※は、具体例の欄の業種の事業所から排出されるものに限定される。（業種は日本標準産業分類による。）

* 標準仕様ダンプトラックに山積みができず、また、コーン指数が概ね 200 kN/m^2 以下又は一軸圧縮強度が概ね 50 kN/m^2 以下のもの。具体的には場所打杭工法・泥水シールド工法等で生ずる廃泥水等。粒子が直径 $74\text{ }\mu\text{m}$ を超える粒子を概ね 95% 以上含む掘削物にあっては、容易に水分を除去できるため、ずり分離等を行って泥状の状態ではなく流動性を呈さなくなったものであって、かつ、生活環境の保全上支障のないものは土砂として扱うことができる。（「建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版）」より。）

〔備考〕 上表の他、工作物（建築物を含む）の新築、改築又は除去に伴って生じた廃石綿等以外の産業廃棄物であって、石綿をその重量の 0.1% を超えて含有するものが「石綿含有産業廃棄物」として定義され、独自の処理基準等が定められています。具体的には「廃プラスチック類」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」「がれき類」「汚泥」で石綿が含有しているものが「石綿含有産業廃棄物」に該当します。

また、水銀を 15 mg/kg を超えて含有する「燃え殻」「鉱さい」「ばいじん」「汚泥」、 15 mg/L を超えて含有する「廃酸」「廃アルカリ」を「水銀含有ばいじん等」、水銀若しくはその化合物が一定以上使用されている製品が産業廃棄物となったものが「水銀使用製品産業廃棄物」として定義され、独自の処理基準等が定められています。

特別管理産業廃棄物とは

「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性など人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する表 2 に掲げるものです。

特別管理産業廃棄物については、普通の産業廃棄物と異なる取扱いをする必要があります。

表 2 特別管理産業廃棄物の種類（政令第 2 条の 4）

種 類	内 容
(1) 廃 油	揮発油類、灯油類、軽油類（引火点 70℃未満の燃焼しやすいもの）
(2) 廃 酸	著しい腐食性を有するもの（pH2.0 以下のもの）
(3) 廃アルカリ	著しい腐食性を有するもの（pH12.5 以上のもの）
(4) 感 染 性 産業廃棄物	医療関係機関等（病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療施設及び試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る）をいう）から医療行為、研究活動等に伴い生じた産業廃棄物のうち、排出後に人に感染症を生じさせるおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着し、又はそのおそれのあるもの
(5) 特定有害産業廃棄物	
廃 ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル 等	廃ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニルを含む廃油
ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル 汚 染 物	・ポリ塩化ビフェニルが染み込んだ汚泥 ・ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだ紙くず ・ポリ塩化ビフェニルが染み込んだ木くず及び繊維くず ・ポリ塩化ビフェニルが付着又は封入された廃プラスチック類、金属くず ・ポリ塩化ビフェニルが付着した陶磁器くず及びがれき類
ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル 処 理 物	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る）
廃 水 銀 等 及びその処理物	水銀の回収施設、水銀使用製品製造施設、灯台回転装置設置施設、水銀媒体の測定機器を有する施設、試験研究機関、各種学校及び職業訓練施設、保健所、検疫所、防疫所、検査業に属する施設等から生じた廃水銀及び廃水銀化合物、水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀、廃水銀等を処分するために処理したもの（水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さに適合しないものに限る）
指定下水道汚泥 及びその処理物	下水道法施行令第 13 条の 4 の規定により指定された汚泥及びその処理物であって、表 3（次頁）に定める基準に適合しないレベルの有害物質を含むもの
鉍 さ い 及 び そ の 処 理 物	表 3（次頁）に定める基準に適合しないレベルの有害物質を含むもの
廃 石 綿 等	・建築物その他の工作物から除去した、飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材及びその除去工事に用いられ、廃棄されたプラスチックシートなど ・大気汚染防止法の特定粉じん発生施設において生じたものであって、集じん装置で集められた飛散性の石綿など
表 3 に掲げる 産業廃棄物及 びそれらの処 理物	産業廃棄物の種類ごとに政令別表第 3 に掲げる施設又はその施設を設置する事業場から生じる産業廃棄物で、表 3（次頁）に定める基準に適合しないレベルの有害物質を含むもの

表3 特定有害産業廃棄物に関する基準

種 類 有害物質	燃え殻・鉱さい・ ばいじん・これら の処理物※1 (溶出 mg／ℓ)	汚 泥 及 び そ の 処 理 物※1 (溶出 mg／ℓ)	廃酸・廃アルカリ (含有 mg／ℓ)	廃 油	ポリ塩化ビフェニル 汚染物・処理物
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	廃溶剤であって・ ・トリクロロエチレン ・テトラクロロエチレン ・ジクロロメタン ・四 塩 化 炭 素 ・1・2-ジクロロエタン ・1・1-ジクロロエチレン ・シス-1・2-ジクロロエチレン ・1・1・1-トリクロロエタン ・1・1・2-トリクロロエタン ・1・3-ジクロロプロペン ・ベンゼン ・1・4-ジオキサン を含むもの	①廃油：0.5mg/kg ②廃酸・廃アルカリ： 0.03mg／ℓ ③廃プラスチック 類・金属くず 付着又は封入し ていないもの(注) ④陶磁器くず 付着していない もの(注) ⑤その他 0.003mg／ℓ (検液として) 注) 洗浄液：0.5mg/kg 拭き取り物： 0.1μg/100cm ² 切り取り物： 0.01mg/kg (値以下であるもの は・付着・封入して いないと判定)
水銀又はその化合物	0.005	0.005	0.05		
カドミウム又はその化合物	0.09	0.09	0.3		
鉛又はその化合物	0.3	0.3	1		
有 機 燐 化 合 物	—	1	1		
六価クロム化合物	1.5	1.5	5		
砒素又はその化合物	0.3	0.3	1		
シ ア ン 化 合 物	—	1	1		
ポリ塩化ビフェニル	—	0.003	0.03		
トリクロロエチレン	—	0.1	1		
テトラクロロエチレン	—	0.1	1		
ジクロロメタン	—	0.2	2		
四 塩 化 炭 素	—	0.02	0.2	ダイオキシン類	
1・2-ジクロロエタン	—	0.04	0.4	① ばいじん ② 燃え殻 ③ 汚泥 ④ ①～③の処理物 ⑤ 廃酸・廃アルカリ 及びこれらの処理物	} 3ng-TEQ/g 0.1ng-TEQ/ℓ
1・1-ジクロロエチレン	—	1	10		
シス-1・2-ジクロロエチレン	—	0.4	4		
1・1・1-トリクロロエタン	—	3	30		
1・1・2-トリクロロエタン	—	0.06	0.6		
1・3-ジクロロプロペン	—	0.02	0.2		
チ ウ ラ ム	—	0.06	0.6		
シ マ ジ ン	—	0.03	0.3		
チオベンカルブ	—	0.2	2		
ベ ン ゼ ン	—	0.1	1		
セレン又はその化合物	0.3	0.3	1		
1・4-ジオキサン	0.5※2	0.5	5		

〔備考〕「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年2月17日 総理府令第5号）等に基づく。

※1 処理物が廃酸・廃アルカリである場合は・廃酸・廃アルカリの基準を適用する。

※2 ばいじん及びばいじん処理物のみに適用する。

廃棄物の排出・処理にかかる基本的責務

1 国内処理等の原則（法第2条の2）

(1) 国内処理の原則

国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理しなければなりません。

(2) 国外廃棄物の輸入抑制

国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないように、その輸入を抑制しなければなりません。

2 国民の責務（法第2条の4）

国民は、廃棄物の

- ・排出の抑制
 - ・再生品の使用等による再生利用
 - ・分別排出
 - ・なるべく自ら処分
- } をすること等により、

減量その他その適正な処理に関し、国や地方公共団体の施策に協力しなければなりません。

3 事業者の責務（法第3条）

(1) 適正処理・自己処理責任の原則

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければなりません。

(2) 再生利用等による減量化の努力

事業者は、廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めなければなりません。

(3) 処理困難物の発生防止

事業者は、製造・加工・販売等に際して製品・容器等が廃棄物となった場合の処理の困難性をあらかじめ自ら評価し、その適正な処理が困難にならないような製品・容器等の開発を行わなければなりません。また、その製品・容器等に係る廃棄物の適正処理の方法についての情報を提供すること等により、その適正な処理が困難になることのないようにしなければなりません。

(4) 国・地方公共団体の施策への協力

事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関して、国及び地方公共団体の施策に協力しなければなりません。

排出事業者の責務

廃棄物処理法では、（特別管理）産業廃棄物の排出事業者は、その事業活動に伴って生じた（特別管理）産業廃棄物を自らの責任において適正に処理することが義務付けられています（法第11条第1項）。なお、建設工事（解体工事を含む。）については、発注者から直接、工事を請負った者（元請業者）が排出事業者となります（法第21条の3、78頁参照）。

1 （特別管理）産業廃棄物排出事業者の責務

（特別管理）産業廃棄物の排出事業者が守らなければならない主な事項は以下のとおりです。

- (1) 処理基準・委託基準等の遵守（法第12条第1～8項、法第12条の2第1～9項）
 - ① 自ら（特別管理）産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合は、処理基準（13～35頁参照）を遵守すること。
 - ② （特別管理）産業廃棄物の保管を行う場合は、保管基準（10～12頁、20頁参照）を遵守すること。
 - ③ （特別管理）産業廃棄物の収集運搬又は処分を委託する場合は、委託基準（36～40頁参照）を遵守すること。
- (2) 多量排出事業者の処理計画の策定等（法第12条第9項・第10項、法第12条の2第10項・第11項）
 - ① 神戸市内において産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を多量に排出する事業場を設置している事業者のうち政令で定めるもの（以下「多量排出事業者※」という。）は、当該事業場に係る産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の減量その他の処理に関する次に掲げる事項を記載した計画を作成して、当該年度の6月30日までに市長に提出しなければなりません。

※「多量排出事業者」（政令第6条の3、政令第6条の7）

前年度における産業廃棄物の発生量が1,000トン以上（特別管理産業廃棄物については50トン以上）である事業場を設置している事業者

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 計画期間

ウ 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

エ （特別管理）産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

オ （特別管理）産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

カ （特別管理）産業廃棄物の分別に関する事項

キ 自ら行う（特別管理）産業廃棄物の再生利用に関する事項

ク 自ら行う（特別管理）産業廃棄物の埋立処分又は産業廃棄物の海洋投入処分に関する事項

ケ （特別管理）産業廃棄物の処理の委託に関する事項
 - ② 多量排出事業者は、翌年度の6月30日までに上記の処理計画の実施状況を報告しなければなりません。

注）神戸市では、市条例の定めにより、法定様式（第2号の9）の第2面に変更があります。

アドレス <https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/kankyotaisaku/industry/taryouhoukoku.html>
- (3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等（法第12条の3）
（41～46頁参照）

(4) 立入検査・報告徴収・行政命令

このほか、市の立入検査、報告徴収、行政命令などに従う義務があります。（85～87頁参照）

2 産業廃棄物処理施設の設置者の責務

自ら（特別管理）産業廃棄物を処理するために、法に定める産業廃棄物処理施設（61頁表7参照）又は産業廃棄物の焼却施設を設置する事業者は、「1」に加えて、次の(1)～(2)の事項を遵守しなければなりません。

(1) 事業場ごとの産業廃棄物処理責任者、技術管理者の設置（法第12条第8項、法第21条）

（72～74頁参照）

(2) 帳簿の記載及び保存（法第12条第13項、規則第8条の5）

- ① 帳簿には、当該施設において処分される産業廃棄物の種類ごとに次の事項を記載しなければなりません。

ア 処分年月日

イ 処分方法ごとの処分量

ウ 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

- ② 帳簿は事業場ごとに備え、毎月末までに前月中の事項の記載を終了しなければなりません。

- ③ 帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存しなければなりません。

3 特別管理産業廃棄物排出事業者の責務

特別管理産業廃棄物排出事業者は、1に加えて、次の(1)～(2)の事項を遵守しなければなりません。

(1) 事業場ごとの特別管理産業廃棄物管理責任者の設置（法第12条の2第8・9項）

（72～73頁参照）

(2) 帳簿の記載及び保存（法第12条の2第14項、規則第8条の18）

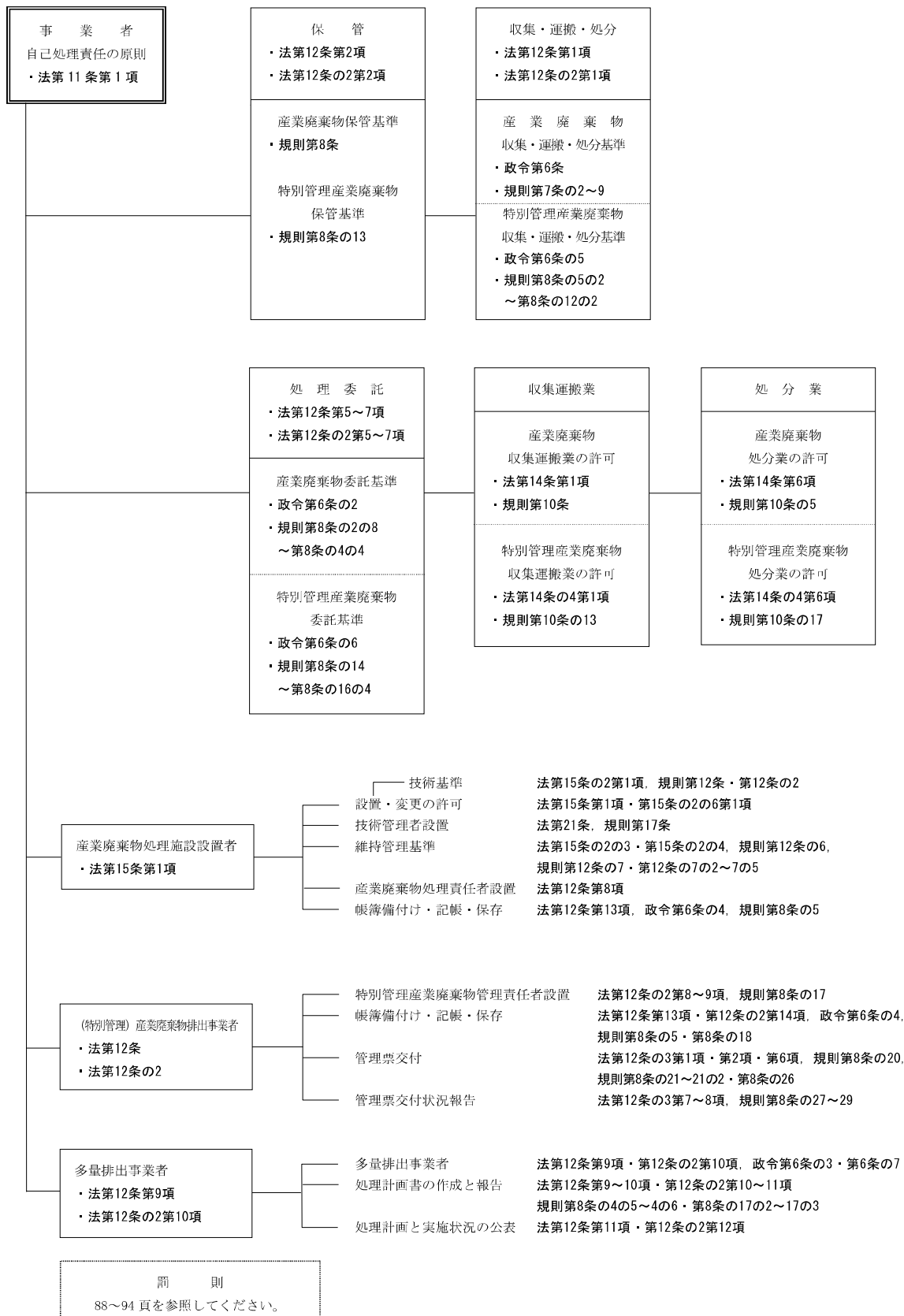
- ① 帳簿には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、次の表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる事項を記載すること。

運搬	1 当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2 運搬年月日 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処分	1 当該特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 2 処分年月日 3 処分方法ごとの処分量 4 処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

- ② 帳簿は事業場ごとに備え、毎月末までに前月中の事項の記載を終了すること。

- ③ 帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存すること。

－ 産業廃棄物の処理に関する法体系 －



産業廃棄物の保管・収集運搬・中間処理・埋立処分に関する基準

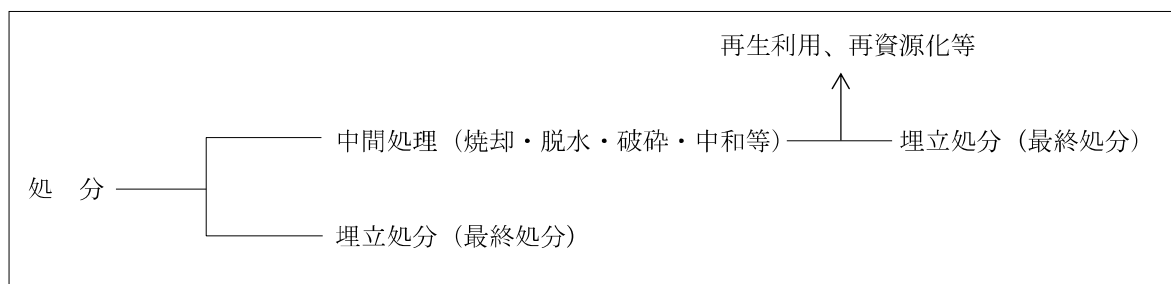
産業廃棄物は、通常、保管、収集運搬、処分※という流れで、自然界の物質循環のサイクルの中に戻されますが、排出事業者は、自らの産業廃棄物が生活環境の保全上支障が生じないように処分されるまで責任を持って処理にあたる必要があります。

処理にあたっては、それぞれ次の基準が設けられています。

なお、特別管理産業廃棄物については、更に別の基準（20～35頁参照）が適用されますので注意してください。

※「処分」には、廃棄物を最終的に「埋立処分」する最終処分とこれに先立って行われる人為的操作等（焼却、脱水、破碎、中和等）の「中間処理」があります。

産業廃棄物の減量化を図るため、再生利用が可能なものはできる限り再生利用するとともに、再生利用できないものについても中間処理を行ってください。



1 保管基準（規則第8条）

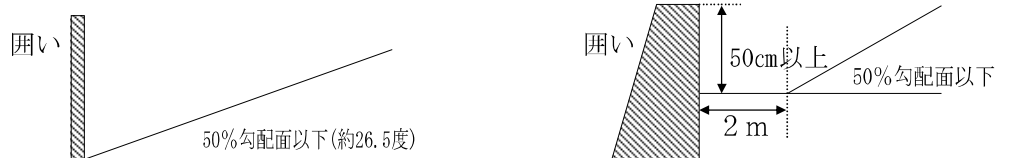
産業廃棄物の保管は、次の事項を遵守して行うこと。

- (1) 保管の場所には、周囲に囲いを設け、直接荷重が囲いにかかる場合には構造耐力上安全であること。
- (2) 見やすい箇所に、縦60cm以上×横60cm以上の掲示板を設け、次に掲げる事項を表示すること。
 - ① 産業廃棄物の保管場所である旨
 - ② 保管する産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）
 - ③ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ④ 産業廃棄物を屋外で容器を用いずに保管する場合は、保管の最大の積み上げ高さ

【掲示板の例】

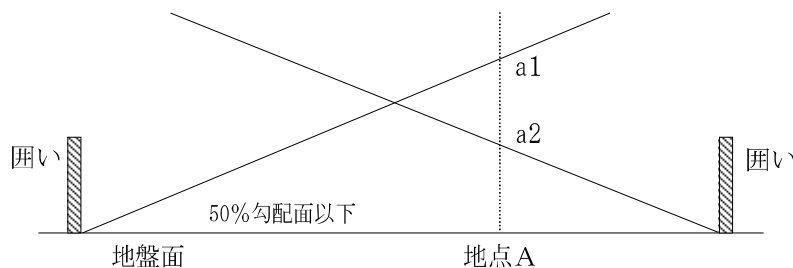
産業廃棄物の保管場所	
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、木くず
保管の高さの上限	〇〇メートル
管 理 者	〇〇株式会社 神戸支店
連 絡 先	〇〇課 〇〇係 TEL 078-000-0000

- (3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (4) 保管の場所から、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう、次の(5)及び(6)に掲げる措置を講ずること。
- (5) 保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- (6) 屋外において容器を用いずに保管する場合は、保管の最大の積み上げ高さは、次のとおりとする。
- ① 廃棄物が囲いに接しない場合
 - ・ 囲いの下端から勾配50%以下
 - ② 廃棄物が囲いに接する場合
 - ・ 囲いの内側2 mは、囲い高さより50cm以上下げる
 - ・ 2 mを超える部分の内側は、2 m線から勾配50%以下
- ア 廃棄物が囲いに接しない場合 イ 廃棄物が囲いに接する場合

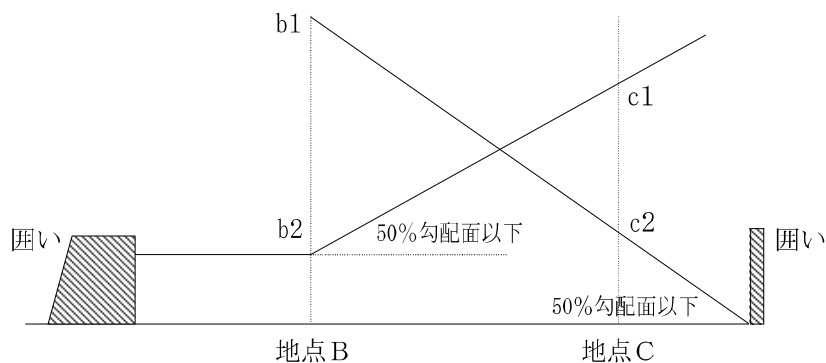


◇ 高さの上限の判定例

ア 両方が廃棄物に接していない囲いの場合



イ 片方が廃棄物に接し、片方が接していない囲いの場合

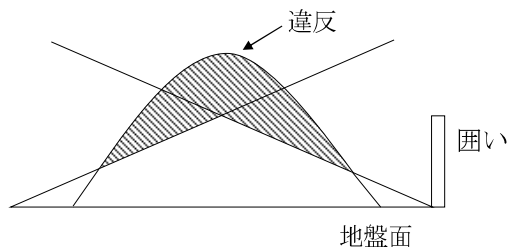


◇ 基準上の高さの上限

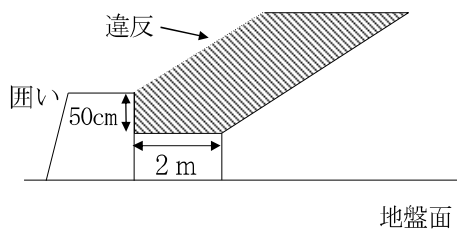
地点A : a 2 地点B : b 2 地点C : c 2

◇ 保管基準の違反例

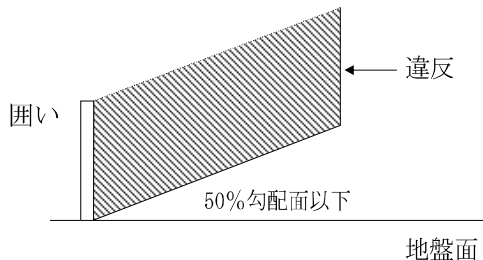
- ・ 50%勾配面を超えている（網掛け部分が違反）



- ・ 勾配の起点を壁から 2 m 離していない
- ・ 壁の頂部から 50cm 下げていない



- ・ 構造耐力上安全とはいえない囲いに直接接している



◇ その他違反となる例

- ・ 囲いが廃棄物と接して曲がって（歪んで）いる。
- ・ 囲いと接して廃棄物を壁の高さぎりぎりまで積上げている。（さらに囲いの上部にプラスチックの板を50cm継ぎ足した場合等を含む）

- (7) 石綿含有産業廃棄物については、他の物と混合するおそれのないよう、仕切りを設ける等を行い、覆いを設けたり、梱包するなど、飛散の防止のために必要な措置を講ずること。
- (8) 水銀使用製品産業廃棄物については、他の物と混合するおそれのないよう、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

2 収集運搬基準（政令第6条第1項第1号）

産業廃棄物の収集運搬は、次の事項を遵守して行うこと。

(1) 運搬車の両側面に次に掲げる項目を表示すること。

- ① 事業者 ————— ア 産業廃棄物の収集運搬車である旨 イ 氏名又は名称
- ② 収集運搬業者 —— ア 産業廃棄物の収集運搬車である旨 イ 氏名又は名称
ウ 許可番号(下6桁)
- ③ 表示は識別しやすい文字で行い、産業廃棄物の収集運搬車である旨は日本工業規格Z8305に規定する140ポイント(5.0cm)以上、氏名・名称・許可番号については90ポイント(3.2cm)以上の大きさの文字及び数字で表示する。

(表示例) 収集運搬業者の場合

産業廃棄物収集運搬車	5.0cm以上
〇〇〇〇〇〇 株式会社	3.2cm以上
6 5 4 3 2 1	3.2cm以上

(2) 運搬車には、次に掲げる事項を記載した書面を備え付けること。

- ① 事業者 ————— ア 氏名又は名称及び住所 イ 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
ウ 運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
エ 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先
- ② 収集運搬業者 —— ア 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
イ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

(3) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。

(4) 収集運搬に伴う悪臭、騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じること。

(5) 収集運搬のための施設を設置する場合は、生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないように必要な措置を講じること。

(6) 運搬車・運搬容器及び運搬用パイプラインは産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものを使用すること。

(7) 船舶を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する船舶である旨その他の事項を船体の外側に見やすいように表示し、かつ、当該船舶に(2)に定める書面を備え付けること。

(8) 産業廃棄物の積替えを行う場合は、保管基準（10～12頁参照）に準じて行うこと。

（加えて、保管できる産業廃棄物の数量の上限を掲示板に記載すること。）

(9) 産業廃棄物の収集運搬途上の保管は、次の基準に適合する積替えを行う場合を除き行ってはならない。

- ① あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- ② 搬入された産業廃棄物の量が、適切に保管できる量を超えるものでないこと。
- ③ 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
- ④ 石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物については、他の物と混合するおそれのないよう、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

(10) 保管する産業廃棄物の数量が、環境省令で定める場合^{*}を除き、当該保管の場所における 1 日当たりの平均的な搬出量に 7 を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

※「環境省令で定める場合」（規則第 7 条の 4）

- ① 船舶を用いて産業廃棄物を運搬する場合であって、当該産業廃棄物に係る船舶の積載量が、当該産業廃棄物に係る積替えのための保管上限を上回るとき。
- ② 使用済自動車等を保管する場合

3 中間処理（再生を含む）基準（政令第6条第1項第2号）

産業廃棄物の中間処理は、次の事項を遵守して行うこと。

- (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- (2) 悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じること。
- (3) 中間処理のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないように必要な措置を講じること。
- (4) 産業廃棄物を焼却する場合は、環境省令で定める構造^{※1}を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法^{※2}により焼却を行うこと。

※1「環境省令で定める構造」（規則第1条の7）

- ① 外気と遮断され、燃焼室で800℃以上で廃棄物を焼却できること。
- ② 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- ③ 外気と遮断された状態で定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入できるものであること。
（ガス化燃焼方式その他構造上やむを得ない焼却設備を除く。）
- ④ 燃焼中の排ガス温度を測定するための装置が設けられていること。
（製鋼・精錬用の電気炉・転炉等を除く。）
- ⑤ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。（加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる場合及び製鋼・精錬用の電気炉・転炉等を除く。）

※2「環境大臣が定める方法」（平成23年4月1日 環境省告示第29号）

- ① 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないこと。
- ② 煙突の先端から火炎又は黒鉛（JIS D8004に定める汚染度が25%を超えるもの）が排出されないこと。
- ③ 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないようにすること。
- (5) 産業廃棄物の熱分解を行う場合には、環境省令で定める構造^{※1}を有する熱分解設備を用いて、環境大臣が定める方法^{※2}により行うこと。

※1「環境省令で定める構造」（規則第1条の7の2）

◇ 炭化水素油又は炭化物を生成する場合

- ① 熱分解室内への空気の流入を防ぐことにより、熱分解室内の廃棄物を燃焼させない構造であること。
- ② 廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力（加圧を行う場合に限る。）を適正に保つことができるものであること。
- ③ 熱分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること。
- ④ 処理によって生じた残さが発火しないよう、残さを直ちに冷却することができるものであること。
- ⑤ 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理（燃焼させ除く。）することができるものであること。

◇ 上記以外の場合

- ① 熱分解に必要な温度を適正に保つことができるものであること、その他生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。

※2「環境大臣が定める方法」（平成17年1月12日 環境省告示第1号）

◇ 炭化水素油又は炭化物を生成する場合

- ① 排出口以外から排ガスが排出されないこと。
- ② 排出口から処理によって生じた残さが飛散しないこと。
- ③ 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを燃焼させる場合、排出口から火炎又は黒鉛（JIS D8004に定める汚染度が25%を超えるもの）が排出されないこと。
- ④ 処理に伴って生じたガスを生活環境の保全上支障が生じないように処理した後、排出すること。

(6) 産業廃棄物の保管を行う場合は、保管基準（10～12頁参照）に準じて行うこと。

（加えて、保管できる産業廃棄物の数量の上限を掲示板に記載すること。）

(7) 産業廃棄物の保管は、当該産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量（環境省令で定める場合※を除く。）を超えてはならない。

※「環境省令で定める場合」（規則第7条の8）

- ① 船舶を用いて産業廃棄物を運搬する場合、産業廃棄物に係る当該船舶の積載量が保管基準の上限〔1日当たりの処理能力相当数量×14〕（以下「基本数量」という。）を超えるときは、船舶積載量+基本数量×1/2
 - ② 処理施設の定期点検又は修理（実施期間があらかじめ定められ、かつ、その期間が7日を超えるものに限る。以下「定期点検等」という。）の期間中に産業廃棄物を保管する場合は、
処理施設1日当たりの処理能力相当数量×定期点検等日数+基本数量×1/2
処理施設の定期点検等終了日に保管されていた産業廃棄物の数量が基本数量を超える場合は、定期点検等終了日の翌日から起算して60日以内に限り、当該現に保管されていた数量以内
 - ③ 建設業に係る産業廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた木くず、コンクリートの破片又はアスファルト・コンクリートの破片であって、分別されたものに限る。）の再生のために保管する場合は、
処理施設1日当たりの処理能力×28（アスファルト・コンクリートの破片にあつては、70）
 - ④ 廃タイヤの処理施設が豪雪地帯指定区域内にあり（神戸市は該当しない）、廃タイヤを11月～3月に保管する場合は、
1日当たりの処理能力相当数量×60日
 - ⑤ 使用済自動車等を保管する場合、次のア及びイに掲げる高さを超えない限りにおいて保管できる数量
ア 保管場所の囲いの下端から水平距離3m以内の部分にあつては、3mまでの高さ
イ 保管場所の囲いの下端から水平距離3mを超える部分にあつては、4.5mまでの高さ
 - ⑥ 使用済自動車等を格納するための施設を利用して保管する場合、使用済自動車等の搬出入に当たり、使用済自動車等の落下による危害が生ずるおそれのない高さ
- (8) 石綿含有産業廃棄物の処分又は再生を行う場合には、溶融施設において石綿が検出されないよう溶融する方法、もしくは環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化する方法により行うこと。

- (9) 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であって、環境省令で定めるもの[※]の処分又は再生を行う場合には、水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。

※「環境省令で定めるもの」（規則第7条の8の2）

- ① 15mg/kgを超える水銀を含有するばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい
- ② 15mg/Lを超える水銀を含有する廃酸又は廃アルカリ

- (10) 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であって、環境省令で定めるもの^{※1}の処分又は再生を行う場合には、あらかじめ、環境大臣が定める方法^{※2}により水銀を回収すること。

※1「環境省令で定めるもの」（規則第7条の8の3）

- ① 廃棄物となった水銀使用製品
- ② 1,000mg/kg以上の水銀を含有するばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい
- ③ 1,000mg/L以上の水銀を含有する廃酸又は廃アルカリ

※2「環境大臣が定める方法」（平成29年6月9日 環境省告示第57号）

◇ 水銀使用製品産業廃棄物（上記①）の場合

- ① 水銀ガスを回収する設備を有するばい焼設備を用いてばい焼する方法
- ② 大気中に水銀が飛散しないための必要な措置が講じられている水銀を分離する方法

◇ 水銀含有ばいじん等（上記②及び③）の場合

- ① 水銀ガスを回収する設備を有するばい焼設備を用いてばい焼する方法
- ② 加熱行程により発生する水銀ガスを回収する設備を有する水銀の回収の用に供する設備を用いて加熱する方法

4 埋立処分基準（政令第6条第1項第3号）

産業廃棄物の埋立処分は、次の事項を遵守して行うこと。

- (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- (2) 埋立処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講じること。
- (3) 埋立処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講じること。
- (4) 埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) 腐敗物（有機性の汚泥、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体及びこれらを処分するために処理したものであって、熱しゃく減量15%以下に焼却したもの及びコンクリート固型化を行ったもの以外のものをいう。）を埋め立てる場合、埋め立てる産業廃棄物の一層の厚さは、おおむね3m以下（腐敗物が40%以上を占める場合はおおむね0.5m以下）とし、かつ、一層ごとにその表面を土砂でおおむね0.5m覆うこと。（埋立面積10,000㎡以下又は埋立容量50,000㎡以下の埋立処分を除く。）
- (6) 埋立処分を終了する場合には、生活環境の保全上支障が生じないように表面を土砂で覆うこと。
- (7) 地中にある空間を利用して、安定型産業廃棄物[※]以外の産業廃棄物の埋立処分をしてはならない。

※「安定型産業廃棄物」

「安定型産業廃棄物処分場に埋立処分できる産業廃棄物について」（19頁）参照。

- (8) 安定型産業廃棄物処分場では、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入又は付着するおそれのないように必要な措置を講じること。
- (9) 埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の処分の場所（有害な産業廃棄物の埋立地の場合は、有害な産業廃棄物の処分の場所）であることの表示がなされている場所で行うこと。
- (10) 有害な産業廃棄物の埋立処分は、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。
- (11) 埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水を汚染を防止するために必要な設備の設置、その他の措置を講じること。
- (12) 産業廃棄物の種類ごとに環境省令で定める埋立処分の基準等に適合すること。（26～35頁表5・表6参照）

注）中間処理及び埋立処分にあたっては上記に定めるほか、神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱に定める維持管理に関する基準を遵守すること。

安定型産業廃棄物処分場に埋立処分できる産業廃棄物について

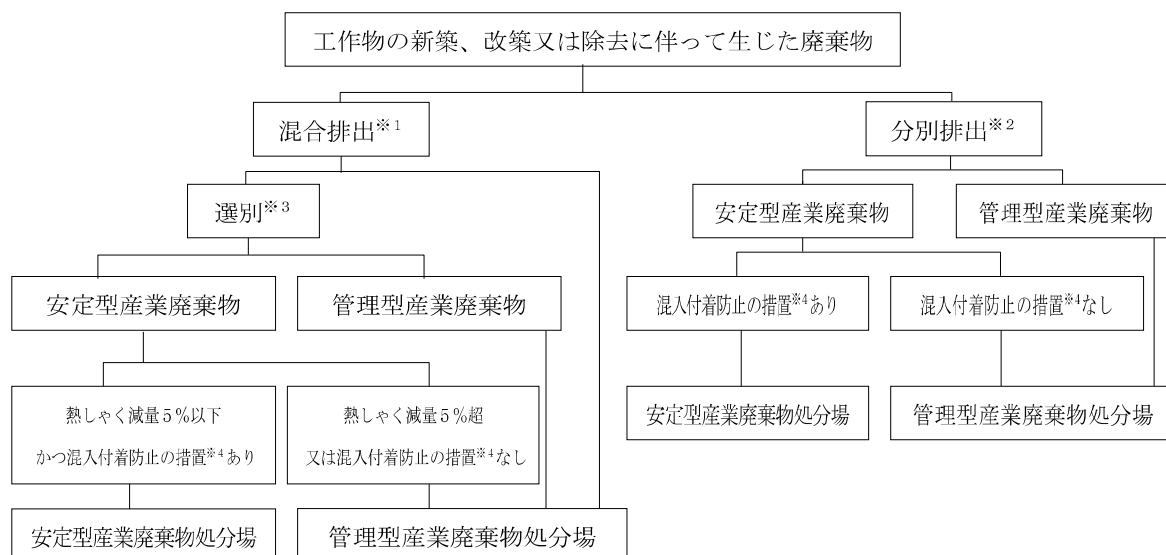
※政令第6条第1項第3号イの概要

＜ 安定型産業廃棄物とは次のものをいう。＞

- (1) 廃プラスチック類（下記を除く。）
 - ① 自動車等破砕物（自動車（原動機付自転車を含む。）又は電気機械器具又はこれらのものの一部の破砕に伴って生じたもの。（ただし、自動車の窓ガラス、プラスチック又は金属から成る自動車のバンパー、自動車のタイヤを除く。））（以下同じ。）
 - ② 廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。）（以下同じ。）
 - ③ 廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であって不要物であるもの。（ただし、有害物質又は有機性の物質が混入し、又は付着しないように分別して排出され、かつ、保管、収集、運搬又は処分の際にこれらの物質が混入し、又は付着したことがないものを除く。）（以下同じ。）
 - ④ 水銀使用製品産業廃棄物
- (2) ゴムくず（事業活動に伴って生じたものに限る。）
- (3) 金属くず（下記を除く。）（事業活動に伴って生じたものに限る。）
 - ① 自動車等破砕物 ② 廃プリント配線板
 - ③ 鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの
 - ④ 鉛製の管又は板であって不要物であるもの ⑤ 廃容器包装
 - ⑥ 水銀使用製品産業廃棄物
- (4) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（下記を除く。）（事業活動に伴って生じたものに限る。）
 - ① 自動車等破砕物 ② 廃ブラウン管の側面部 ③ 廃石膏ボード ④ 廃容器包装
 - ⑤ 水銀使用製品産業廃棄物
- (5) がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（事業活動に伴って生じたものに限る。））
- (6) (1)から(5)以外で、環境大臣が指定する産業廃棄物（廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶解に伴って生じた廃棄物（熔融スラグ）であって、重金属等による汚染のおそれがないもの
注）いずれも特別管理産業廃棄物を除く。

〔参考図〕 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃棄物処理の概念図

（平成10年6月16日環境庁告示第34号、改正；平成12年12月14日環境庁告示第78号）



※1 混合排出とは、安定型産業廃棄物とそれ以外の産業廃棄物を混合して排出することをいう。

※2 分別排出とは、安定型産業廃棄物とそれ以外の産業廃棄物を分別して排出することをいう。

※3 選別とは、手、ふるい、風力、磁力、電力その他を用いる方法により安定型産業廃棄物とそれ以外の産業廃棄物を選別することをいう。

※4 埋立処分までの間、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することのないようにする方法

特別管理産業廃棄物の保管・収集運搬・中間処理・埋立処分に関する基準

特別管理産業廃棄物の保管、収集運搬及び処分については、次に掲げる基準が適用されます。特別管理産業廃棄物の取扱いに際しては、以下のとおり普通の産業廃棄物の取扱いより慎重な対応が必要です。

1 保管基準（規則第8条の13）

特別管理産業廃棄物の保管は、産業廃棄物保管基準（10～12頁参照）のほか、次の事項を遵守して行うこと。

- (1) 特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講じること。ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合で、感染性廃棄物以外のものが混入するおそれのない場合はこの限りではない。
- (2) 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次の措置を講じること。
 - ① 廃油、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物
ア 容器に入れ密封する等揮発防止のために必要な措置
イ 高温にさらされないために必要な措置
 - ② 廃酸、廃アルカリ
容器に入れ密封する等腐食防止のために必要な措置
 - ③ ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物
ポリ塩化ビフェニル汚染物又は処理物の腐食防止のために必要な措置
 - ④ 廃水銀等
ア 容器に入れ密封する等飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置
イ 高温にさらされないために必要な措置及び腐食防止のために必要な措置
 - ⑤ 廃石綿等
梱包する等飛散防止のために必要な措置
 - ⑥ 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物
容器に入れ密封する等腐敗防止のために必要な措置

2 収集運搬基準（政令第6条の5第1項1号）

特別管理産業廃棄物の収集運搬は、次の事項を遵守して行うこと。

- (1) 産業廃棄物の収集運搬基準(1)～(5)及び(7)（13頁参照）の例によること。
- (2) 人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
- (3) 特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集運搬すること。

ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合で、感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合等を除く。
- (4) 運搬車及び運搬容器は、特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- (5) 運搬用パイプラインは、特別管理産業廃棄物の収集運搬には用いないこと。

ただし、消防法第2条第7項に規定する危険物である特別管理産業廃棄物を危険物の規制に関

する政令第3条第3号に規定する移送取扱所において収集運搬する場合を除く。

- (6) 収集運搬を行う者は、次の事項を文書に記載し、その文書を携帯すること。

ただし、特別管理産業廃棄物を収納した運搬容器にこれらの事項が表示されている場合は、この限りでない。

- ① 収集運搬に係る特別管理産業廃棄物の種類
- ② 特別管理産業廃棄物を取扱う際に注意すべき事項

- (7) 感染性産業廃棄物、ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物、廃水銀等の収集運搬を行う場合は、次の事項によること。

- ① 必ず運搬容器に収納して収集運搬すること。
- ② 運搬容器は、密閉でき、また、収納しやすく、損傷しにくい構造を有すること。
- ③ ポリ塩化ビフェニルの漏洩を防止するために必要な措置が講じられていること。

- (8) 特別管理産業廃棄物の積替えを行う場合は、前頁の保管基準に準じて行うこと。（加えて、保管できる特別管理産業廃棄物の数量の上限を掲示板に記載すること。）

- (9) 特別管理産業廃棄物の収集運搬途上の保管は、次の基準に適合する積替えを行う場合を除き、行わないこと。ただし、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物については、この限りでない。

- ① あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- ② 搬入された特別管理産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
- ③ 搬入された特別管理産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
- ④ 保管する特別管理産業廃棄物の数量が、環境省令で定める場合^{*}を除き、当該保管の場所における1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

※「環境省令で定める場合」（規則第8条の10の3）

船舶を用いて特別管理産業廃棄物を運搬する場合であって、当該特別管理産業廃棄物に係る船舶の積載量が、当該特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限を上回るとき。

3 中間処理（再生を含む）基準（政令第6条の5第1項2号）

特別管理産業廃棄物の中間処理は、次の事項を遵守して行うこと。

- (1) 産業廃棄物の中間処理基準(1)～(5)（15頁参照）の例によること。
- (2) 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合は、保管基準（20頁参照）に準じて行うこと。
（加えて、保管できる特別管理産業廃棄物の数量の上限を掲示板に記載すること。）
- (3) 特別管理産業廃棄物の保管は、当該特別管理産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める数量）を超えてはならない。
- (4) 特別管理産業廃棄物により人の健康又は生活環境に係る支障が生じないようにすること。
- (5) 次の表4に掲げる特別管理産業廃棄物の中間処理は、環境大臣が定める方法により行うこと。
（この中間処理により、爆発性、腐食性、感染性、毒性などがなくなったものは、特別管理産業廃棄物として取り扱わなくてよい。）
- (6) 1,000mg/kg以上の水銀を含有するばいじん、汚泥、鉍さい又は1,000mg/L以上の水銀を含有する廃酸又は廃アルカリの処分又は再生を行う場合には、あらかじめ、環境大臣が定める方法^{*}に

より水銀を回収すること。

※「環境大臣が定める方法」（平成29年6月9日 環境省告示第57号）

- ① 水銀ガスを回収する設備を有するばい焼設備を用いてばい焼する方法
- ② 加熱工程により発生する水銀ガスを回収する設備を有する水銀の回収の用に供する設備を用いて加熱する方法

表 4 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法

(平成 4 年 7 月 3 日 厚生省告示第 194 号)

ばいじん	① 熔融設備を用いて熔融したうえで固化するとともに、熔融に伴って生じる汚泥又はばいじんについても③から⑤までのいずれかの方法により処理する方法 ② 焼成設備を用いて焼成することにより重金属が溶出しないように化学的に安定した状態にするとともに、焼成に伴って生ずる汚泥又はばいじんについても③から⑤までのいずれかの方法により処理する方法 ③ セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを養生して固化する方法 ④ 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法 ⑤ 酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法
廃油	① 焼却設備を用いて焼却する方法 ② 蒸留設備その他の設備を用いて再生するとともに、再生に伴って生じる廃棄物についても燃焼しにくいものとして政令第 2 条の 4 第 1 号に掲げる廃油でなくする方法
廃酸 廃アルカリ	① 中和設備を用いて中和する方法 ② 焼却設備を用いて焼却する方法 ③ イオン交換を行う設備その他の設備を用いて再生するとともに、再生に伴って生じる廃棄物についても水素イオン濃度指数を 2.0 より大きく、12.5 より小さくすることができる方法
感染性 産業廃棄物	① 焼却設備を用いて焼却する方法 ② 熔融設備を用いて熔融する方法 ③ 高圧蒸気滅菌装置又は乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法 (施行令別表第 1 の 4 の項の中欄に掲げる施設以外においては、さらに破碎する等滅菌したことが明らかとなるような措置を講じたもの。) ④ 肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法で消毒する方法 (施行令別表第 1 の 4 の項の中欄に掲げる施設以外においては、さらに破碎する等消毒したことが明らかとなるような措置を講じたもの。) ⑤ 感染症予防法等により規制されている感染症の原因となる感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物である場合は、感染症予防法施行規則等に規定するこれらの感染性病原体に有効な方法により消毒する方法

廃ポリ塩化ビフェニル等 ポリ塩化ビフェニル処理物 (廃油、廃酸、廃アルカリ)	① 焼却設備を用いて焼却する方法 ② 脱塩素化分解方式の反応設備を用いて薬剤等と十分に混合し、脱塩素化反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法 ③ 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法 ④ 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法 ⑤ 光分解方式の反応設備を用いて光化学反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法 ⑥ プラズマ分解方式の反応設備を用いてプラズマ反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法 ⑦ 環境大臣の認定に係る無害化处理の方法
ポリ塩化ビフェニル汚染物 及び処理物 (汚泥、紙くず、木くず、繊維くず)	① 焼却設備を用いて焼却する方法 ② 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法 ③ 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法 ④ 機械化学分解方式の反応設備を用いて機械化学反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法 ⑤ 溶融分解方式の反応設備を用いて溶融反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法 ⑥ 洗浄設備を用いて溶剤によりポリ塩化ビフェニル汚染物を洗浄し、ポリ塩化ビフェニルを除去する方法 ⑦ 分離設備を用いてポリ塩化ビフェニルを除去する方法 ⑧ 環境大臣の認定に係る無害化处理の方法
ポリ塩化ビフェニル汚染物 及び処理物 (廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず、がれき類)	① 焼却設備を用いて焼却する方法 ② 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法 ③ 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法 ④ 機械化学分解方式の反応設備を用いて機械化学反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法 ⑤ 溶融分解方式の反応設備を用いて溶融反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法 ⑥ 洗浄設備を用いてポリ塩化ビフェニル汚染物を洗浄し、ポリ塩化ビフェニルを除去する方法 ⑦ 分離設備を用いてポリ塩化ビフェニルを除去する方法 ⑧ 環境大臣の認定に係る無害化处理の方法

ポリ塩化ビフェニル処理物 (その他の品目)	① 焼却設備を用いて焼却する方法 ② 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法 ③ 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法 ④ 環境大臣の認定に係る無害化処理の方法 ⑤ 機械化学分解方式の反応設備を用いて機械化学反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法 ⑥ 溶融分解方式の反応設備を用いて溶融反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法
廃水銀等	① 金属等を含む産業廃棄物の固形化等に関する基準（昭和 52 年 3 月環境庁告示第 5 号）に適合する方法により硫化し、及び固形化する方法
廃石綿等	① 溶融施設において溶融する方法 ② 環境大臣の認定に係る無害化処理の方法

4 埋立処分基準（政令第 6 条の 5 第 1 項第 3 号）

特別管理産業廃棄物の埋立処分は、次の事項を遵守して行うこと。

- (1) 産業廃棄物の埋立処分基準(1)～(6)（17～18頁参照）の例によること。
- (2) 地中にある空間を利用する方法により埋立処分を行ってはならないこと。
- (3) 特別管理産業廃棄物により人の健康又は生活環境に係る支障が生じないようにすること。
- (4) 埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、かつ、特別管理産業廃棄物の処分の場所（有害な特別管理産業廃棄物の埋立地の場合は、有害な特別管理産業廃棄物の処分の場所）であることの表示がなされている場所で行うこと。
- (5) 有害な特別管理産業廃棄物の埋立処分は、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。
- (6) 有害な特別管理産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物の埋立処分にあたっては、埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水を汚染を防止するために必要な設備の設置、その他の措置を講じること。
- (7) 特別管理産業廃棄物の種類ごとに環境省令で定める埋立処分の基準等に適合すること。（26～35 頁表 5・表 6 参照）
- (8) 海洋投入処分を行ってはならないこと。

注）埋立処分にあたっては上記に定めるほか、神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱に定める維持管理基準を遵守すること。

表5 産業廃棄物の種類ごとの埋立処分の基準（政令第6条第1項第3号、政令第6条の5第1項第3号）

産業廃棄物の種類	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
共通	1. 産業廃棄物が飛散・流出しないようにすること 2. 産業廃棄物の埋立処分に伴う悪臭・騒音・振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること 3. 埋立処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないよう必要な措置を講ずること 4. 埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること 5. 埋立処分を終了する場合には、埋め立てる産業廃棄物の一層の厚さは、概ね3m以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂で概ね50cm覆い、生活環境の保全上支障が生じないよう当該埋立地の表面を土砂で覆うこと。 6. 埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、産業廃棄物の処分の場所であることの表示がなされている場所で行うこと （一部の産業廃棄物は有害な産業廃棄物の処分の場所であることの表示がなされている場所で行うこと（令第6条第1項第3号ハ、令第6条の5第1項第3号イ）） （令第6条第1項第3号、令第6条の5第1項第3号）	
	○安定型産業廃棄物処分場 1. 安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分は、地中にある空間を利用する処分の方法により行ってはならないこと （令第6条第1項第3号イ） 2. 埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するための必要な措置が講じられていない埋立地において産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着するおそれのないように必要な措置を講ずること （令第6条第1項第3号ロ）	1. 特別管理産業廃棄物の埋立処分は、地中にある空間利用する処分の方法により行ってはならないこと （令第6条の5第1項第3号） 2. 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること （令第6条の5第1項第3号） 3. 特別管理産業廃棄物は、海洋投入処分を行ってはならないこと （令第6条の5第1項第4号）
	○管理型産業廃棄物処分場 ・有害な産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な設備の設置その他の措置を講ずること （令第6条第1項第3号ホ、令第6条の5第1項第3号ハ）	
	○遮断型産業廃棄物処分場 ・有害な産業廃棄物の埋立処分は、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと （令第6条第1項第3号ニ、令第6条の5第1項第3号ロ）	
燃え殻 ばいじん	○有害物質を含まないもの 1. 大気中に飛散しないように水分の添加、固型化、梱包等必要な措置を講ずること 2. 運搬車に付着したばいじん等が飛散しないよう当該運搬車を洗浄する等必要な措置を講ずること。 3. 埋め立てるばいじん等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。 → 管理型産業廃棄物処分場へ （令第6条第1項第3号ル）	

産業廃棄物の種類	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
燃 え 殻 ば い じ ん	○水銀又はその化合物を含むものを処分するために処理したもの（固型化^{※2}）していないもので、判定基準^{※1}）に適合しないもの） ・判定基準^{※1}）に適合させること、又は固型化^{※2}）すること （令第6条第1項第3号タ） → 管理型産業廃棄物処分場へ ○水銀又はその化合物を含むものを処分するために処理したもの（固型化^{※2}）し、判定基準^{※1}）に適合しないもの） ・有害な産業廃棄物の処分の場所であることを表示する （令第6条第1項第3号ハ(1)） → 遮断型産業廃棄物処分場へ	○水銀又はその化合物を含むものを処分するために処理したもの（特定の施設で生じたものに限る）（固型化^{※2}）していないもので、判定基準^{※1}）に適合しないもの） ・あらかじめ判定基準^{※1}）に適合させること、又は固型化^{※2}）すること （令第6条の5第1項第3号ソ） → 管理型産業廃棄物処分場へ ○水銀又はその化合物を含むものを処分するために処理したもの（特定の施設で生じたものに限る）（固型化^{※2}）し、判定基準^{※1}）に適合しないもの） ・有害な特別管理産業廃棄物の処分の場所であることを表示する （令第6条の5第1項第3号イ(1)） → 遮断型産業廃棄物処分場へ
	○カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1、4-ジオキサンを含むもの及びこれらを処分するために処理したもの（判定基準^{※1}）に適合しないもの） ・有害な産業廃棄物の処分の場所であることを表示する （令第6条第1項第3号ハ(2)） → 遮断型産業廃棄物処分場へ	○カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1、4-ジオキサンを含むもの及びこれらを処分するために処理したもの（特定の施設で生じたものに限る）（判定基準^{※1}）に適合しないもの） ・有害な特別管理産業廃棄物の処分の場所であることを表示する （令第6条の5第1項第3号イ(2)） → 遮断型産業廃棄物処分場へ ○ダイオキシン類を含むもの及びこれらを処分するために処理したもの（判定基準^{※1}）に適合しないもの） ・あらかじめ判定基準^{※1}）に適合させること （令第6条の5第1項第3号ネ） → 管理型産業廃棄物処分場へ
	○有害物質を含まないもの（右記以外のもの） → 管理型産業廃棄物処分場へ	○水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むもの及びこれらを処分するために処理したもの（判定基準^{※1}）に適合しないもの） ・有害な特別管理産業廃棄物の処分の場所であることを表示する （令第6条の5第1項第3号イ(6)） → 遮断型産業廃棄物処分場へ
汚 泥	（陸上埋立処分） ○有機性の汚泥（熱しゃく減量15%以下に焼却したもの及びコンクリート固型化を行ったもの以外のもの） → 腐敗物を含む廃棄物の埋立処分基準（30頁）適用 ○上記以外の汚泥 ・あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、熱分解設備を用いて熱分解を行い、又は含水率85%以下にすること （令第6条第1項第3号へ、令第6条の5第1項第3号カ） 産業廃棄物 → 管理型産業廃棄物処分場へ 特別管理産業廃棄物 → 各々の産業廃棄物の分類ごとの埋立処分基準を適用	
	（水面埋立処分） ○有機性の汚泥 ・あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと （令第6条第1項第3号ト、令第6条の5第1項第3号ヨ） 産業廃棄物 → 管理型産業廃棄物処分場へ 特別管理産業廃棄物 → 各々の産業廃棄物の分類ごとの埋立処分基準を適用 ○上記以外の汚泥 産業廃棄物 → 管理型産業廃棄物処分場へ 特別管理産業廃棄物 → 各々の産業廃棄物の分類ごとの埋立処分基準を適用 （令第6条第1項第3号ト、令第6条の5第1項第3号ヨ）	

産業廃棄物の種類	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
汚 泥	○水銀又はその化合物を含むものを処分するために処理したもの（固型化^{※2}）していないもので、判定基準^{※1}）に適合しないもの） ・あらかじめ判定基準^{※1}）に適合させること、又は固型化^{※2}）すること （令第6条第1項第3号タ） → 管理型産業廃棄物処分場へ ○水銀又はその化合物を含むものを処分するために処理したもの（固型化^{※2}）し、判定基準^{※1}）に適合しないもの） ・有害な産業廃棄物の処分の場所であることを表示する （令第6条第1項第3号ハ(3)） → 遮断型産業廃棄物処分場へ	○水銀又はその化合物を含むものを処分するために処理したもの（特定の施設で生じたものに限る）（固型化^{※2}）していないもので、判定基準^{※1}）に適合しないもの） ・あらかじめ判定基準^{※1}）に適合させること、又は固型化^{※2}）すること （令第6条の5第1項第3号ソ） → 管理型産業廃棄物処分場へ ○水銀又はその化合物を含むものを処分するために処理したもの（特定の施設で生じたものに限る）（固型化^{※2}）し、判定基準^{※1}）に適合しないもの） ・有害な特別管理産業廃棄物の処分の場所であることを表示する （令第6条の5第1項第3号イ(3)） → 遮断型産業廃棄物処分場へ
	○シアン化合物を含むものを処分するために処理したもの（固型化^{※2}）していないもので、判定基準^{※1}）に適合しないもの） ・あらかじめ判定基準^{※1}）に適合させること、又は固型化^{※2}）すること （令第6条第1項第3号レ） → 管理型産業廃棄物処分場へ ○シアン化合物を含むものを処分するために処理したもの（固型化^{※2}）し、判定基準^{※1}）に適合しないもの） ・有害な産業廃棄物の処分の場所であることを表示する （令第6条第1項第3号ハ(5)） → 遮断型産業廃棄物処分場へ	○シアン化合物を含むものを処分するために処理したもの（特定の施設で生じたものに限る）（固型化^{※2}）していないもので、判定基準^{※1}）に適合しないもの） ・あらかじめ判定基準^{※1}）に適合させること、又は固型化^{※2}）すること （令第6条の5第1項第3号ツ） → 管理型産業廃棄物処分場へ ○シアン化合物を含むものを処分するために処理したもの（特定の施設で生じたものに限る）（固型化^{※2}）し、判定基準^{※1}）に適合しないもの） ・有害な特別管理産業廃棄物の処分の場所であることを表示する （令第6条の5第1項第3号イ(5)） → 遮断型産業廃棄物処分場へ
	○トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1・4-ジオキサンを含むもの、又はこれらを処分するために処理したもの（判定基準^{※1}）に適合しないもの） ・あらかじめ判定基準^{※1}）に適合させること （令第6条第1項第3号ソ） → 管理型産業廃棄物処分場へ	○トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1・4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの、又はこれらを処分するために処理したもの（特定の施設で生じたものに限る）（判定基準^{※1}）に適合しないもの） ・あらかじめ判定基準^{※1}）に適合させること （令第6条の5第1項第3号ナ） → 管理型産業廃棄物処分場へ
	○カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ポリ塩化ビフェニル、セレン又はその化合物を含むもの及びこれらを処理したもの（判定基準^{※1}）に適合しないもの） ・有害な産業廃棄物の処分の場所であることを表示する （令第6条第1項第3号ハ(4)） → 遮断型産業廃棄物処分場へ	○カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ポリ塩化ビフェニル、セレン又はその化合物を含むもの及びこれらを処理したもの（特定の施設で生じたものに限る）（判定基準^{※1}）に適合しないもの） ・有害な特別管理産業廃棄物の処分の場所であることを表示する （令第6条の5第1項第3号イ(4)） → 遮断型産業廃棄物処分場へ

産業廃棄物の種類	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
廃油	○タールピッチ類 → 管理型産業廃棄物処分場へ	○廃油（燃焼しにくいものとして環境省令で定めるものを除く）及び廃溶剤（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1、1、1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1・4-ジオキサンに限るものとし、特定の施設で生じたものに限る）及びこれらを処分するために処理したもの（判定基準 ^{*1} ）に適合しないもの） ・あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと (令第6条の5第1項第3号ニ) → 管理型産業廃棄物処分場へ
	○タールピッチ類以外 ・あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと (令第6条第1項第3号チ) → 管理型産業廃棄物処分場へ	
廃酸・廃アルカリ	→ 埋立処分禁止 (令第6条第1項第3号ワ)	→ 埋立処分禁止 (令第6条の5第1項第3号ホ、ヘ)
紙くず・木くず 繊維くず	→ 管理型産業廃棄物処分場へ	
廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を除く)	○自動車等破砕物、廃プリント配線板（鉛含有はんだ使用品）、廃容器包装（有害物質又は有機性物質が混入、付着しているもの）、水銀使用製品産業廃棄物 ・あらかじめ中空の状態でないように、かつ、最大径概ね15cm以下に破砕し、切断すること ・若しくは溶融設備を用いて溶融加工し、焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと (令第6条第1項第3号イ(1)、リ) → 管理型産業廃棄物処分場へ ○上記以外のもの ・あらかじめ中空の状態でないように、かつ、最大径概ね15cm以下に破砕し、切断すること → 安定型産業廃棄物処分場へ (令第6条第1項第3号イ(1)、リ) ・若しくは溶融設備を用いて溶融加工し、焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと (令第6条第1項第3号リ) → 管理型産業廃棄物処分場へ	
ゴムくず	・最大径概ね15cm以下に破砕又は切断すること → 安定型産業廃棄物処分場へ (令第6条第1項第3号イ(2)、ヌ) ・若しくは焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと (令第6条第1項第3号ヌ) → 管理型産業廃棄物処分場へ	
がれき類	→ 安定型産業廃棄物処分場へ (令第6条第1項第3号イ(5))	

産業廃棄物の種類	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
金 属 く ず	○自動車等破砕物、廃プリント配線板（鉛含有はんだ使用品）、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃容器包装（有害物質又は有機性物質が混入、付着しているもの）、水銀使用製品産業廃棄物 → 管理型産業廃棄物処分場へ ○上記以外のもの → 安定型産業廃棄物処分場へ (令第6条第1項第3号イ(3))	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	○自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部に限る）、廃石膏ボード、廃容器包装（有害物質又は有機性物質が混入、付着しているもの）、水銀使用製品産業廃棄物 → 管理型産業廃棄物処分場へ ○上記以外のもの → 安定型産業廃棄物処分場へ (令第6条第1項第3号イ(4))	
腐 敗 物	○腐敗物（有機性汚泥、動植物性残さ、動物系固形状不要物、動物のふん尿、動物の死体及びこれらを処分するために処理したものであって、熱しやく減量 15%以下に焼却したもの及びコンクリート固型化を行ったものの以外のものをいう）を含む産業廃棄物 ・埋め立てる産業廃棄物の一層の厚さは、概ね 3m（当該産業廃棄物のうち、概ね 40%以上が腐敗物であるものにあっては概ね 50cm）以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂で概ね 50cm 覆うこと。ただし、小規模埋立（埋立面積 10,000㎡以下又は埋立容量 50,000m³以下の埋立処分）を行う場合はこの限りではない。 (令第6条第1項第3号ヲ) → 管理型産業廃棄物処分場へ	○腐敗物（有機性の汚泥及びこれを処分するために処理したものであって、熱しやく減量 15%以下に焼却したもの及びコンクリート固型化を行ったものの以外のものをいう）を含む特別管理産業廃棄物 ・埋め立てる産業廃棄物の一層の厚さは、概ね 3m（当該産業廃棄物のうち、概ね 40%以上が腐敗物であるものにあっては概ね 50cm）以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂で概ね 50cm 覆うこと。ただし、小規模埋立（埋立面積 10,000㎡以下又は埋立容量 50,000m³以下の埋立処分）を行う場合はこの限りではない。 (令第6条の5第1項第3号レ) → 各々の産業廃棄物の分類ごとの埋立処分基準を適用
感染性産業廃棄物	○感染性産業廃棄物の感染性を失わせる方法（令第6条の5第1項第2号ハで規定する環境大臣が定める方法^{※4)}）により処分し、又は再生したことにより生じた廃棄物 ・あらかじめ環境大臣が定める基準^{※3)}に適合するものによること (令第6条第1項第3号ツ) → 上記の処分又は再生により生じた産業廃棄物の分類ごとの埋立処分基準を適用	→ 埋立処分禁止 (令第6条の5第1項第3号ト)

廃 水 銀 等		○廃水銀等 ・あらかじめ、環境大臣が定める方法^{*4)}により、硫化し、及び固型化すること (令第6条の5第1項第3号ル) → 管理型産業廃棄物処分場へ ○廃水銀等を処分するために処理したもの (判定基準^{*1)}に適合するもの) 1. 水面埋立処分を行ってはならないこと 2. 埋立処分の場所から浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な環境省令で定める設備の設置その他の環境省令で定める措置を講ずること 3. 人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように次のように埋立処分すること ・最終処分場のうちの一定の場所において、分散しないように行うこと ・その他の廃棄物と混合するおそれのないように他の廃棄物と区分すること ・流出しないように必要な措置を講ずること ・雨水が浸入しないように必要な措置を講ずること (令第6条の5第1項第3号ヲ) → 管理型産業廃棄物処分場へ ○廃水銀等を処分するために処理したもの (判定基準^{*1)}に適合しないもの) (令第6条の5第1項第3号イ(6)) → 遮断型産業廃棄物処分場へ
----------------	--	--

産業廃棄物の種類	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
廃ポリ塩化ビフェニル等	○廃ポリ塩化ビフェニル等を令第6条の5第1項第2号ニの規定により処分又は再生（焼却することを除く）したことによって生じた廃棄物 ・あらかじめ環境大臣が定める基準^{※3)}に適合するものにする （ 1. 脱塩素化反応により分解したことより生じた廃棄物に関する基準 (1) 脱塩素化反応により分解されたものについては、ポリ塩化ビフェニルが十分に分解されていること (2) 廃油については、焼却設備を用いて焼却すること (3) 液状のもの（廃油を除く）については、埋立処分を行ってはならない (4) 泥状のものについては、ポリ塩化ビフェニルが溶出しないように処理し、かつ、含水率85%以下にすること 2. 水熱酸化反応により生じた廃棄物に関する基準 (1) 水熱酸化反応により分解されたものについては、ポリ塩化ビフェニルが分解されていること (2) 液状のものについては埋立処分を行ってはならない。又、泥状のものについては含水率85%以下にすること 3. 熱化学反応によりポリ塩化ビフェニルを処理したことにより生じた廃棄物に関する基準 (1) 熱化学反応により分解されたものについては、ポリ塩化ビフェニルが分解されていること (2) 液状のものについては埋立処分を行ってはならない。又、泥状のものについては含水率85%以下にすること 4. 光化学反応によりポリ塩化ビフェニルを分解したことにより生じた廃棄物に関する基準 (1) 光化学反応により分解されたものについては、ポリ塩化ビフェニルが分解されていること (2) 廃油については、焼却設備を用いて焼却すること (3) 液状のものについては埋立処分を行ってはならない。又泥状のものについては含水率85%以下にすること ） （令第6条第1項第3号ネ） → 上記の処分又は再生により生じた産業廃棄物の分類ごとの埋立処分基準を適用	・あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、当該焼却により生ずるものを環境省令で定める判定基準^{※1)}に適合するものにする （令第6条の5第1項第3号チ） → 上記の処分又は再生により生じた産業廃棄物の分類ごとの埋立処分基準を適用

産業廃棄物の種類	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
ポリ塩化ビフェニル 汚染物	○ポリ塩化ビフェニル汚染物を令第6条の5第1項第2号ホの規定により処分又は再生（焼却することを除く）したことにより生じた廃棄物 ・あらかじめ環境大臣が定める基準^{※3)}に適合するものにする 1. 固形状のものについては、ポリ塩化ビフェニルが除去されていること 2. 廃油については、焼却設備を用いて焼却すること 3. 液状のもの（廃油を除く）については、埋立処分を行ってはならない 4. 泥状のものについてはポリ塩化ビフェニルが溶出しないように処理し、かつ、含水率85%以下にすること （令第6条第1項第3号ナ） → 上記の処分又は再生により生じた産業廃棄物の分類ごとの埋立処分基準を適用	・あらかじめ、次の1～3のいずれかの方法により処理すること 1. ポリ塩化ビフェニルを除去すること 2. 焼却設備を用いて焼却し、当該焼却により生ずるものを環境省令で定める判定基準^{※1)}に適合するものにする 3. ポリ塩化ビフェニル汚染物の材質、ポリ塩化ビフェニルの封入の状態等により1又は2によることが困難であると認められる場合には、環境大臣が別に定める方法で処理すること （令第6条の5第1項第3号リ） → 上記の処分又は再生により生じた産業廃棄物の分類ごとの埋立処分基準を適用
ポリ塩化ビフェニル 処理物	○ポリ塩化ビフェニル処理物を令第6条の5第1項第2号ホの規定により処分又は再生（焼却することを除く）したことにより生じた廃棄物 ・あらかじめ環境大臣が定める基準^{※3)}に適合させること 1. 脱塩素化反応、水熱酸化反応、熱化学反応又は光化学反応等により分解されたものについては、ポリ塩化ビフェニルが分解されていること 2. 固形状のものについては、ポリ塩化ビフェニルが除去されていること 3. 廃油については、焼却設備を用いて焼却すること 4. 液状のもの（廃油を除く）については、埋立処分を行ってはならないこと 5. 泥状のものについては、ポリ塩化ビフェニルが溶出しないように処理し、かつ、含水率85%以下にすること （令第6条第1項第3号ラ） → 上記の処分又は再生により生じた産業廃棄物の分類ごとの埋立処分基準を適用	・あらかじめ、次の1～3のいずれかの方法により処理すること 1. ポリ塩化ビフェニルを除去すること 2. 焼却設備を用いて焼却し、当該焼却により生ずるものを環境省令で定める判定基準^{※1)}に適合するものにする 3. ポリ塩化ビフェニル汚染物の材質、ポリ塩化ビフェニルの封入の状態等により1又は2によることが困難であると認められる場合には、環境大臣が別に定める方法で処理すること （令第6条の5第1項第3号ヌ） → 上記の処分又は再生により生じた産業廃棄物の分類ごとの埋立処分基準を適用

産業廃棄物の種類	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
廃石綿等	○廃石綿等を人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法（令第6条の5第1項第2号トで規定する環境大臣が定める方法^{※4)}）により処分し、若しくは再生したことにより生じた廃棄物 ・あらかじめ環境大臣が定める基準^{※3)}に適合するものにする こと (令第6条第1項第3号ム) → 上記の処分又は再生により生じた産業廃棄物の分類ごとの埋立処分基準を適用 （ 1. 石綿が飛散しないように十分溶解加工したもの → 安定型産業廃棄物処分場へ 2. 溶融炉において生ずる排ガス処理したことで生じたばいじん → 石綿が飛散しないように十分溶解加工する → 安定型産業廃棄物処分場へ ）	1. 大気中に飛散しないように、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重に梱包すること 2. 埋立処分は、最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、当該廃石綿等が分散しないように行うこと 3. 埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること (令第6条の5第1項第3号ワ) → 管理型産業廃棄物処分場へ
石綿含有産業廃棄物	○石綿含有産業廃棄物 1. 埋立処分は、最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、当該石綿含有産業廃棄物が分散しないように埋立を行うこと 2. 埋め立てる石綿含有産業廃棄物が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること (令第6条第1項第3号ヨ) → 安定型産業廃棄物処分場又は管理型産業廃棄物処分場へ ○石綿含有産業廃棄物を令第6条第1項第2号ニの規定により処分し、若しくは再生したことにより生じた廃棄物 ・あらかじめ環境大臣が定める基準^{※3)}に適合するものにする こと (令第6条第1項第3号ム) → 上記の処分又は再生により生じた産業廃棄物の分類ごとの埋立処分基準を適用	

※1) 判定基準とは「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年2月17日 総理府令第5号）をいう。（35頁表6参照）

※2) 固型化は「金属等を含む廃棄物の固型化等に関する基準」（昭和52年3月14日 環境庁告示第5号）による。

※3) 環境大臣が定める基準とは「特別管理一般廃棄物等を処分又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準」（平成4年7月3日 環境庁告示第42号）をいう。

※4) 環境大臣が定める方法とは「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法」（平成4年7月3日 厚生省告示第194号）をいう。

〔備考〕 1. 安定型産業廃棄物の品目については、19頁を参照すること。

2. 建設混合廃棄物で選別された安定型産業廃棄物は、熱しゃく減量5%以下、かつ、埋立処分までの間、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着したことがないものは、安定型産業廃棄物処分場で埋立処分することができる。

3. 安定型産業廃棄物については、安定型産業廃棄物処分場の他、管理型産業廃棄物処分場にも埋立可能である。

表6 金属等を含む産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準（令第6条第1項第3号、令第6条の5第1項第3号）※1

（特別管理） 産業廃棄物 有害物質	特別管理産業廃棄物				特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物			
	水銀を含む燃え殻とばいじんの処理物※2	その他の燃え殻、ばいじん、鉱さい、その処理物※2	水銀又はシアンを含む汚泥の処理物※2	その他の汚泥、その処理物※2	水銀を含む燃え殻とばいじんの処理物※2	その他の燃え殻、ばいじん、その処理物※2	水銀又はシアンを含む汚泥の処理物※2	その他の汚泥、その処理物※2
試験方法（単位）	溶出試験（mg/l）							
アルキル水銀化合物	不検出	不検出※3	不検出	—	不検出	—	不検出	—
水銀又その化合物	0.005	0.005※3	0.005	—	0.005	—	0.005	—
カルシウム又その化合物	—	0.09	—	0.09	—	0.09	—	0.09
鉛又その化合物	—	0.3	—	0.3	—	0.3	—	0.3
有機燐化合物	—	—	—	1	—	—	—	1
六価クロム化合物	—	1.5	—	1.5	—	1.5	—	1.5
砒素又その化合物	—	0.3	—	0.3	—	0.3	—	0.3
シアン化合物	—	—	1	—	—	—	1	—
P C B	—	—	—	0.003	—	—	—	0.003
トリクロエチレン	—	—	—	0.1	—	—	—	0.1
テトラクロエチレン	—	—	—	0.1	—	—	—	0.1
ジクロロメタン	—	—	—	0.2	—	—	—	0.2
四塩化炭素	—	—	—	0.02	—	—	—	0.02
1・2-ジクロロエタン	—	—	—	0.04	—	—	—	0.04
1・1-ジクロロエチレン	—	—	—	1	—	—	—	1
シス-1・2-ジクロロエチレン	—	—	—	0.4	—	—	—	0.4
1・1・1-トリクロロエタン	—	—	—	3	—	—	—	3
1・1・2-トリクロロエタン	—	—	—	0.06	—	—	—	0.06
1・3-ジクロロプロパン	—	—	—	0.02	—	—	—	0.02
チウラム	—	—	—	0.06	—	—	—	0.06
シマジン	—	—	—	0.03	—	—	—	0.03
チオベンカルブ	—	—	—	0.2	—	—	—	0.2
ベンゼン	—	—	—	0.1	—	—	—	0.1
セレン又その化合物	—	0.3	—	0.3	—	0.3	—	0.3
1・4-ジオキサン	—	0.5※4	—	0.5	—	0.5※4	—	0.5
ダイオキシン類※5	—	3ng-TEQ/g	—	3ng-TEQ/g	—	—	—	—
基準に適合しない産業廃棄物の名称	有害な特別管理産業廃棄物				有害な産業廃棄物			

注 ※1 産業廃棄物の埋立処分基準は、令第6条第1項第3号による。特別管理産業廃棄物の埋立処分基準は、令第6条の5第1項第3号による。

※2 処理物とは、その廃棄物を処分するために処理したもので、廃酸、廃アルカリ以外のものをいう。

※3 鉱さい及びその処理物に適用する。

※4 ばいじん及びその処理物に適用する。

※5 ダイオキシン類は、鉱さいを除いた燃え殻、ばいじん、汚泥及びその処理物に含まれる濃度を示す。

処理を委託する場合の基準

1 産業廃棄物の委託基準（政令6条の2）

事業者は、産業廃棄物の処理（収集、運搬又は処分）を他人に委託する場合、次の基準に従って行わなければなりません。

(1) 委託できる者の一例

- ① 運搬については、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を有し、委託しようとする産業廃棄物の運搬が許可事業の範囲に含まれている者
- ② 処分については、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業の許可を有し、委託しようとする産業廃棄物の処分が許可事業の範囲に含まれている者

(2) 委託契約は書面により各々締結することが必要です。また、契約終了日から5年間保存しなければなりません。契約書には許可証の写し等を添付し、かつ次の事項に関する条項を記載する必要があります。

- ① 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- ② 運搬を委託するときは、その最終目的地の所在地
- ③ 処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地・その方法及び処分又は再生に係る施設の処理能力
- ④ 中間処理業者に処理を委託するときは、中間処理後に残った産業廃棄物の最終処分の場所の所在地、最終処分の方法、最終処分に係る施設の処理能力
- ⑤ 委託契約の有効期間
- ⑥ 委託者が受託者に支払う料金
- ⑦ 受託者の事業の範囲
- ⑧ 運搬に係る委託契約については、受託者が積替え又は保管を行う場合は、積替え又は保管を行う場所の所在地並びに保管できる産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積替えのための保管上限
- ⑨ ⑧の場合において委託契約に係る産業廃棄物が政令第6条第1項第3号イに規定する安定型産業廃棄物であるときは、その積替え又は保管の場所において他の廃棄物と混合することの可否等に関する事項
- ⑩ 委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
 - ア 性状及び荷姿に関する事項
 - イ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
 - ウ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - エ 廃パソコン、廃テレビ等であって、JIS C0950号に規定する有害物質含有マークが付されたものである場合には、そのマークの表示に関する事項
 - オ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨
 - カ その他取り扱う際に注意すべき事項
- ⑪ 委託契約期間中における上記性状情報の変更時の情報伝達方法に関する事項

⑫ 受託業務終了時の委託者への報告に関する事項

⑬ 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

注) 処理委託標準契約書については(社) 全国産業資源循環連合会のホームページをご参照ください。

アドレス <https://www.zensanpairen.or.jp/>

2 特別管理産業廃棄物の委託基準（政令第6条の6、規則第8条の16）

事業者が特別管理産業廃棄物の処理（収集・運搬又は処分）を他人に委託する場合、前頁の「産業廃棄物の委託基準」に加えて、受託者に対し次の事項をあらかじめ文書で通知しなければなりません。

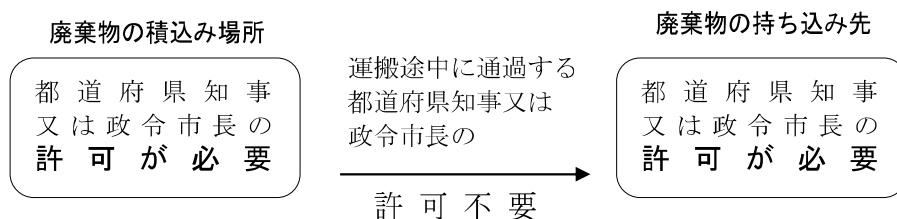
- (1) 委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿
- (2) 当該特別管理産業廃棄物を取扱う際に注意すべき事項

3 処理を他人に委託する場合の確認事項

(1) 許可内容の確認

- ① 産業廃棄物の処理を委託する場合には、受託者がその処理を適正に行う許可を有していることを確認する必要があります。
- ② 許可には、「産業廃棄物収集運搬業」、「産業廃棄物処分業」、「特別管理産業廃棄物収集運搬業」、「特別管理産業廃棄物処分業」の4種類があります。
- ③ 収集運搬業者は、産業廃棄物を「積み込む場所」と「降ろす場所」のそれぞれの区域を管轄する都道府県知事の許可が必要です。

ただし、政令市内に積替え保管施設を設置する場合、もしくは都道府県内において一の政令市の区域内のみで廃棄物の積み込み・積み降ろしを行う場合は、当該政令市長の許可が必要となります。



- ④ 処分業者（中間処理業者又は最終処分業者）は、その処理施設の設置場所を管轄する都道府県知事又は政令市長の許可が必要です。
- ⑤ 許可を有しているかどうかを確認するには、許可証の提示を求めるか、都道府県又は政令市の産業廃棄物担当部局へお問合わせください。なお、業者によっては、自治体ごとに有している許可の内容（取扱うことができる産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類など）が異なる場合がありますので、注意してください。
- ⑥ 許可証には、事業の範囲として次の事項が記載されていますので、委託しようとする産業廃棄物及びその処理方法が適当であるかを確認してください。

ア 取扱うことのできる産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類

イ 収集運搬業については、「積替え・保管」を含むか含まないかの別

- ウ 処分業については、「破碎・焼却等の中間処理業」、「最終処分業」の別
- ⑦ 許可証には、許可の有効期限（５年間（優良認定業者は７年間））が記載されていますので、許可期限が過ぎていないことを確認してください。

(2) 許可証の具体例

許可番号 第 0 6 9 0 1 ※※※※※号	
産業廃棄物収集運搬業許可証	
住 所	神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号
氏 名	〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。	
神戸市長 〇 〇 〇 〇	
許可の年月日	令和 年 4 月 1 日
許可の有効期限	令和 年 3 月 3 1 日

1 事業の範囲
(積替え・保管を含まない。)
1 汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。)
2 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。)
3 金属くず
4 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。)
5 がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。)
以上 5 種類、水銀使用製品産業廃棄物を含む。
(積替え・保管を含む。)
1 廃油
2 廃酸（水銀含有ばいじん等を含む。)
3 廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。)
以上 3 種類、水銀使用製品産業廃棄物を除く。
2 許可の条件 なし
3 許可の更新又は変更の状況
平成 2 2 年 4 月 1 日 新規許可 平成 2 7 年 4 月 1 日 更新許可
4 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 (無)

① 許可の種類

前頁の許可証の例では、許可の種類は「産業廃棄物収集運搬業（積替え・保管を含む。）」です。この許可だけでは産業廃棄物の処分業を行うことはできません。また、特別管理産業廃棄物の収集運搬を行うこともできません。

なお、「特別管理産業廃棄物収集運搬業」又は「特別管理産業廃棄物処分業」の許可だけでは、特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物を扱うことはできません。

② 取扱うことのできる産業廃棄物の種類

許可証の例では、取扱うことのできる産業廃棄物の種類は、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の8種類です。ただし、収集運搬途中の積替え・保管を行えるのは廃油、廃酸、廃アルカリの3種類のみで、その他の産業廃棄物である汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の5種類については、運搬途中の積替え・保管を行うことはできず、排出場所から処分場（中間処理施設又は最終処分場）まで直送する必要があります。

③ 許可の有効期限、許可を行った都道府県・政令市も確認してください。

(3) 適正処理の確認義務（法第12条第7項、法第12条の2第7項）

（特別管理）産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために、必要な措置を講ずるよう努めてください。

(4) 処理の委託契約の締結（書面による二者契約）

（法第12条第6項、法第12条の2第6項、政令第6条の2第4号、政令第6条の6）

① 排出事業者が（特別管理）産業廃棄物の処理を委託する場合、収集運搬については収集運搬業者と、処分については処分業者と、それぞれ書面により契約を締結してください（36～37頁参照）。

② 神戸市の許可を受けている処分業者（中間処理業者）の情報提供は、本市ホームページにて行っています。

「神戸市内の産業廃棄物中間処理業者一覧」（ただし掲載希望者のみ。）

アドレス <https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/kankyotaisaku/industry/chukanshorigyousha-itiran.html>

(5) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）による処理の確認及びその保存

産業廃棄物管理票交付者は、産業廃棄物の処理が完了した後、収集運搬業者及び処分業者から返送される産業廃棄物管理票により、処理が適正に完了したことを確認し、5年間保存しなければなりません。

(6) 適正な処理料金の負担

廃棄物を適正に処理するためには、処理内容に見合った費用を負担しなければなりません。

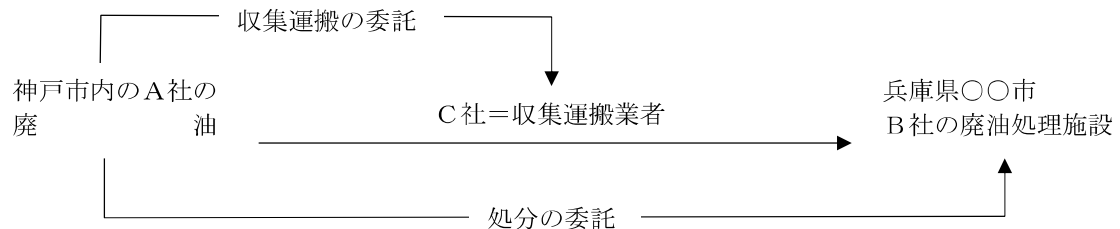
産業廃棄物の処理について、適正な処理料金を負担していないとき、不法投棄等の不適正処理が発生した場合は、排出事業者にも不適正処理に関する現状回復等（不法投棄物の撤去）の措置命令（法第19条の6）を受ける場合があります。

廃棄物の適正処理には、相応の経費がかかるという理解と認識が必要です。

(7) 委託の具体例

(7) 委託の具体例

＜内容＞ 神戸市内のA社から排出された廃油の処分を兵庫県〇〇市にあるB社に委託し、A社からB社までの収集運搬をC社に委託しようとする場合



① 確認事項

ア B社は、産業廃棄物処分業の廃油の許可を兵庫県知事（〇〇市が政令市である場合は、当該政令市長）から受けているか。

イ C社は、産業廃棄物収集運搬業の廃油の許可を兵庫県知事から受けているか。

ウ B社及びC社の許可の有効期限は過ぎていないか。

エ 処理施設や収集運搬器材（車両等）などは適正か。

注）A社の排出する廃油が特別管理産業廃棄物である場合には、B社は特別管理産業廃棄物処分業の、C社は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可をそれぞれ受けている必要があります。

② 委託契約

ア A社はB社との間で、中間処理の委託契約を締結しなければなりません。契約書には中間処理にかかる許可証の写しが添付されている必要があり、また、当該産業廃棄物にかかる最終処分の場所の所在地、方法、施設の処理能力にかかる事項についての記載も必要となります。

イ A社はC社との間で、A社からB社の処理施設までの収集運搬業務の委託契約を締結しなければなりません。

ウ 契約は、収集運搬業者及び処分業者それぞれと書面により締結しなければなりません。A社が収集運搬業者のC社との間で中間処理業務までを含めた委託契約をすることは委託基準違反となりますので注意してください。

マニフェスト制度

1 制度の概要（法第12条の3、法第12条の5）

（特別管理）産業廃棄物の排出事業者は、（特別管理）産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、当該（特別管理）産業廃棄物を引き渡す際に紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付し、（特別管理）産業廃棄物の処理の各行程ごとに終了の報告を受けることにより、委託した（特別管理）産業廃棄物が適正に処理されたことを確認しなければなりません。

2 マニフェスト交付に関する遵守事項（規則第8条の20、規則第8条の31の2）

- (1) （特別管理）産業廃棄物の種類ごとに交付すること。
- (2) （特別管理）産業廃棄物の運搬先が複数ある場合は、運搬先ごとに交付すること。
- (3) 廃棄物を処理業者に引き渡す際に、委託する（特別管理）産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び受託者の氏名又は名称が管理票に記載された事項と相違ないことを確認の上、交付すること。

3 マニフェスト交付が不要な場合（規則第8条の19）

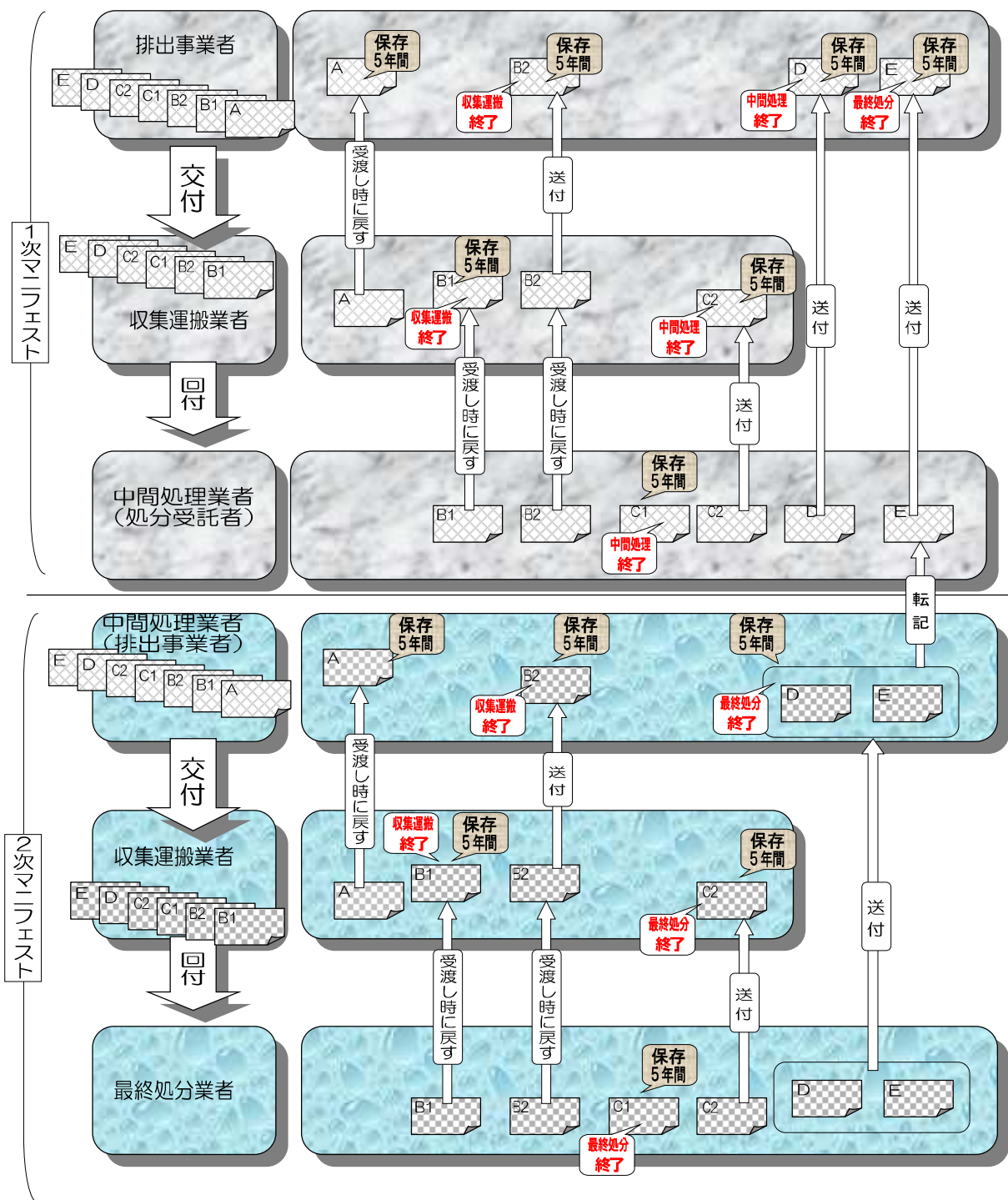
下記の場合はマニフェストを交付する必要はありません。

- (1) 国、都道府県又は市町村に産業廃棄物の処理を委託する場合
- (2) 廃油処理事業を行う港湾管理者又は漁港管理者に廃油の処理を委託する場合
- (3) 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処理を行う業者にその処理を委託する場合
- (4) 産業廃棄物の再生利用を行う者で環境大臣の認定を受けた者に、その認定に係る産業廃棄物の処理を委託する場合
- (5) 産業廃棄物の広域的な処理を行う者で環境大臣の認定を受けた者に、その認定に係る産業廃棄物の処理を委託する場合
- (6) 再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集運搬を行う者であって都道府県知事の指定を受けたものに当該産業廃棄物の運搬を委託する場合

注）ただし、マニフェスト交付を要しない場合であっても、委託契約の締結は必要です。

4 マニフェスト制度の仕組み

- (1) 7枚複写（積替え・保管用は8枚）のマニフェストに（特別管理）産業廃棄物の処理を委託する者が自ら（特別管理）産業廃棄物の種類、数量、受託者の氏名等の必要事項を記載し、（特別管理）産業廃棄物を運搬受託者に引き渡す際に記載内容を双方が確認のうえ交付します。下図のように1次マニフェストと2次マニフェストがあります（直接最終処分する場合は1次マニフェストのみ）。



- (2) 排出事業者は、所定欄に収集運搬業者の署名を受け、控えの「A票」を受け取ってください。
なお、「A票」は交付の日から5年間保存しなければなりません。
- (3) 収集運搬業者は、運搬が終了したときは、運搬終了日から10日以内に所定欄に運搬終了年月日等を記載して、その写し「B2票」を排出事業者に送付しなければなりません。一方、マニフェスト「C票」「D票」「E票」を処分受託者に回付しなければなりません。
- (4) 処分業者は、（特別管理）産業廃棄物の中間処理（焼却・破碎等）を終了したときは、処分終了日から10日以内に所定欄に処分年月日・担当者名を記載して、その写し「C2票」を収集運搬業者、「D票」を排出事業者に送付しなければなりません。
- (5) また、中間処理によって生じた中間処理後物については、中間処分業者が2次マニフェストを交付して最終処分（埋立等）しますが、最終処分後10日以内に必要事項が記入された「E票」が中間処分業者に返送されます。中間処分業者は、最終処分業者からE票が返送されてから10日以内に、処分された日を1次マニフェストの「E票」に転記して排出事業者に送付しなければなりません。

5 排出事業者の責務

- (1) 「B2票（運搬終了の報告票）」、「D票（中間処理終了の報告票）」、「E票（最終処分終了の報告票）」の送付を受けた時に、それぞれ「A票」と照合し運搬処分の終了を確認します。
- (2) 処理を委託したにもかかわらず、所定期限内（産業廃棄物 90日、特別管理産業廃棄物 60日）に「D票」が、また180日以内に「E票」が返送されてこないときは、その処理の状況を確認するとともに、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置等を講じ、それぞれの期限後30日以内に、神戸市に措置内容報告書を提出しなければなりません。
- (3) 「A票」は交付の日から「B2票」「D票」「E票」は送付を受けた日から、それぞれ5年間保存しなければなりません。

6 収集運搬受託者・処分受託者の責務

- (1) 排出事業者それぞれ「B2票」、「D票」、「E票」を送付し、運搬又は処分（最終処分を含む。）終了を報告します。
- (2) 収集運搬受託者は「B1票」「C2票」を、処分受託者は「C1票」を、交付日又は受領日より、それぞれ5年間保存しなければなりません。
- (3) 運搬受託者又は処分受託者は、マニフェストの交付を受けていない場合は、（特別管理）産業廃棄物の処理を受託できません。

7 マニフェストの記載方法について

マニフェストには、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）と、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが運用する電子マニフェスト（電子情報処理組織）があります。

(1)紙マニフェスト

紙マニフェストは、現在、数種類のものが（特別管理）産業廃棄物の処理のために使用されていますが、ここでは、廃棄物処理法で規定されている法定様式（規則第8条の21）をもとに、紙マニフェストの記入項目等の説明を行います。

(マニフェストの様式)

産 業 廃 棄 物 管 理 票									
交付年月日	令和 年 月 日	交付番号		交付担当者	氏名				
事 業 者	氏名又は名称			事 業 場	名称				
	住所 〒 電話番号				所在地 〒 電話番号				
産業廃棄物	種類			数量			荷姿		
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）								
最終処分の 場 所	所在地								
運搬受託者	氏名又は名称			運搬先の 事 業 場	名称				
	住所 〒 電話番号				所在地 〒 電話番号				
処分受託者	氏名又は名称			積替え又は 保 管	所在地 〒 電話番号				
	住所 〒 電話番号								
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)		受領印 ㊞	運搬終了年月日	令和 年 月 日	有価物拾集量			
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)		受領印 印	処分終了年月日	令和 年 月 日	最終処分終了年月日	令和 年 月 日		
最終処分を 行った場所	所在地								

(記載上の注意)

- 1 日本工業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
- 2 余白には斜線を引くこと。
- 3 「数量」及び「有価物拾集量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。
- 4 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。
- 5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。

◇ 記入項目の説明

- ① 「交付番号」は、排出事業者がそのマニフェストを特定できる任意の番号を記載します。
- ② 「交付担当者」は、実際にマニフェストを業者に交付した者の氏名を記載します。
- ③ 「事業者」は、（特別管理）産業廃棄物の処理を委託する排出事業者の氏名又は名称及び住所を記載します。
- ④ 「産業廃棄物」は、処理を委託する産業廃棄物の種類（産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物）を記入します。なお、産業廃棄物と特別管理産業廃棄物を一枚のマニフェストで処理することはできませんので、必ず、産業廃棄物と特別管理産業廃棄物をそれぞれ別のマニフェストに記入して処理を委託してください。

- ⑤ 「数量」の記載は、重量・体積・個数などその単位系は限定されません。
例：箱・袋・kg・t・リットル など
- ⑥ 「荷姿」は、ダンボール箱、袋、ポリ容器、ドラム缶、バラなど具体的な荷姿を記載します。
- ⑦ 「中間処理産業廃棄物」は、中間処理業者が記載します（1次マニフェスト交付時記入不要）。
例えば、焼却処分を行う中間処理業者が焼却後の燃え殻の埋立処分を委託する場合、その燃え殻にかかる廃棄物の焼却を委託した排出事業者の氏名又は名称及びマニフェストの交付番号を記載します。なお、中間処理を委託した事業者が複数であるなど管理票に記載することが困難な場合には、「帳簿記載のとおり」とすることができます。
- ⑧ 「最終処分の場所」は、焼却等の中間処理を委託する場合、焼却灰を最終処分する場所の市町村名及び事業者名を委託契約書などから転記します。なお、最終処分の予定先が複数など管理票に記載することが困難な場合には、「別途委託契約書記載のとおり」とすることができます。
- ⑨ 「運搬委託者」は、収集運搬の委託契約を結び、（特別管理）産業廃棄物を収集運搬する業者名を記載します。
- ⑩ 「運搬先の事業場」は、収集運搬業者が運ぶ運搬先で（特別管理）産業廃棄物を処分する施設の名称と場所を記載します。
- ⑪ 「処分受託者」は、（特別管理）産業廃棄物の処分を行うため、委託契約を結んでいる業者名を記載します。
- ⑫ 「積替え又は保管」は、中間処理施設又は最終処分場に至るまでに（特別管理）産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合、当該積替え保管施設の所在地を記載します。積替え後に別の業者が運搬する場合には、当該運搬業者とも収集運搬にかかる委託契約を結んでおく必要があります。
- ⑬ 「有価物収拾量」は、積替え保管施設において（特別管理）産業廃棄物の中からリサイクル目的に分別収集した有価物の数量が記載されます。
- 注）なお、マニフェストについては直行用（積替え保管を伴わないもの）、積替用（積替え保管を伴うもの）、建設系廃棄物用等、数種類のものが（一社）兵庫県産業資源循環協会などで市販されています。

◇ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告制度について

紙マニフェストの交付者は、交付したマニフェストに関する報告書を作成し、各自治体に提出する必要があります（法第12条の3第7項）。

毎年6月30日までに、前年度（前年の4月1日から報告する年の3月31日まで）のマニフェスト交付状況を報告してください。（ただし、電子マニフェストを用いて交付したものについては報告の対象となりません。）

注）産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告に関する概要、様式、記入例等については、神戸市ホームページを参照してください。

アドレス <https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/kankyotaisaku/industry/manifestokofu.html>

(2) 電子マニフェスト

電子マニフェストを導入すると、事務処理の効率化（操作が簡単なパソコン入力、5年間の保存が不要、産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要）、法令の確実な遵守（入力漏れ・紛失の防止、確認期限の注意喚起）などのメリットがあります。

電子マニフェストの使用に関する詳細や加入方法等については、下記までお問い合わせください。

（公財）日本産業廃棄物処理振興センター サポートセンター

TEL： 0800-800-9023 、 FAX： 03-5275-7112

ホームページ <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

◇ 電子マニフェストの一部義務化（法第12条の5第1項）

近年、廃棄物の不適正処理事案が引き続き発生し、平成28年1月には、食品製造業者等から処分委託された食品廃棄物が産業廃棄物処理業者により不正転売され、食品として流通するという事案が発生しました。

こうした不適正事案の早期把握や原因究明が必要であることを踏まえ、令和2年4月より特別管理産業廃棄物を年間50t以上排出する事業者に、電子マニフェストの使用が義務付けられました（令和2年度は、平成30年度の特別管理産業廃棄物発生量が50t以上の事業者が対象）。

(特別管理) 産業廃棄物処理業の許可制度

1 (特別管理) 産業廃棄物処理業の許可

(法第14条第1項及び第6項、法第14条の4第1項及び第6項)

神戸市内において、(特別管理) 産業廃棄物の収集運搬(兵庫県内において、神戸市内でのみ廃棄物の積み込み・積み下ろしを行う場合、又は、神戸市内に積替え・保管施設を設置する場合に限る。)又は処分を業として行おうとする者は、(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業、(特別管理) 産業廃棄物処分業の許可を神戸市長から受けなければなりません。

注) 罰則規定：上記規定に違反若しくは不正を行い、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行った者については、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処せられます。(法第25条)

(1) 次の者については、許可は不要です(法第14条第1項のただし書き、第6項のただし書き、法第14条の4第1項のただし書き、第6項のただし書き、法第15条の4の2、法第15条の4の3)。

- ① 排出事業者(自らその産業廃棄物を処理する場合に限る。)
- ② 神戸市内において、産業廃棄物の積卸しを行わない者(神戸市内を通過する場合)
- ③ 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物(古紙、くず鉄(古銅を含む)、空きビン類、古繊維)のみの処理を業として行う者
- ④ 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の規定により国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者又は国土交通大臣に届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者若しくは漁港管理者
- ⑤ 再生利用されることが確実であると都道府県知事又は市長が認めた産業廃棄物のみの処理を業として行う者であって都道府県知事又は市長の指定を受けた者
- ⑥ 広域的に処理することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処理することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者(当該産業廃棄物のみの処理を営利を目的とせず業として行う場合に限る)
- ⑦ 国
- ⑧ 都道府県、市町村(法第11条の規定に基づき処理する場合)
- ⑨ 広域臨海環境整備センター
- ⑩ 日本下水道事業団
- ⑪ 産業廃棄物若しくは特別管理産業廃棄物の輸出入に際し、自ら日本から外国へ、又は外国から日本へ廃棄物を運搬する者
- ⑫ 食料品製造業において原料として使用した動物に係る固形状の不要物(牛の脊柱に限る)のみの収集運搬を業として行う者
- ⑬ 動物系固形不要物(3頁(11)参照)のみの収集運搬を業として行う者
- ⑭ 動物の死体(3頁(18)参照：牛の死体に限る)のみの収集運搬又は処分(化製場において処分を行う場合に限る)を業として行う者
- ⑮ 再生利用に係る特例措置により環境大臣が指定した産業廃棄物のみの処理を行う者であって環境大臣の認定を受けた者(法第15条の4の2)
- ⑯ 環境省令で定める産業廃棄物の広域的な処理を行う者で、当該産業廃棄物の減量その他適正な処理の確保に資するものとして環境大臣の認定を受けた者(法第15条の4の3)
- ⑰ 法第19条の8第1項の規定により環境大臣又は都道府県知事等が自ら生活環境保全上の支障の除去等の措置を講ずる場合において、環境大臣又は都道府県知事の委託を受けて当該委託に係る産業廃棄物のみの処理を行う者

(2) 許可の種類

(特別管理) 産業廃棄物処理業に関する許可の種類は、以下のように区分されています。



① 収集運搬業の許可（法第14条第1項、法第14条の4第1項）

収集運搬業については、（特別管理）産業廃棄物を積む場所及び降ろす場所を管轄する都道府県知事（ただし、都道府県内で、一の政令市域内でのみ（特別管理）産業廃棄物の積卸しを行う場合、又は、政令市内に積替え・保管施設を設置する場合は当該政令市長）の許可を受けなければなりません。

注）罰則規定：上記規定に違反し、若しくは不正を行い、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行った者については、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処せられます。（法第25条）

次に掲げる場合は、神戸市長の許可が必要です。

ア 神戸市域内でのみ（特別管理）産業廃棄物の収集運搬を行う場合

イ 神戸市域内のみから発生する（特別管理）産業廃棄物を兵庫県外へ運搬する場合、又は、兵庫県外から発生する（特別管理）産業廃棄物を神戸市内の中間処理施設又は最終処分場に搬入する場合（兵庫県内において神戸市域外の廃棄物発生元又は廃棄物搬入先への収集運搬が無い場合）

ウ 神戸市内に積替え・保管施設を設置する場合

② 処分業の許可（法第14条第6項、法第14条の4第6項）

神戸市内で（特別管理）産業廃棄物の処分を業として行う場合には、神戸市長の許可を受けなければなりません。

注）罰則規定：上記規定に違反し、若しくは不正を行い、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行った者については、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処せられます。（法第25条）

(3) 事業の範囲

① 許可証に記載される「事業の範囲」は、収集運搬業については、取り扱うことができる（特別管理）産業廃棄物の種類及び積替え・保管を含むか含まないかの区分、処分業については、処分方法ごとに区分して取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類が記載されます。

② 許可証に記載されている「事業の範囲」以外の事業を行うことはできません。

③ 事業の範囲を変更するためには、（特別管理）産業廃棄物処理業の事業範囲の変更許可を受けなければなりません。（法第14条の2第1項、法第14条の5第1項）（51頁(2)参照）

④ 許可を受けていない種類の（特別管理）産業廃棄物の処理を行った場合は行政処分等の対象となります。

注）罰則規定：上記規定に違反し、若しくは不正の手段により変更の許可を受けた者については、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処せられます。（法第25条）

(4) 許可期間（法第14条第2項・第7項、法第14条の4第2項・第7項）

（特別管理）産業廃棄物処理業の許可には「許可日から5年間」の許可期限が付与されます。
この許可期限を過ぎた後は許可が失効しますので、許可期限までに更新許可申請手続きを行ってください。

注）罰則規定：上記規定に違反し、若しくは不正の手段により許可の更新を受けた者については、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処せられます。（法第25条）

(5) 許可の条件（法第14条第11項、法第14条の4第11項）

（特別管理）産業廃棄物処理業の許可には、生活環境の保全上必要な条件が付されることがあります。

2 許可の基準（法第14条第5項・第10項、法第14条の4第5項・第10項）

(1) 許可の基準

- ① 処理業の許可を受けようとする者は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合しなければなりません。
- ② 申請者が、以下のア～ス（欠格要件^{※1}）のいずれかに該当する場合には、許可を受けることができません。

※1「欠格要件」（法第14条第5項第2号・第10項第2号、法第14条の4第5項第2号・第10項第2号）

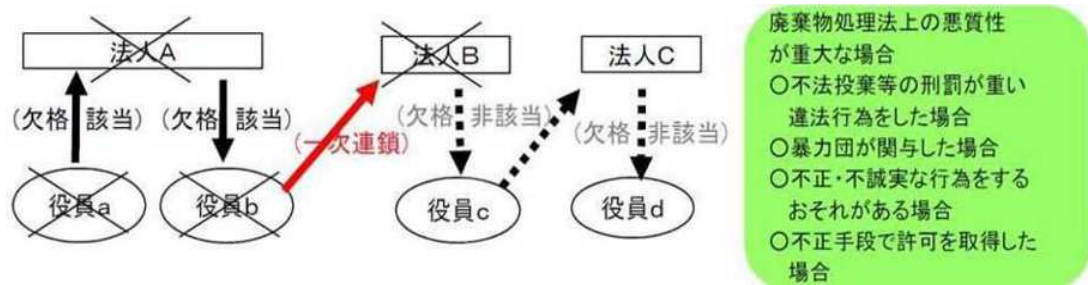
- ア 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの。
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

エ 廃棄物処理法、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で、政令第4条の6に定める法令^{※2}に定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条（傷害罪）、第206条（傷害現場助勢罪）、第208条（暴行罪）、第208条の2（凶器準備集合罪・結集罪）、第222条（脅迫罪）、第247条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

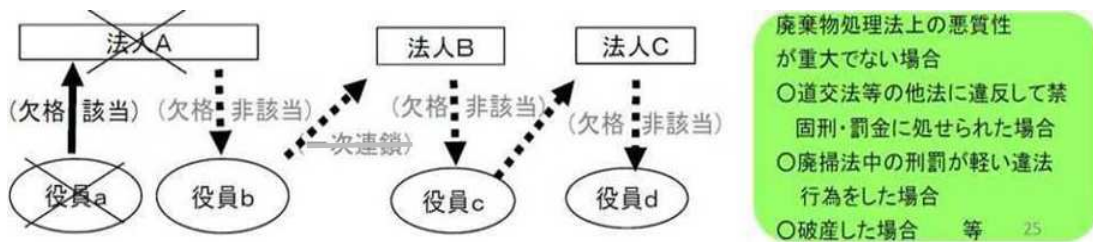
オ 廃棄物処理法又は浄化槽法に基づく許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者。（当該許可を取り消された者が法人である場合（廃棄物処理法上の悪質性が重大でない事由により、法第14条の3の2第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

◇ 法人に対する許可の欠格要件に係る規定

（パターン①）法人Aの許可取消原因が、廃棄物処理法上の悪質性が重大なものである場合



(パターン②) 法人Aの許可取消原因が、廃棄物処理法上の悪質性が重大なものでない場合



カ 廃棄物処理法又は浄化槽法に基づく許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に一般廃棄物若しくは産業廃棄物処理業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法に基づく浄化槽清掃業を廃止した旨の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から5年を経過しないもの。

キ オに定める期間内に一般廃棄物若しくは産業廃棄物処理業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法に基づく浄化槽清掃業を廃止した旨の届出があった場合において、オの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人^{※3}であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの。

ク その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。

コ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代理人がア〜クまでのいずれかに該当するもの。

サ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにア〜クまでのいずれかに該当する者があるもの。

シ 個人で政令で定める使用人のうちにア〜クまでのいずれかに該当する者があるもの。

ス 暴力団員等がその事業活動を支配するもの。

※2 「政令第4条の6に定める法令」

- (a) 大気汚染防止法
- (b) 騒音規制法
- (c) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- (d) 水質汚濁防止法
- (e) 悪臭防止法
- (f) 振動規制法
- (g) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
- (h) ダイオキシン類対策特別措置法
- (i) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

※3 「政令で定める使用人」 (政令第4条の7)

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者

- (a) 本店又は支店 (商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- (b) (a)以外で、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、(特別管理)産業廃棄物の処理に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

3 許可の申請

(1) 新規許可申請

- ① 産業廃棄物収集運搬業 (法第14条第1項)
特別管理産業廃棄物収集運搬業 (法第14条の4第1項) } の新規許可申請

ア 収集運搬業 (積替え・保管を含まない。) の申請

収集運搬業の許可を受けるためには、許可申請書に必要な書類を添えて申請してください。

イ 収集運搬業 (積替え・保管を含む。) の申請

積替え・保管施設の設置を伴う収集運搬業の許可申請であることから、廃棄物処理法以外の他法令の規制を受けることがあります。

神戸市では、「積替え・保管施設」を産業廃棄物処理施設と同様に取扱い、神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱に基づく事前審査制度を設けています。「積替え・保管を含む。」の許可申請を行う前に事前審査の手続きを経る必要があります。

- ② 産業廃棄物処分業 (法第14条第6項)
特別管理産業廃棄物処分業 (法第14条の4第6項) } の新規許可申請

処分業の許可は、産業廃棄物処理施設の設置を伴う申請であることから、廃棄物処理法以外の他法令の規制を受けることがあります。

神戸市では、産業廃棄物処理施設等 (中間処理施設・最終処分場) についての神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱に基づく事前審査制度を設けています。処分業の許可申請をする前に事前審査の手続きを経る必要があります。

なお、事前審査の手続き後、産業廃棄物処理施設等の種類及び規模に応じ、以下のア又はイの手続きを経て、処分業の許可申請となります。

- ア 産業廃棄物処理施設 → 処理施設設置許可申請 → 設置許可
(61頁表7) に掲げる施設
 - イ ア以外の処理施設
- 神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱に基づく
→ 処理施設設置届出 → 届出受理
- } 処分業の許可申請

事務手続きの詳細については、「神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱」を参照してください。

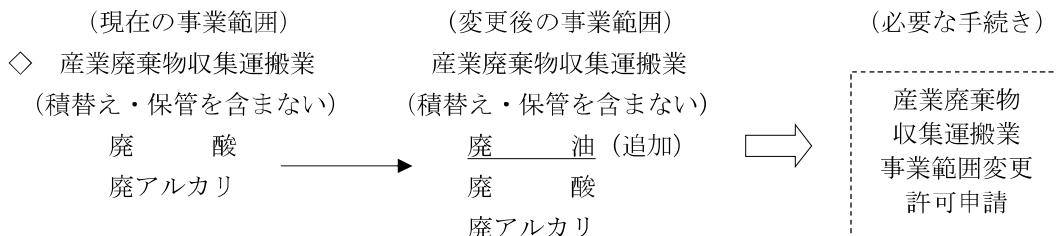
(2) 事業範囲の変更について (法第14条の2第1項・第14条の5第1項)

許可証に記載されている事業の範囲以外の事業を行おうとする場合、事業範囲の変更許可申請が必要となります。この事業範囲の変更許可を受けずに、許可証に記載されている事業の範囲以

外の事業を行うと行政処分等の対象となります。

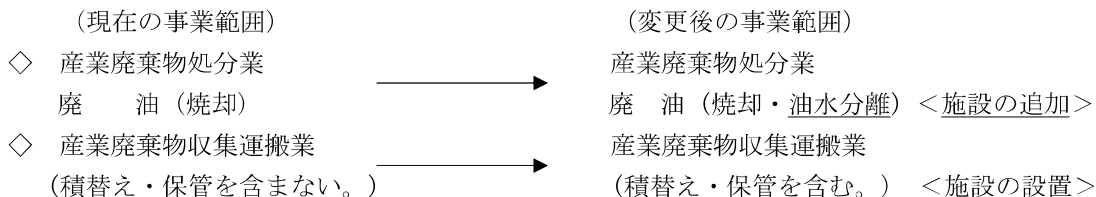
注) 罰則規定：上記規定に違反し、若しくは不正の手段により変更の許可を受けた者については、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処せられます。(法第25条)

<事業範囲変更許可の事例>

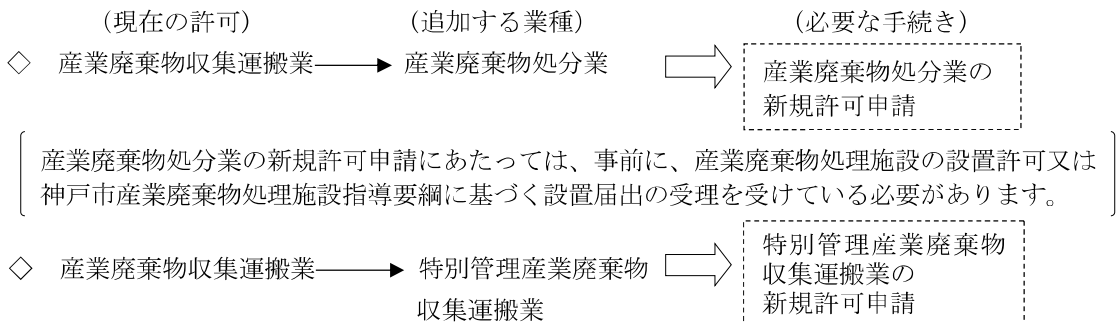


なお、神戸市内において、処理施設（積替え・保管施設を含む。）の設置を伴う事業範囲を変更する場合には、事業範囲変更許可申請をする前に神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱に基づく事前審査の手続きを行ってください。

<神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱に基づく事前審査の手続きを伴う事業範囲変更許可の事例>



業種を追加する場合は、事業範囲変更許可申請ではなく、新規許可申請が必要となります。



(3) 許可の更新について (法第14条第2項・第7項、法第14条の4第2項・第7項)

- ① 許可の有効期間は、許可年月日より5年間です。
- ② 許可期限以降も継続して業を行う場合は、更新許可の申請が必要です。
- ③ 許可期限に到達すると、翌日には許可の効力が自動的に失効し、更新許可申請を行うことはできません。この場合、再度許可を取得することとなり、改めて新規許可申請を行っていただくことになります。

(4) 技術的能力を説明する書類について

(規則第9条の2第2項第4号・第10条の4第2項第6号・第10条の12第2項・第10条の16第2項)

新規・変更・更新許可申請を行うためには、当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類（（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習会（処分・収集運搬課程）の修了

証等)が必要となります。

注)講習会については75～76頁を参照してください。

4 処理業者が守らなければならない主な事項

(1) 再委託の禁止(法第14条第16項、法第14条の4第16項)

- ① 排出事業者から受託した産業廃棄物若しくは特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分を他人に再委託することは、原則として禁止されています。

注) 罰則規定：上記規定に違反し、産業廃棄物の処理を他人に委託した者については、3年以下の懲役若しくは3百万円以下の罰金に処せられます。(法第26条)

- ② やむを得ない場合(施設や運搬車両の故障等)には、例外的に再委託が認められていますが、以下に掲げる(特別管理)産業廃棄物の再委託の基準*を遵守する必要があります。

※「再委託の基準」(政令第6条の12・第6条の15)

ア 予め排出事業者に対し、再委託しようとする者(以下「再受託者」という。)の氏名又は名称(法人にあっては、その代表者の氏名を含む。)、及び当該再委託が処理委託基準に適合するものであることを明らかにし、当該再委託について排出事業者の書面による承諾を受けていること。

イ 再受託者に当該産業廃棄物を引き渡す際は、その受託に係る契約書に記載されている36頁(2)掲げる事項を記載した文書を再受託者に交付すること。

ウ 36頁の産業廃棄物の委託基準を遵守すること。

エ 特別管理産業廃棄物の処理を他人に再委託する場合は、ア～ウに加え、37頁の特別管理産業廃棄物の委託基準に基づき、予め排出事業者から通知された事項(①委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿、②取り扱う際に注意すべき事項)を再受託者に対し文書で通知すること。

(2) 産業廃棄物処理業者の委託者への処理困難通知制度(法第14条第13項・第14項、法第14条の4第13項・第14項、法第14条の2第4項、第14条の3の2第3項、第14条の5第4項、第14条の6)

受託した(特別管理)産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由(①事故による施設稼働停止による保管上限超過、②事業の廃止、③施設の休廃止、④埋立終了、⑤欠格要件該当、⑥行政処分(事業停止命令、施設停止命令、改善命令、措置命令、業の取消し)による施設稼働停止による保管上限超過)が発生した場合は、10日以内にその旨を委託者に対して通知し、通知の写しを5年間保存しなければなりません。

注) 罰則規定：上記規定に違反し通知を行わず、若しくは虚偽の通知をした者は6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処せられます。(法第29条)

(3) 帳簿の備え付け、記載及び保存(法第14条第17項、法第14条の4第18項、規則第10条の8、規則第10条の21)

- ① 帳簿には(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに、次に掲げる事項を記載してください。(石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、区分に応じそれぞれの事項について、石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにしてください。)

◇ 収集運搬業

ア 収集又は運搬年月日

イ 交付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号

ウ 受入先ごとの受入量

エ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量

オ 積替え・保管を行う場合には、積替え・保管場所ごとの搬出量

◇ 処分業

ア 受入れ又は処分年月日

イ 交付又は回付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号

ウ 受入れた場合の受入先ごとの受入量

エ 処分した場合の処分方法ごとの処分量

オ 中間処理後の廃棄物の持出先ごとの持出量

※中間処理後物の運搬を委託する場合

(a) 委託年月日

(b) 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号

(c) 交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号

(d) 運搬先ごとの委託量

※中間処理後物の処分を委託する場合

(a) 委託年月日

(b) 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号

(c) 交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号

(d) 交付した管理票ごとの、交付又は回付され受入れた（特別管理）産業廃棄物に係る管理票の交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号

(e) 交付した管理票ごとの、受け入れた（特別管理）産業廃棄物に係る規則第8条の31の5第3号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号

(f) 情報処理センターへの登録ごとの、交付又は回付され受け入れた（特別管理）産業廃棄物に係る管理票の管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号

(g) 情報処理センターへの登録ごとの、受け入れた（特別管理）産業廃棄物に係る規則第8条の31の5第3号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号

(h) 受託者ごとの委託の内容及び委託量

② 帳簿は事業場ごとに備え、毎月末までに記載を終了してください。

③ 帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存してください。

注) 罰則規定：上記規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は保存をしなかった者については、30万円以下の罰金に処されます。（法第30条）

(4) 処理実績の報告

神戸市では、産業廃棄物処分業又は特別産業廃棄物処分業の許可を取得した者に対し、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の処理実績について報告を求めています。処分業の許可を取得せず、産業廃棄物処理施設を設置している者も報告が必要です。

(5) 変更の届出（法第14条の2第3項、法第14条の5第3項、規則第10条の10、規則第10条の23）

処理業の許可取得後、次に掲げる事項が生じた場合は速やかに（廃止又は変更の日から10日以内）変更届を提出してください。

注) 罰則規定：上記規定に対し、届出をせず、又は虚偽の届出をした者については、6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処せられます。（法第29条）

◇ 届出事項

① 事業の全部若しくは一部を廃止した場合

② 次に掲げる事項に変更があった場合

ア 氏名又は名称

イ 次に掲げる者

(a) 法第14条第5項第2号ハに規定する法定代理人

(b) 役員

(c) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者

(d) 政令第6条の10に規定する政令で定める使用人

ウ 事務所及び事業場等の所在地

エ 事業の用に供する施設（運搬容器その他これに類するものを除く。）並びにその設置場所及び構造又は規模

オ 収集運搬業者にあつては積替え・保管場所に関する次に掲げる事項、また処分業者にあつては保管場所に関する次に掲げる事項

(a) 所在地

(b) 面積

(c) 収集運搬業者にあつては積替え・保管を行う廃棄物の種類（減少の場合）

(d) 処分業者にあつては保管を行う廃棄物の種類（減少の場合）

(e) 保管上限

(f) 積み上げることができる廃棄物の最高の高さ

(6) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）に関する責務（法第12条の3）

（特別管理）産業廃棄物処理にあたり、事業者が交付する産業廃棄物管理票（マニフェスト）について送付、保存などを行わなければなりません。（41～46頁参照）

注）罰則規定：上記規定に違反して、管理票を交付せず、又は規定事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者については、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。（法第29条）

(7) 名義貸しの禁止（法第14条の3の3、法第14条の7）

産業廃棄物の処理業者又は特別管理産業廃棄物の処理業者は、自己の名義をもって他人に産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分を業として行わせてはいけません。

注）罰則規定：上記規定に違反し、他人に産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせた者については、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処せられます。（法第25条）

(8) 立入検査、報告徴収、行政命令

このほか、市の立入検査、報告徴収、行政命令などに従う義務があります。（85～87頁参照）

(9) 産業廃棄物処理施設設置者としての責務

産業廃棄物処理施設を設置する処分業者は、これらに加え、産業廃棄物処理施設設置者としての責務を果たさなければなりません。（57～71頁参照）

5 優良産廃処理業者認定制度（法第14条第2項・第7項、法第14条の4第2項・第7項）

排出事業者が処理業者を選択する際に参考となる情報を提供し、優良な処理業者の判断基準や取組の目標を明確にするため、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事・政令市長が認定し、認定を受けた業者（優良認定業者）について通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与するとともに、産業廃棄物の排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい

環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的としています。

この制度では、各行政が処理業許可の審査等の際に優良性評価基準への適合性を審査し、基準に適合した処理業者については許可証にその旨を表示します。また、神戸市では、これに該当する業者を神戸市ホームページにて公表しています。

アドレス <https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/kankyotaisaku/industry/account.html>

(1) 優良基準

① 実績と遵法性

従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する5年間のいずれか長い期間において、法に基づく改善命令等の不利益処分を受けていないこと。

② 事業の透明性

取得した許可の内容や産業廃棄物の処理状況、施設の維持管理状況など、一定の情報について、インターネットにより一定期間以上公表し、それぞれの項目ごとに定められた頻度で更新していること。

③ 環境配慮の取組

ISO14001やエコアクション21等の認証を取得しており、環境に配慮して事業を行っていること。

④ 電子マニフェストの導入

電子マニフェスト（JWNET）に加入しており、電子マニフェストが利用できること。

⑤ 財務体質の健全性

直前3事業年度のうち、いずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であることや、法人税等を滞納していないことなど、財務体質が健全であること。

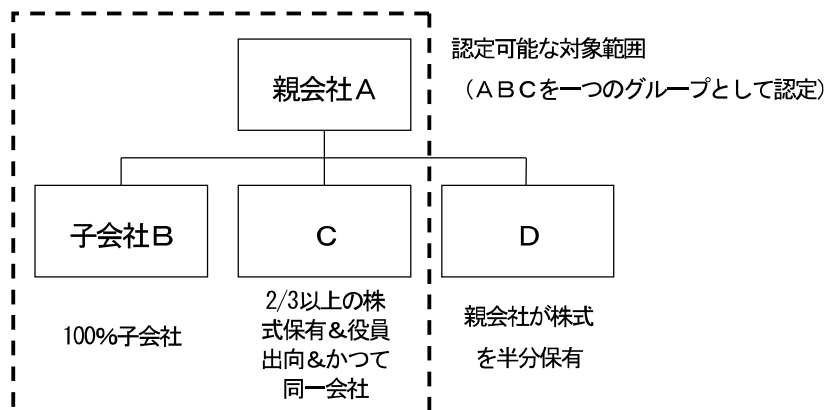
(2) 注意点

この制度はあくまでも基準の適合性を評価するものであり、処理業者が不適正な処理を行わないことを自治体が保証するものではありません。廃棄物の処理を委託する際には、排出事業者責任の観点から、自ら責任をもって処理業者の選定を行う必要があります。

6 親子会社による産業廃棄物の一体的処理に係る特例制度（法第12条の7）

親会社が「一体的な経営を行う事業者の基準」及び「収集、運搬又は処分を行う事業者の基準」に適合していることについて、当該産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行うとする区域を管轄する都道府県知事・政令市長の認定を受けた場合には、相互に親子会社間で一体として産業廃棄物の処理を行うことができます。

なお、当該区域が2以上の都道府県又は政令市にまたがる場合は、それぞれの自治体の認定を受ける必要があります。



産業廃棄物処理施設

1 設置許可（法第15条）

表7（61頁）に掲げる産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設の設置の場所、種類、処理する産業廃棄物の種類、処理能力等を記載した申請書を、当該産業廃棄物処理施設の設置により、周辺地域の生活環境に及ぼす影響について調査した結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査書」という。）を添付して、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする場所を管轄する都道府県知事又は政令市長に提出し、設置の許可を受ける必要があります。

また、当該産業廃棄物処理施設のうち、焼却施設、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設、廃水銀等の硫化施設、最終処分場（以下「縦覧対象施設」という。）を設置しようとする許可申請書の提出があったときは、提出を受けた都道府県知事又は政令市長は、当該許可申請書及び添付された生活環境影響調査書を1ヶ月の公衆の縦覧に供し、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、都道府県知事又は政令市長あてに生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができます。

2 設置許可基準（法第15条の2第1項）

- (1) 産業廃棄物処理施設は、その設置に関する計画が、環境省令（最終処分場については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和52年3月14日総理府令・厚生省令第1号））に定める技術上の基準に適合している必要があります。
- (2) その設置に関する計画及び維持管理に関する計画が、当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものである必要があります。

なお、許可に際して生活環境の保全上必要な条件が付与されることがあります。

3 産業廃棄物処理施設使用前検査（法第15条の2第5項）

- (1) 産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた者（以下「産業廃棄物処理施設設置者」という。）は、産業廃棄物処理施設の使用前検査の申請を行い、使用前検査を受ける必要があります。
- (2) 使用前検査において、産業廃棄物処理施設設置許可申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、当該産業廃棄物処理施設を使用することはできません。

4 定期検査（法第15条の2の2）

産業廃棄物処理施設（縦覧対象施設に限る。）の設置者は、直近の定期検査又は使用前検査から5年3月以内に、都道府県知事又は政令市長による検査を受けなければなりません。

5 維持管理及び維持管理情報の記録・閲覧等（法第15条の2の3、法第15条の2の4）

- (1) 産業廃棄物処理施設設置者は、法令で定める技術上の基準及び産業廃棄物処理施設設置許可申請書に記載した維持管理に関する計画に従い、施設の維持管理を行わなければなりません。
- (2) 産業廃棄物処理施設（縦覧対象施設に限る。）設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報（表8（62～71頁参照）に掲げる事項）をインターネットの利用その他の適切な方法により公開しなければなりません。公表は、各月の維持管理情報について、当該月の翌月の末日から3年間行います。公表方法については

「インターネットその他の適切な方法」で行うこととされていますが、「その他の適切な方法」としては、インターネットでの公表が困難な連続測定に関する維持管理情報について、求めに応じてCD-ROMを配布することや、事業場での閲覧等が考えられます。

- (3) 産業廃棄物処理施設設置者であって、自らの産業廃棄物の処理を行う者は、産業廃棄物に関する業務を適切に行うために、産業廃棄物処理施設を設置している事業場ごとに、産業廃棄物処理責任者を置かなければなりません。（法第12条第8項）
- (4) 産業廃棄物処理施設（縦覧対象施設に限る。）設置者は、表8（62～71頁参照）に掲げる事項を記録し、これを当該施設に備え置き、当該維持管理に関し生活環境保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければなりません。
- (5) 最終処分場の設置者は、産業廃棄物の埋立処分終了後における維持管理を適正に行うため、埋立処分終了までの間、毎年度、定められた額を、独立行政法人環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てなければなりません。

6 変更許可（法第15条の2の6、規則第12条の8）

- (1) 産業廃棄物処理施設設置者は、次に掲げる事項の変更を行う場合は、変更許可を受ける必要があります。ただし、(2)に規定する軽微な変更該当する場合及び「廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について」（令和3年4月5日 環循適発第2104051・環循規発第2104051）に該当する場合は除きます。

- ① 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- ② 産業廃棄物処理施設の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合は、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- ③ 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- ④ 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

- (2) 軽微な変更は、次に掲げる事項のいずれにも該当しない場合です。

- ① 産業廃棄物処理施設の処理能力が10%以上増大する変更
- ② 産業廃棄物処理施設の位置及び処理方式の変更
- ③ 産業廃棄物処理施設の主要な設備の変更
- ④ 産業廃棄物処理施設の構造及び設備の変更に伴う設計計算上達成できる排ガスの性状、放流水の水質その他生活環境への負荷に関する数値の変化により生活環境への負荷を増大する変更
- ⑤ 処理に伴い生ずる排ガス・排水の量及び処理方法の変更で、排出方法又は量の増大に係る変更
- ⑥ 次に掲げる事項の変更

ア 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境保全のために達成することとした数値（周辺地域の生活環境に対する影響が減少する場合を除く。）

イ 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項（測定頻度が高くなる場合を除く。）

ウ その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

7 変更等の届出（法第15条の2の6第3項）

産業廃棄物処理施設設置者は、次に掲げる事項について変更を行った場合は、速やかに届出書を提出してください。

- (1) 軽微な変更（6(2)参照）
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

- (3) 表 7 (61頁参照) に掲げる焼却施設、ばい焼施設の焼却灰等の処分方法
- (4) 表 7 (61頁参照) に掲げる油水分離施設、中和施設及びシアン化合物分解施設の汚泥等の処分方法
- (5) 表 7 (61頁参照) に掲げる硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法
- (6) 表 7 (61頁参照) に掲げる溶融施設の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法
- (7) 産業廃棄物最終処分場の埋立処分の計画及び災害防止のための計画
- (8) 産業廃棄物処理施設に係る産業廃棄物の搬入・搬出の時間及び方法に関する事項
- (9) 着工予定年月日及び使用開始予定年月日
- (10) 産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）を廃止した場合、産業廃棄物処理施設を休止又は再開した場合
- (11) 法第14条第 5 項第 2 号ハに規定する法定代理人
- (12) 役員
- (13) 発行済株式総数の百分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の 5 以上の額に相当する出資をしている者
- (14) 政令第 6 条の10に規定する使用人

8 埋立処分終了届出（法第15条の 2 の 6 第 3 項、規則第12条の11）

産業廃棄物最終処分場において埋立処分を終了した場合は、法令に基づく届出書を提出してください。

9 最終処分場廃止確認申請（法第15条の 2 の 6 第 3 項、規則第12条の11の 2）

産業廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けようとする場合は、法令に基づく申請書を提出してください。

10 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定（法第15条の 3 の 3）

熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設を設置している者は、一定の基準に適合していることについて、都道府県知事又は政令市長の認定を受けることができます。

認定は、5 年ごとにその更新を受けなければ失効します。また、都道府県知事又は政令市長は、認定熱回収施設設置者が認定基準に適合しなくなったときは、認定を取り消すことができます。

認定熱回収施設設置者は、産業廃棄物の処理基準が一部緩和されます。（通常、1 日当たりの処理能力の14日分まで認められる産業廃棄物の保管量が、21日分まで保管可能となります。）

認定熱回収施設設置者は、施設の休廃止等をしたとき又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、都道府県知事にその旨を届け出なければなりません。

◇ 熱回収施設設置者の認定の基準

(1) 施設の技術上の基準

- ① 通常の施設が満たすべき基準に適合していること。
- ② 発電を行う場合、ボイラー及び発電機が設けられていること。（ガス化改質方式の焼却施設の場合は発電機のみでよい。）
- ③ 発電以外の熱回収を行う場合、ボイラー又は熱交換器が設けられていること。
- ④ 熱回収により得られる熱量や電力量を把握するために必要な装置が設けられていること。

(2) 申請者の能力の基準

- ① 次の算式によって算出する熱回収率が10%以上であること。

$$(\text{熱回収率})(\%) = \frac{(\text{発電量})(MWh) \times 3600 + (\text{発電以外の熱利用量})(MJ) - (\text{燃料の利用に伴い得られる熱量})(MJ)}{(\text{投入エネルギー量})(MJ)} \times 100$$

- ② 投入エネルギー量の30%を超えて燃料の投入を行わないこと。
③ 熱回収に必要な設備の維持管理を適切に行うことができる者であること。

11 産業廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請（法第15条の4、規則第12条の11の12）

産業廃棄物処理施設を譲受け若しくは借受けようとする場合は、法令に基づく申請書を提出してください。

12 合併・分割認可申請（法第15条の4、規則第12条の11の13）

許可施設設置者である法人の合併又は分割の認可を受けようとする場合は、法令に基づく申請書を提出してください。

13 相続届出（法第15条の4、規則第12条の12）

産業廃棄物処理施設を相続する場合は、相続の日から30日以内に法令に基づく届出書を提出してください。

14 処理実績の報告

神戸市では、産業廃棄物処理施設設置者に、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間（前年の4月1日から当年の3月31日まで）の処理実績の報告を求めています。

15 神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱

神戸市では、市民の理解と信頼を得られる産業廃棄物処理施設の設置・稼働のため、「神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱」を制定しています。

表7（61頁参照）に掲げる廃棄物処理法に基づく設置許可が必要な施設以外の施設についても、収集運搬業（積替え・保管）、中間処理業、再生利用業等の用に供する施設及び排出事業者自らが（特別管理）産業廃棄物の処分を行う場合に使用する自家用処理施設（産業廃棄物が発生する事業所の敷地（建設工事に係る産業廃棄物については、当該産業廃棄物が発生する工事現場）内に当該施設を設置する場合を除く。）は、本要綱の適用を受けます。

また、本要綱に基づく産業廃棄物処理施設の立地基準、構造基準、維持管理基準等を遵守するとともに、環境調査や周辺住民等への説明を行っていただきます。

このほか、処理施設を設置する場合には、他の関係法令等に基づく規制・指導等に従う必要があるため、廃棄物処理法に基づく申請を行う前に、他の関係行政機関との調整を行っていただきます。

表 7 産業廃棄物処理施設（政令第 7 条）

種 類		処 理 能 力
中 間 処 理 施 設	汚 泥	脱水施設 10m ³ ／日を超えるもの
		乾燥施設 10m ³ ／日（天日乾燥施設は100m ³ ／日）を超えるもの
		焼却施設 5 m ³ ／日を超えるもの、200 k g／時間以上のもの又は火格子面積 2 m ² 以上のもの
	廃 油	油水分離施設 10m ³ ／日を超えるもの
		焼却施設 1 m ³ ／日を超えるもの、200 k g／時間以上のもの又は火格子面積 2 m ² 以上のもの
	廃酸、廃アルカリ	中和施設 50m ³ ／日を超えるもの
	廃プラスチック類	破碎施設 5 t／日を超えるもの
		焼却施設 100 k g／日を超えるもの又は火格子面積 2 m ² 以上のもの
	木くず又はがれき類	破碎施設 5 t／日を超えるもの
	有害物質又はダイオキシン類を含む汚泥	コンクリート固型化施設 すべての施設
	水銀又はその化合物を含む汚泥	ばい焼施設 〃
	シアン化合物を含む汚泥 廃酸又は廃アルカリ	シアン化合物分解施設 〃
	廃水銀等	硫化施設 〃
	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物	熔融施設 〃
	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物	焼却施設 〃
	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物	分解施設 〃
	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物	洗浄施設 分離施設 〃
	その他の産業廃棄物	焼却施設 200 k g／時間以上のもの又は火格子面積 2 m ² 以上のもの
最 終 処 分 場	有害な産業廃棄物	埋立処分場 すべての施設〔遮断型産業廃棄物処分場〕
	安定型産業廃棄物	
	その他の産業廃棄物	

(注) 1 日あたりの処理能力とは、

- ・ 24時間稼動の場合 ————— 24時間の定格標準能力
- ・ 実稼動時間が上記以外の場合 ————— 実稼動時間の定格標準能力
- ・ 実稼動時間が 8 時間に達しない場合 ——— 稼動時間を 8 時間とした場合の定格標準能力

表 8 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する記録・公表事項（規則第12条の7の2）

〔表7に掲げる焼却施設〕（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。）

記録及び公表対象	記録及び公表内容	備置き期限
・処分した産業廃棄物	各月ごとの種類及び数量	翌月の末日
・ 燃焼室中の燃焼ガス温度 ・ 集じん器に流入する燃焼ガス温度 (集じん器内で燃焼ガス温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却できる場合は、集じん器内で冷却された燃焼ガス温度) ・ 排ガス中のCO濃度 ・ ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合の焼成炉中の温度	・ 測定位置 ・ 測定結果が得られた年月日 ・ 測定結果	測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日
・ 冷却設備、排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	・ 除去年月日	除去を行った日の属する月の翌月の末日
・ 排ガス中のダイオキシン類濃度 ・ 排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度 (硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るもの)	・ 排ガス採取位置 ・ 排ガス採取年月日 ・ 測定結果が得られた年月日 ・ 測定結果	測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日

〔表7に掲げる焼却施設〕（ガス化改質方式の焼却施設に限る。）

記録及び公表対象	記録及び公表内容	備置き期限
・処分した産業廃棄物	各月ごとの種類及び数量	翌月の末日
・ 改質設備内のガス温度 ・ 除去設備に流入する改質ガス温度 (除去設備内で改質ガス温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却できる場合は、除去設備内で冷却された改質ガス温度)	・ 測定位置 ・ 測定結果が得られた年月日 ・ 測定結果	測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日
・ 冷却設備、除去設備にたい積したばいじんの除去	・ 除去年月日	除去を行った日の属する月の翌月の末日
・ 改質ガス中のダイオキシン類濃度 ・ 改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素の濃度	・ 排ガス採取位置 ・ 排ガス採取年月日 ・ 測定結果が得られた年月日 ・ 測定結果	測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日

〔表 7 に掲げる焼却施設〕（電気炉等を用いた焼却施設に限る。）

記録及び公表対象	記録及び公表内容	備置き期限
・処分した産業廃棄物	各月ごとの種類及び数量	翌月の末日
・溶鋼の炉内又は炉の出口の温度 ・集じん器に流入する燃焼ガス温度 （集じん器内で燃焼ガス温度を速やかに おおむね200℃以下に冷却できる場合は 集じん器内で冷却されたガス温度）	・測定位置 ・測定結果が得られた年月日 ・測定結果	測定結果の得られ た日の属する月の 翌月の末日
・排ガス処理設備にたい積したばいじんの 除去（製鋼の用に供する電気炉を用いた 焼却施設にあっては冷却設備及び排ガ ス処理設備）	・除去年月日	除去を行った日の 属する月の翌月の 末日
・排ガス中のダイオキシン類濃度 ・排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度 （硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒 素酸化物に係るもの）	・排ガス採取位置 ・排ガス採取年月日 ・測定結果が得られた年月日 ・測定結果	測定結果の得られ た日の属する月の 翌月の末日

〔廃水銀等の硫化施設〕

記録及び公表対象	記録及び公表内容	備置き期限
・処分した廃水銀等	各月ごとの数量	翌月の末日

〔廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設〕

記録及び公表対象	記録及び公表内容	備置き期限
・処分した産業廃棄物	各月ごとの種類及び数量	翌月の末日
・熔融炉内の温度を間接的に把握すること ができる位置の温度及び当該温度から 推定される熔融炉内の温度（熔融炉内の 温度を直接的、かつ、連続的に測定し、 記録する場合は当該温度）	・測定位置 ・測定結果が得られた年月日 ・測定結果及び当該結果から 推定される炉内温度	測定結果の得られ た日の属する月の 翌月の末日
・排気口又は排気筒から排出される排ガ ス中の石綿の濃度 ・熔融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入す るために必要な破碎を行う場合は、集じん 器の出口における排ガス中の石綿の濃度	・排ガスの採取位置 ・排ガスを採取した年月日 ・測定結果が得られた年月日 ・測定結果	測定結果の得られ た日の属する月の 翌月の末日
・熔融処理生成物が環境大臣が定める基準 に適合していることを確認するための 試験結果	・試料の採取位置 ・試料を採取した年月日 ・試験結果が得られた年月日 ・試験結果	試験結果の得られ た日の属する月の 翌月の末日

・排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	・除去年月日	除去を行った日の属する月の翌月の末日
・集じん器にたい積した粉じんの除去	・除去年月日	除去を行った日の属する月の翌月の末日

〔廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設〕

〔ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設〕

記録及び公表対象	記録及び公表内容	備置き期限
・処分した産業廃棄物	各月ごとの種類及び数量	翌月の末日
令第7条第12号の2に掲げる施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設を除く。） 〔脱塩素化分解方式の施設〕 ・反応中の混合物の温度 〔水熱酸化分解方式の施設〕 ・反応中の混合物の温度及び反応器中の圧力 〔還元熱化学分解方式の施設〕 ◆ ・反応設備内の温度、圧力及び薬剤として用いられるガスの供給量 〔光分解方式の施設〕 ・照射される光の強度 ・反応中の混合物の温度 〔プラズマ分解方式の施設〕 ◆ ・プラズマの発生に必要なガスの供給量、電流及び電圧並びに反応器の出口の生成ガスの温度、反応器内の圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量 令第7条第12号の2に掲げる施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設に限る。） 〔水熱酸化分解方式の施設〕 ・反応中の混合物の温度及び反応器中の圧力 〔還元熱化学分解方式の施設〕 ◆ ・反応設備内の温度、圧力及び薬剤として用いられるガスの供給量	・測定位置 ・測定結果が得られた年月日 ・測定結果	測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日

〔機械化学分解方式の施設〕 ◆ ・ 反応中の反応器内の温度及び反応器の回転数 〔溶融分解方式の施設〕 ◆ ・ 反応設備内の温度及び圧力 ・ 除去設備内の生成ガスの温度 令第7条第13号に掲げる施設 〔分離方式の施設〕 ・ 分離設備内の温度及び圧力 ・ 回収設備の温度	・ 測定位置 ・ 測定結果が得られた年月日 ・ 測定結果	測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日
・ 除去設備内にたい積した粒子状の物質等（◆印の施設）	・ 除去年月日	除去を行った日の属する月の翌月の末日
令第7条第12号の2に掲げる施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設を除く。） 〔脱塩素化分解方式の施設〕 ・ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の処理により生じた廃油中のポリ塩化ビフェニル含有量並びに当該処理に伴い生ずる排水を放流する場合にあっては、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度 〔水熱酸化分解方式の施設〕 ・ 処理に伴い生じた排水を放流する場合にあっては、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度 〔還元熱化学分解方式の施設〕 ◇ ・ 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分 ・ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の処理に伴い生じた排水を放流する場合にあっては、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度	・ 試料採取位置 ・ 試料採取年月日 ・ 測定結果が得られた年月日 ・ 測定結果	測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日

〔光分解方式の施設〕 ・ 処理により生じた廃油中のポリ塩化ビフェニル含有量並びに当該処理に伴い生ずる排水を放流する場合は、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度 〔プラズマ分解方式の施設〕 ◇ ・ 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分 ・ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度 令第7条第12号の2に掲げる施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設に限る。） 〔水熱酸化分解方式の施設〕 ・ 処理に伴い生じた排水を放流する場合にあつては、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度 〔還元熱化学分解方式の施設〕 ◇ ・ 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分 ・ ポリ塩化ビフェニル汚染物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度 〔機械化学分解方式の施設〕 □ ・ ポリ塩化ビフェニル汚染物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度 〔溶融分解方式の施設〕 ◇ ・ 除去設備から排出された生成ガス中の	・ 試料採取位置 ・ 試料採取年月日 ・ 測定結果が得られた年月日 ・ 測定結果	測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日
--	---	------------------------------

主要な成分 〔分離方式の施設〕 ・ポリ塩化ビフェニル汚染物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度 令第7条第13号に掲げる施設 〔洗浄方式の施設〕 ・処理に伴い生じた排水を放流する場合にあつては、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度 〔分離方式の施設〕 ・ポリ塩化ビフェニルの分離及び回収の後に生ずる液状の産業廃棄物（回収液）の量 ・排出した回収液の量及び当該回収液中のポリ塩化ビフェニル含有量	・試料採取位置 ・試料採取年月日 ・測定結果が得られた年月日 ・測定結果	測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日
・除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度、粒子状の物質及び塩化水素の濃度 (◇の施設) ・除去設備の出口における生成ガス中の粒子状の物質及び塩化水素の濃度 (□の施設)	・生成ガス採取位置 ・生成ガス採取年月日 ・測定結果が得られた年月日 ・測定結果	測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日

〔最終処分場〕（遮断型処分場）

記録及び公表対象	記録及び公表内容	備置き期限
・処分した産業廃棄物	・各月ごとの種類及び数量	翌月の末日
・周辺地下水の水質検査	・採取した場所 ・採取した年月日 ・検査結果の得られた年月日 ・検査の結果	検査結果の得られた日の属する月の翌月の末日
・周辺地下水の水質の悪化が認められる場合に講じた措置	・措置を講じた年月日 ・措置内容	措置を講じた日の属する月の翌月の末日
・残余の埋立容量の測定	・測定を行った年月日 ・測定の結果	測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日
・外周仕切設備及び内部仕切設備の定期点検	・点検を行った年月日 ・点検の結果	点検を行った日の属する月の翌月の末日
	（設備の損壊又は保有水の浸出のおそれがある場合） ・措置を講じた年月日 ・措置の内容	措置を講じた日の属する月の翌月の末日
・閉鎖した覆いの定期点検	・点検を行った年月日 ・点検の結果	点検を行った日の属する月の翌月の末日
	（覆いの損壊又は保有水の浸出のおそれがある場合） ・措置を講じた年月日 ・措置の内容	措置を講じた日の属する月の翌月の末日

〔最終処分場〕（安定型処分場）

記録及び公表対象	記録及び公表内容	備置き期限
・埋め立てた産業廃棄物	・各月ごとの種類及び数量	翌月の末日
・産業廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん提その他の設備の定期点検	・点検を行った年月日 ・点検の結果	点検を行った日の属する月の翌月の末日
	（擁壁等が損壊するおそれがある場合） ・措置を講じた年月日 ・措置の内容	措置を講じた日の属する月の翌月の末日
・残余の埋立容量の測定	・測定を行った年月日 ・測定の結果	測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日
・搬入した産業廃棄物を展開して安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着・混入の有無について目視による検査	・各月ごとの実施回数	翌月の末日
	・検査の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着・混入が認められた年月日	付着混入が認められた日の属する月の翌月の末日
・周辺地下水の水質検査 ・浸透水の水質検査	・採取した場所 ・採取した年月日 ・検査結果の得られた年月日 ・検査の結果	検査結果の得られた日の属する月の翌月の末日
・周辺地下水の水質の悪化が認められる場合に講じた措置 ・浸透水の水質が基準に適合しなかった場合に講じた措置	・措置を講じた年月日 ・措置の内容	点検を行った日の属する月の翌月の末日

〔最終処分場〕（管理型処分場）

記録及び公表対象	記録及び公表内容	備置き期限
・埋め立てた産業廃棄物	・各月ごとの種類及び数量	翌月の末日
・産業廃棄物の流出を防止する擁壁、えん提その他の設備の定期点検	・点検を行った年月日 ・点検の結果	点検を行った日の属する月の翌月の末日
	（擁壁等が損壊するおそれがある場合） ・措置を講じた年月日 ・措置の内容	措置を講じた日の属する月の翌月の末日
・産業廃棄物の保有水及び雨水等の埋立地からの浸出を防止する遮水工の定期点検	・点検を行った年月日 ・点検の結果	点検を行った日の属する月の翌月の末日
	（遮水工の遮水効果が低下するおそれがある場合） ・措置を講じた年月日 ・措置の内容	措置を講じた日の属する月の翌月の末日
・周辺地下水の水質検査 ・放流水の水質検査	・採取した場所 ・採取した年月日 ・検査結果の得られた年月日 ・検査結果	検査結果の得られた日の属する月の翌月の末日
・周辺地下水の水質の悪化が認められる場合に講じた措置 ・放流水の水質が基準に適合しなかった場合に講じた措置	・措置を講じた年月日 ・措置の内容	措置を講じた日の属する月の翌月の末日
・浸出液処理設備に流入する保有水等の水量及び水質を調整する耐水構造の調整池の定期点検	・点検を行った年月日 ・点検の結果	点検を行った日の属する月の翌月の末日
	（調整池が損壊するおそれがある場合） ・措置を講じた年月日 ・措置の内容	措置を講じた日の属する月の翌月の末日

放流水の水質について排水基準に適合させるための浸出液処理設備の定期点検	- 点検を行った年月日 - 点検の結果	点検を行った日の属する月の翌月の末日
	(浸出液処理設備の機能に異状がある場合) - 措置を講じた年月日 - 措置の内容	措置を講じた日の属する月の翌月の末日
導水管又は浸出液処理設備の配管の凍結による損壊に対する有効な防凍措置の定期点検	- 点検を行った年月日 - 点検の結果	点検を行った日の属する月の翌月の末日
	(有効な防凍措置に異状がある場合) - 措置を講じた年月日 - 措置の内容	措置を講じた日の属する月の翌月の末日
残余の埋立容量の測定	- 測定を行った年月日 - 測定の結果	測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日

注) 記録は、備え置いた日から3年間、閲覧に供さなければなりません。

管 理 体 制

産業廃棄物の処理にあたっては、事業所の管理体制を確立する必要があります。

廃棄物処理法では、そのために産業廃棄物処理責任者、特別管理産業廃棄物管理責任者及び技術管理者の設置の規定を設けています。

1 産業廃棄物処理責任者（法第12条第8項）

(1) 産業廃棄物処理責任者を設置する必要がある事業場

排出事業者が自ら産業廃棄物処理施設（61頁表7参照）を設置する場合は、産業廃棄物処理施設を設置している事業場ごとに、産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行うため、産業廃棄物処理責任者を置かなければなりません。ただし、事業者が自ら産業廃棄物処理責任者となることもできます。

(2) 職務内容等

- ① 産業廃棄物の計画的な処理に関すること
- ② 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関すること
- ③ 産業廃棄物を処分するために処理したものについて、その処理を外部に委託する場合は、当該処理の委託に関すること
- ④ 産業廃棄物管理票に関すること
- ⑤ 産業廃棄物の処理についての記録の作成及び保存等に関すること など

(3) 資 格

産業廃棄物処理責任者について、廃棄物処理法では、特に資格要件や職務内容は定められていませんが、事業場内の産業廃棄物処理に関する業務に携わり、それらが適切に行われるよう監督する責任のある立場の者を選任する必要があります。

2 特別管理産業廃棄物管理責任者（法第12条の2第8項・第9項）

(1) 特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する必要がある事業場

特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、事業場ごとに特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。ただし、事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となることもできます。

(2) 職務内容

- ① 特別管理産業廃棄物の排出状況を把握すること
- ② 特別管理産業廃棄物の処理計画を立案すること
- ③ 特別管理産業廃棄物の管理体制を整備し、関係者に周知・徹底すること
- ④ 特別管理産業廃棄物の事業場内における分別、保管、処理及び処理の委託に関すること
- ⑤ 特別管理産業廃棄物の処理についての記録の作成及び保存を行うこと など

(3) 資 格

表9（73頁参照）に掲げる者

3 技術管理者（法第21条）

(1) 技術管理者を設置する必要がある事業場

産業廃棄物処理施設（61頁表7参照）設置者は、産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければなりません。ただし、設置者が自ら技術管理者となることもできます。

(2) 職務内容

- ① 処理施設の維持管理に関する技術上の業務
- ② 処理施設を維持管理する業務に従事する他の職員の監督

(3) 資 格

表10（74頁参照）に掲げる者

表9 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格取得に必要な学歴等と実務経験（規則第8条の17）

ア 感染性産業廃棄物を生ずる事業場

学歴等
医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士
2年以上廃棄物処理法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
大学、高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において医学、薬学、保健学、衛生学、獣医学の課程を卒業した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者（※講習会①の修了者等）

イ 感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場

学歴等			廃棄物の処理に関する 技術上の実務経験
学 校	課 程	科 目	
2年以上廃棄物処理法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者			_____
大学、旧大学令に基づく大学 〔右記の課程において、 右記の科目を修めて卒業した者〕	理 学 薬 学 工 学 農 学	衛生工学（旧大学令に基づく大学の場合は、土木工学）又は化学工学	2年以上
	理 学 薬 学 工 学 農 学 これらに相当する課程	上記以外	3年以上
短期大学、高等専門学校、旧専門学校令に基づく専門学校 〔右記の課程において、 右記の科目を修めて卒業した者〕	理 学 薬 学 工 学 農 学 これらに相当する課程	衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校の場合は、土木工学）又は化学工学	4年以上
		上記以外	5年以上
高等学校、中等教育学校、旧中等学校令に基づく中等学校 〔右記の学科を修めて卒業した者〕	土 木 科 、 化 学 科 これらに相当する学科		6年以上
	理学、工学、農学に関する科目 これらに相当する科目		7年以上
廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者			10年以上
上記の者と同等以上の知識を有すると認められる者（※講習会②の修了者等）			

※講習会 ①医療関係機関を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

②特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会 （（公財）日本産業廃棄物処理振興センター）

①、②とも、受講に関しては（社）兵庫県産業資源循環協会（TEL：078-381-7464）にお問い合わせください。

表10 技術管理者の資格取得に必要な学歴と実務経験（規則第17条）

学歴			廃棄物の処理に関する 技術上の実務経験
学 校	課 程	科 目	
技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）			_____
技術士法第2条第1項に規定する技術士（上記該当者を除く。）			1 年以上
2 年以上廃棄物処理法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者			_____
大学、旧大学令に基づく大学 〔右記の課程において、 右記の科目を修めて 卒業した者〕	理 学 薬 学 工 学 農 学	衛生工学（旧大学令に基づく大学の場合は、土木工学）又は化学工学	2 年以上
	理 学 薬 学 工 学 農 学 これらに相当する課程	上記以外	3 年以上
短期大学、高等専門学校、旧専門学校令に基づく専門学校 〔右記の課程において、 右記の科目を修めて 卒業した者〕	理 学 薬 学 工 学 農 学 これらに相当する課程	衛生工学（旧専門学校令に基づく大学の場合は、土木工学）又は化学工学	4 年以上
		上記以外	5 年以上
高等学校、中等教育学校、旧中学校令に基づく中等学校 〔右記の学科を修めて 卒業した者〕	土 木 科 、 化 学 科 これらに相当する学科		6 年以上
	理学、工学、農学に関する科目 これらに相当する科目		7 年以上
廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者			1 0 年以上
上記の者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（※講習会③の修了者等）			

※講習会 ③産業廃棄物処理施設技術管理者講習（（一財）日本環境衛生センター）

受講に関しては上記法人にお問い合わせください。（設置している産業廃棄物処理施設及び事業場の類型ごとに必要な専門的知識及び技能に関する講習を修了することが望ましい。）

講習会

（特別管理）産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者は、その業を的確に行うに足る知識及び技能を有していることが必要です。（規則第10条第2号、第10条の5、第10条の13第2号、第10条の17）

神戸市では、これを証するものとして、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習会の修了を許可の要件にしています。

1 処理業の許可に関する講習会の課程

- (1) （特別管理）産業廃棄物収集運搬業に関する講習会
 - ア 産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会の収集・運搬課程
 - イ 産業廃棄物処理業に関する更新許可講習会の収集・運搬課程
 - ウ 特別管理産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会の収集・運搬課程
 - エ 特別管理産業廃棄物処理業に関する更新許可講習会の収集・運搬課程
- (2) （特別管理）産業廃棄物処分業に関する講習会
 - A 産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会の処分課程
 - B 産業廃棄物処理業に関する更新許可講習会の処分課程
 - C 特別管理産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会の処分課程
 - D 特別管理産業廃棄物処理業に関する更新許可講習会の処分課程

2 講習会修了者の要件

許可を受けるには、次の者が「1」の講習会を修了している必要があります。

- (1) 法人の場合は、代表者若しくは業務を行う役員又は政令で定める使用人*
- (2) 個人の場合は、申請者本人又は政令で定める使用人*

※「政令で定める使用人」（政令第4条の7）

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者

- ① 本店又は支店（商人以外のものにあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ② ①以外で、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、（特別管理）産業廃棄物の処理に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

3 講習会修了証の有効期限

- (1) 新規許可講習会……………5年間
- (2) 更新許可講習会……………5年間

注）神戸市における取扱いです。他自治体によっては異なる場合があります。

4 許可申請する際の留意事項

- (1) 許可申請と講習会の関係

申請する業の種類、申請の内容によって、受講しなければならない「1」の講習会の課程は次

のようになります。

なお、産業廃棄物処理業の許可申請を行う場合、特別管理産業廃棄物処理業に関する講習会の修了証でも許可申請を行うことができます。

(2) (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業の許可申請に必要な講習会の種類

- | | |
|-----------------------|------------|
| ① 産業廃棄物収集運搬業の新規申請 | ア又はウ |
| ② 産業廃棄物収集運搬業の更新申請 | ア又はイ又はウ又はエ |
| ③ 特別管理産業廃棄物収集運搬業の新規申請 | ウ |
| ④ 特別管理産業廃棄物収集運搬業の更新申請 | ウ又はエ |

(3) (特別管理) 産業廃棄物処分業の許可申請に必要な講習会の種類

- | | |
|---------------------|------------|
| ① 産業廃棄物処分業の新規申請 | A又はC |
| ② 産業廃棄物処分業の更新申請 | A又はB又はC又はD |
| ③ 特別管理産業廃棄物処分業の新規申請 | C |
| ④ 特別管理産業廃棄物処分業の更新申請 | C又はD |

(4) 事業範囲変更許可申請時に必要な講習会修了証について

新規許可講習会又は更新許可講習会の修了証が必要です。(「3」の有効期限内のものに限る。)

(5) 講習会の申し込みについて

各都道府県にある産業資源循環協会が申し込み手続きの窓口となっています。

講習会の申し込み、日程等については、(社)兵庫県産業資源循環協会にお問い合わせください。

〒650-0023

神戸市中央区栄町通2-4-14 日栄ビル3階

一般社団法人 兵庫県産業資源循環協会 TEL : (078) 381 - 7464

(更新許可申請と講習会受講日の目安)

H19.7.16 (申請日の5年前)	H24.7.16 (更新許可申請受付開始)	H24.10.15 許可期限
	※ 更新許可申請受付期間 (神戸市の場合)	
この間に更新許可講習会を受講し、修了しておけば、更新手続をスムーズに行うことができます。	更新許可の審査手続には約2ヶ月間を要するため、遅くとも2ヶ月前までには申請してください。	

廃棄物の不適正処理に対する規制

1 不法投棄の禁止（法第16条）

廃棄物処理法では、何人もみだりに廃棄物を捨ててはならないとして、廃棄物の投棄を禁止しています。これに反して不法投棄を行った場合又その未遂に対しては、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科、さらに法人等に対しては3億円以下の罰金が科せられます。

2 焼却禁止（法第16条の2）

何人も、廃棄物処理基準に従って行う場合、又は他の法令による場合、若しくは公益上・社会慣習上やむをえないものとして政令で定める方法による場合を除いて、廃棄物を焼却することは禁じられています。これに反して廃棄物の焼却を行った場合又はその未遂に対しては、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科、さらに法人等に対して3億円以下の罰金が科せられます。

〔例外として政令で認められた焼却行為〕（政令第14条）。

- (1) 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- (2) 震災、風水害等の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- (3) 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- (4) 農業、林業又は漁業を営む上でやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- (5) たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

表11 廃棄物の処理基準（焼却）

	基準（規則第1条の7）
焼却設備の構造	① 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が800℃以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。 ② 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。 ③ 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。 ④ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。 ただし、製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあつては、この限りでない。 ⑤ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。 ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備又は製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉若しくは亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあつては、この限りでない。
	基準（平成23年4月1日 環境省告示第29号）
焼却の方法	① 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。 ② 煙突の先端から火炎又は日本工業規格D8004に定める汚染度が25パーセントを超える黒煙が排出されないように焼却すること。 ③ 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

3 廃棄物の野積み

廃棄物処理法では、将来にわたって処分が予定されず、客観的にも占有者の放置の意思が明白であると認められる場合には、その放置されている状態が廃棄物の処分とみなされ、措置命令等の行政処分を受ける場合があります。（「行政処分の指針について（通知）」令和3年4月14日 環循規発第2104141号）

4 建設系産業廃棄物の自社保管に関する届出（法第12条第3項・第4項、法第12条の2第3項・第4項）

排出事業者（元請業者）は、建設工事に伴い生じる（特別管理）産業廃棄物を排出した事業場（いわゆる工事現場）以外の場所であって、面積が300㎡以上の保管場所において自ら保管（ただし、（特別管理）産業廃棄物処分業の許可を受けて、その処分業の用に供する施設、及び法第15条第1項の許可に基づく産業廃棄物処理施設において行われる保管、並びにポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管を除く。）を行おうとするときは、あらかじめ市長に届出が必要です。

(1) 届出書に記載する事項

- ① 保管を行おうとする排出事業者の氏名又は名称（法人にあつてはその代表者の氏名も）、住所、連絡先
- ② 保管を行おうとする場所の所在地と面積
- ③ 保管を行おうとする産業廃棄物の種類
- ④ 当該場所において保管することができる産業廃棄物の量の上限
- ⑤ 保管の方法（屋外保管時の容器の使用の有無等）
- ⑥ 屋外で容器を用いずに保管を行おうとする場合は産業廃棄物の高さの上限
- ⑦ 保管の開始年月日

(2) 届出書に添付する書類

- ① 保管場所付近の見取図（住宅地図の写しでも可）
- ② 保管場所の構造を明らかにする平面図（廃棄物の保管場所・面積等を明示）
- ③ 保管場所の使用権原を有することを証する書類（土地の登記事項証明書等。自己所有の土地でない場合、賃貸借契約書等の使用権原が分かる書類を添付すること。）

また、地震や水害等の非常災害のために必要な応急措置として保管を行った場合は、当該保管をした日から14日以内に市長に届け出なければなりません。（法第12条第4項）

5 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任の明確化（法第21条の3、法第19条の5第1項第4号）

(1) 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理の責任

建設工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。）に伴い生ずる廃棄物については、その適正処理を確保するため、当該建設工事の発注者から直接工事を請け負った元請業者が排出事業者となります。また、元請業者は発注者から請け負った建設工事（下請負人に行わせるものを含む。）に伴い生ずる廃棄物の処理について、事業者として自ら適正に処理を行い、又は基準に従って適正に処理を委託しなければなりません。

また、下請負人は、廃棄物処理業の許可及び元請業者からの書面による委託がなければ、建設工事に伴い生ずる廃棄物の運搬又は処分を行うことができません。

(2) 下請負人が行う保管に関する基準

下請負人が建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を建設工事現場内で保管する場合は、下請負人にも産業廃棄物保管基準が適用されます。

(3) 下請負人が行う廃棄物の運搬に係る例外

政令で定める建設工事に伴い生ずる廃棄物*については、当該建設工事に係る書面による請負契約により、下請負人が自らその運搬を行う場合には、排出事業者として、廃棄物処理業の許可が無くとも当該廃棄物の運搬ができます。ただし、産業廃棄物処理基準の遵守する必要があります。

※「政令で定められる建設工事に伴い生ずる廃棄物」（規則第 18 条の 2）

次の①②のいずれにも該当すると認められる廃棄物を言います。

① 次のいずれかに該当する建設工事に伴い生ずる廃棄物（特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を除く。次号において同じ。）であるもの。

ア 建設工事（建築物等の全部又は一部を解体する工事及び建築物等に係る新築又は増築の工事を除く。）であって、その請負代金の額が 500 万円以下であるもの。

イ 引渡しがされた建築物等の瑕疵の補修に関する工事であって、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額が 500 万円以下であるもの。

② 次のように運搬される廃棄物であるもの。

ア 一回当たりに運搬される量が 1 m³ 以下であることが明らかとなるよう区分して運搬されるもの。

イ 当該産業廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内に存在する施設（積替え又は保管の場所を含み、元請業者が所有権を有するもの（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有するもの。）に限る。）に運搬されるもの。

ウ 当該廃棄物の運搬途中において保管が行われないもの。

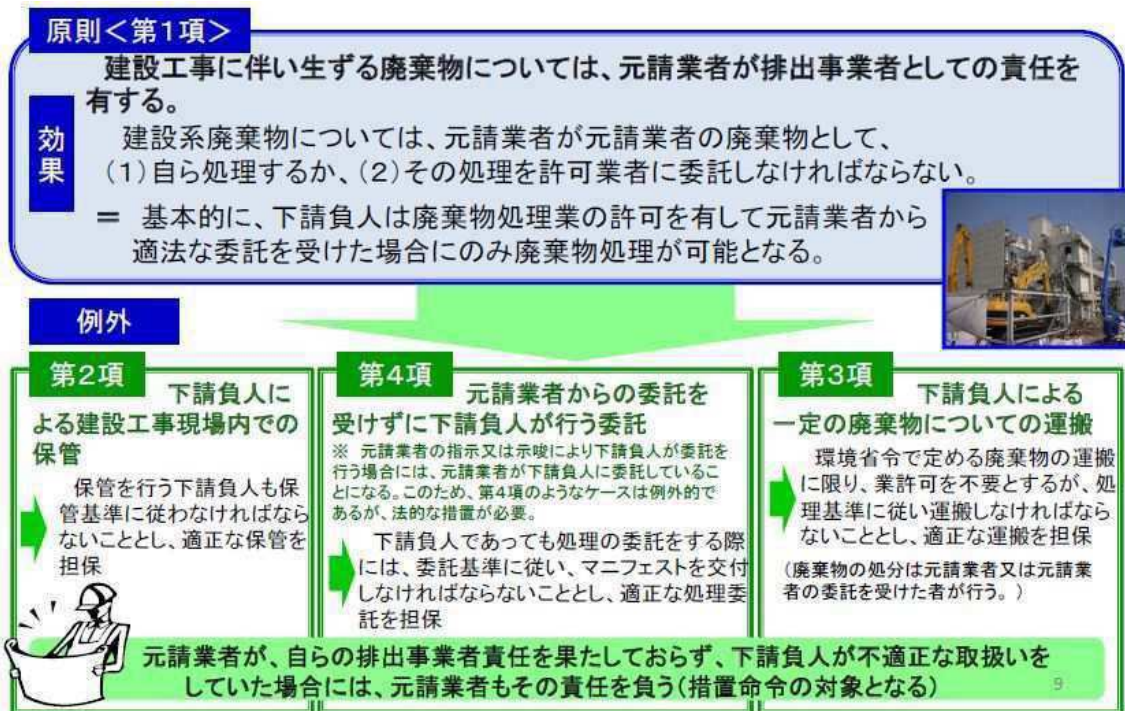
なお、建設工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一つの契約で請け負ったものとみなして、(1)の規定を適用します。（ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りではありません。）

(4) 下請負人が行う廃棄物の処理の委託

元請業者が建設工事に伴い生ずる廃棄物を放置したまま破産等により消失した場合など、やむなく下請負人が自ら当該廃棄物の処理を委託するというような例外的な場合は、当該下請負人が排出事業者となります。

(5) 元請業者に対する措置命令

建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について、下請負人により不適正な処理が行われた場合であって、元請業者が適正にその処分を委託していなかったときは、不適正処理を行った下請負人に加え、当該元請業者に対してもその支障の除去等の措置が命じられることがあります。



6 有害使用済機器の保管等に関する規制について（法第17条の2第1項）

(1) 有害使用済機器の保管等に係る届出

使用を終了し、収集された機器(廃棄物を除く。)のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある電気機器等(以下「有害使用済機器」という。)の保管又は処分を業として行おうとする者(産業廃棄物の許可業者等で当該許可等に係る事業場で保管等を行う場合、事業場の敷地面積が100㎡以下の場合などは除く。以下「有害使用済機器保管等業者」という。)はあらかじめ市長に届出が必要です。

◇対象となる有害使用済機器

表12に掲げる機器で、使用を終了し、収集されたもの(廃棄物を除く。)

(2) 有害使用済機器保管等業者に係る義務

有害使用済機器保管等業者は次の①～②の事項を遵守しなければなりません。

詳しくは環境省「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン」をご覧ください。

(URL : <https://www.env.go.jp/recycle/waste/laws/kaisei2017/mat11.pdf>)

①有害使用済機器の保管及び処分基準

・主な保管基準

保管場所の要件(周囲に囲い、保管場所である旨の掲示等)、飛散・流出・地下浸透防止措置、保管時の火災防止措置

・主な処分基準

処分にあたっての飛散・流出防止措置、騒音振動防止措置、火災発生防止措置の実施、特定の品目に係る処分基準

②帳簿の記載及び保存

表12 有害使用済機器一覧

1	ユニット型エアコンディショナー	17	電気マッサージ器
2	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	18	ランニングマシン他、運動用電気機械器具
3	電気洗濯機及び衣類乾燥機	19	電気芝刈機他、園芸用電気機械器具
4	テレビジョン受信機のうち、プラズマ式及び液晶式、ブラウン管式のもの	20	蛍光灯器具他、電気照明器具
5	電動ミシン	21	電話機、FAX他、有線通信機械器具
6	電気グラインダー、電気ドリル他、電動工具	22	携帯電話端末、PHS端末他、無線通信機械器具
7	電子式卓上計算機他、事務用電気機械器具	23	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機
8	ヘルスメーター他、計量・測定用電気機械器具	24	デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDレコーダーその他の映像用電気機械器具
9	電動式吸入器他、医療用電気機械器具	25	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセット他、電気音響機械器具
10	フィルムカメラ	26	パソコン
11	磁気ディスク装置、光ディスク装置他、記憶用電気機械器具	27	プリンター他、印刷用電気機械器具
12	ジャー炊飯器、電子レンジ他、台所用電気機械器具	28	ディスプレイ他、表示用電気機械器具
13	扇風機、電気除湿機他、空調用電気機械器具	29	電子書籍端末
14	電気アイロン、電気掃除機他、衣料用又は衛生用電気機械器具	30	電子時計及び電気時計
15	電気こたつ、電気ストーブ他、保温用電気機械器具	31	電子楽器及び電気楽器
16	ヘアドライヤー、電気かみそり他、理容用電気機械器具	32	ゲーム機他、電子玩具及び電動式玩具

7 産業廃棄物等の不適正な処理の防止について

兵庫県及び神戸市では、産業廃棄物等の不適正な処理の未然防止を図り、住民の生活環境の保全及び住民の生活の安全を確保することを目的とした条例を定め、平成15年12月15日から施行しています。

(1) 条例の規制対象となる行為

産業廃棄物の保管及び特定物（有価物）の保管については事前届出が必要となり、土砂埋立て等についてはあらかじめ許可を受けることが必要となります。また、建築物等の解体工事については、工事で発生した産業廃棄物（建設資材廃棄物）の処理業者への引渡しの完了報告が必要となります。いずれも、一定規模以上のものが規制対象です。

規制の対象となる行為		対象規模	規制の内容	根拠法令
産業廃棄物の保管 （自ら排出した物に限る）		保管面積100㎡以上	事前届出が必要	市美化条例 ※1
特定物（有価物） の保管	使用済自動車	20台以上または 保管面積100㎡以上	事前届出が必要	県条例※2
	使用済タイヤ	100本以上または 保管面積100㎡以上		
	使用済家電（家電リサイクル法対象品目）	100台以上または 保管面積100㎡以上		
土砂埋立行為		面積1,000㎡以上かつ 高低差1m以上	事前許可が必要	市土砂条例 ※3
解体工事から発生する廃棄物の処理 （元請業者および自主施工者）		建築物の解体： 床面積合計80㎡以上	建設資材廃棄物の 処分業者への引渡 完了報告が必要	市美化条例 ※1
		建築物以外の解体： 請負金額500万円以上		

注）特定物とは、使用済自動車、使用済みの自動車用タイヤ、使用済特定家庭用機器（冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、テレビ、エアコン）で廃棄物に該当しないものをいいます。

※1 神戸市廃棄物等の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例

※2 兵庫県産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例

※3 神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例

(2) 産業廃棄物の保管届出について

- ① 排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を面積100㎡以上の土地に保管するときに届出対象となります。
- ② 産業廃棄物が発生した事業場内、解体工事現場での保管や廃棄物処理法の許可を受けた産業廃棄物処理施設の敷地内での保管は届出対象外となります。
- ③ 保管にあたっては、廃棄物処理法の処理基準が適用されます。
- ④ 届出にかかる保管場所に産業廃棄物を搬入・搬出する場合は、運搬管理票を交付してください。
- ⑤ 届出にかかる保管場所の産業廃棄物の搬入搬出管理簿を作成し、5年間保存してください。

(3) 特定物の保管届出について

- ① 保管面積（100㎡以上）、又は指定数量（例：使用済自動車20台）以上のいずれかに該当する場合は届出対象となります。
- ② 廃棄物に該当する使用済自動車、タイヤ等については、産業廃棄物保管届の対象となります。

- ③ 有価物として売却するまでの間、一時保管する行為が対象となります。
 - ④ 特定物の保管にあたって、次のような保管基準が条例で規定されています。
 - ア 特定物を保管する土地の周囲に囲いを設けて下さい。
 - イ 特定物の保管場所である等を表示した縦及び横が60cm以上の掲示板を設置してください。
 - ウ 特定物の破片又は油等の飛散・流出防止の措置を講じてください。
 - エ それぞれ指定された高さを超えて保管しないでください。
 - ⑤ 届出にかかる保管場所の特定物の搬入搬出管理簿を作成し、5年間保存してください。
- (4) 土砂埋立て行為について
- ① 土壌安全基準に適合しない土砂等を使用した土砂埋立て等は禁止されています。
 - ② 土砂埋立て等とは、土砂等による埋立て、盛土その他の土地への堆積（一時堆積を含む）を行う行為です。
 - ③ 土砂埋立て等に供する区域以外の土砂等による土砂埋立てを行う事業で、土砂埋立て等の面積が1,000㎡以上で、埋立前の地盤の最も低い地点と埋立後の最も高い地点との垂直距離が1mを超えるもの（特定事業）は、許可が必要となります。
 - ④ 特定事業の許可申請にあたっては、次のような許可基準を遵守する必要があります。
 - ア 周辺地域の住民等への説明会を開催してください。
 - イ 事業区域内の土地所有者の同意を得てください。
 - ウ 施工管理のための事務所を設置してください。
 - エ 廃棄物の混入を防止する措置をとってください。
 - オ 土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止する措置をとってください。
 - カ 土砂の搬入搬出管理簿を作成してください。
 - キ 事業区域外への排水の水質調査を実施してください。
 - ク 土砂の搬入にあたっては、届出（土砂等搬入届）が必要です。
- (5) 解体工事から発生する廃棄物（建設資材廃棄物）の処理について
- ① 一定規模以上（建築物：床面積の合計80㎡以上、その他：請負金額500万円以上）の解体工事の受注者（元請業者）および自主施工者は、工事で発生する産業廃棄物（建設資材廃棄物）の処分業者への引渡が完了したときに報告の提出が必要です。
 - ② 報告は、市長および解体工事の注文者に対して行う必要があります。（自主施工者は市長に対してのみ。）
 - ③ 発生するすべての産業廃棄物の処分状況が報告対象です。
 - ④ 報告には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを添付する必要があります。
 - ⑤ 報告は、建設資材廃棄物の処分業者への引渡しから15日以内に行う必要があります。
- (6) その他
- ① 土地所有者の責務について
 - ア 土地の所有者・占有者又は管理者は、産業廃棄物等の処理を行う者に土地を使用させるときは、不適正な処理が行われないように注意するとともに、不適正な処理を行うおそれがある者に当該土地を使用させることのないようにする義務があります。
 - イ 産業廃棄物の不適正処理が行われていると知ったときは、生活環境の保全等の必要な措置を講じる義務が課せられます。
 - ウ また、一定の要件のもとに土地所有者も産業廃棄物等の除去等の措置命令の対象となります。
 - ② 解体工事注文者の責務について
 - ア 解体工事の注文者は、解体工事で発生する廃棄物処理の適正な費用負担が義務付けられて

います。

イ 工事受注者からの廃棄物引渡完了報告がないなど、解体廃棄物の適正な処理が行われていないと考えられる場合には、市に通報することができます。

③ 不適正な処理に対する改善命令、措置命令等

ア 基準に適合しない保管や土砂埋立て等を行った場合は、搬入一時停止命令、改善命令、措置命令、許可の取消し等の対象になります。

イ 市長が命令、許可の取消し、告発を行ったときは、氏名等を公表する場合があります。

④ 罰則について

届出のない保管行為に対しては30万円以下の罰金が、無許可の土砂埋立て等については2年以下の懲役又は100万円以下の罰金が課せられるなどの罰則が規定されています。

行政処分

1 報告の徴収（法第18条第1項）

市長は、法の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらであることの疑いのある物の収集、運搬又は処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者、又は産業廃棄物処理施設の設置者、情報処理センター、廃止された一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の埋立地（以下「指定区域」という。）の所有者若しくは占有者又は指定区域内において土地の形質の変更を行い、若しくは行った者その他の関係者に対し、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理又は指定区域の土地の状況、若しくは指定区域内における土地の形質の変更に關し、必要な報告を求めることができます。

2 立入検査（法第19条第1項）

市長は、法の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物、若しくは指定区域に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理若しくは指定区域の土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に關し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができます。

3 行政命令

(1) 改善命令（法第19条の3）

市長は、次に掲げる場合、（特別管理）産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、事業者若しくは処理業者等に対し、期限を定めて、（特別管理）産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずるよう命ずることができます。

- ① （特別管理）産業廃棄物の保管が、（特別管理）産業廃棄物保管基準に適合していないと認められる場合
- ② （特別管理）産業廃棄物の収集、運搬又は処分が、（特別管理）産業廃棄物処理基準に適合していないと認められる場合

(2) 措置命令（法第19条の5、法第19条の6、法第19条の10第2項）

市長は、（特別管理）産業廃棄物処理基準又は保管基準に適合しない（特別管理）産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境保全上支障が生じ又は生ずるおそれがあると認める場合は、以下の者に対して、期限を定めて、その支障の除去等の措置又は（特別管理）産業廃棄物処理基準に従って当該産業廃棄物の保管をすることその他必要な措置を講ずるよう命ずることができます。

- ① 当該保管、収集、運搬又は処分を行った者
- ② 不適正な委託により当該収集、運搬又は処分が行われたとき、その委託をした者
- ③ 以下の産業廃棄物管理票に関する義務に違反した者
 - ア 管理票を交付しない者
 - イ 規定された事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者
 - ウ 管理票の写しを送付せず、又は規定された事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者
 - エ 管理票を回付しなかった者

- オ 管理票又はその写しを5年間保存しなかった者
- カ 管理票の確認義務に違反した者
- キ 管理票の交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けた者
- ク 情報処理センターに登録する場合において、虚偽の登録をした者 など
- ④ 建設工事の下請負人が措置命令を受ける場合のその元請負業者（適正に委託し、排出事業者責任を果たしていた場合を除く）
- ⑤ 不適正な処分に関与した者（規定に違反する行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が不適正処分等をするのを助けた者）
- ⑥ 不適正処分を行った者に資力がなく、排出事業者が適正な処理料金を負担していないとき、不適正処分が行われることを知り、又は知ることができたときには、その排出事業者も措置命令の対象になります。
- ⑦ （特別管理）産業廃棄物の業の許可の更新を受けなかった者
- ⑧ （特別管理）産業廃棄物の業の全部又は一部の廃止等の届出をした者
- ⑨ （特別管理）産業廃棄物の業の許可を取り消された者
- ⑩ 産業廃棄物の再生利用、広域又は無害化認定に係る事業の全部又は一部を廃止した者
- ⑪ 産業廃棄物の再生利用、広域又は無害化認定に係る認定を取り消された者
- ⑫ 許可を受けずに（特別管理）産業廃棄物の処理を業として行った者
- (3) 事業の停止（法第14条の3、法第14条の6）

処理業者が次のいずれかに該当するときは、市長は期限を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じることができます。

 - ① 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をするのを助けたとき
 - ② その者の事業の用に供する施設又はその者の能力がその事業を的確に、かつ継続して行うことができると定められた基準に適合しなくなったとき
 - ③ 当該許可に付した条件に違反したとき
- (4) 許可の取消し（法第14条の3の2、法第14条の6）

処理業者が(3)②③のいずれかに該当するときは、市長は許可を取り消すことができます。又、次のいずれかに該当するときは、市長は許可を取り消さなければならないこととなっています。

 - ① 欠格要件（49～51頁参照）のいずれかに該当するに至ったとき
 - ② (3)①に該当し特に情状が重いとき、また事業停止の処分に違反したとき
 - ③ 不正の手段により許可（更新・変更の許可を含む。）を受けたとき
- (5) 産業廃棄物処理施設への改善命令、使用停止命令、許可の取消し（法第15条の2の7、第15条の3）
 - ① 産業廃棄物処理施設への改善命令、使用停止命令

産業廃棄物処理施設について、次のいずれかに該当するときは、市長はその設置者に対し、期限を定めて、当該産業廃棄物処理施設について必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命じることができます。

 - ア 構造又は維持管理が技術上の基準、又は申請書に記載された設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画に適合していないと認めるとき
 - イ 設置者の能力が環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき
 - ウ 設置者が違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をするのを助けたとき
 - エ 設置者が当該産業廃棄物処理施設の設置許可に付した条件に違反したとき
 - ② 産業廃棄物処理施設設置許可の取消し

設置者が①のア、イ、エのいずれかに該当するときは、市長は当該産業廃棄物処理施設の設置許可を取り消すことができます。又、次のいずれかに該当するときは、市長は当該産業廃棄物処理施設の設置許可を取り消さなければならないこととなっています。

ア 産業廃棄物処理施設の設置者が(4)①の欠格要件に該当するに至ったとき

イ (5)①ウに該当し情状が特に重いとき、また、産業廃棄物処理施設の改善命令又は使用停止の処分に違反したとき

ウ 不正の手段により産業廃棄物処理施設の設置許可（変更の許可を含む。）を受けたとき

罰 則

(法第 25 条第 1 項) 5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金、又はこれを併科

1 号	無許可営業	法第 7 条 第 1 項 法第 7 条 第 6 項 法第 14 条 第 1 項 法第 14 条 第 6 項 法第 14 条の 4 第 1 項 法第 14 条の 4 第 6 項	・許可を受けず、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行うこと。 ・許可を受けず、一般廃棄物の処分を業として行うこと。 ・許可を受けず、産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うこと。 ・許可を受けず、産業廃棄物の処分を業として行うこと。 ・許可を受けず、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うこと。 ・許可を受けず、特別管理産業廃棄物の処分を業として行うこと。
2 号	不正手段による営業許可取得	法第 7 条 第 1 項 法第 7 条 第 6 項 法第 14 条 第 1 項 法第 14 条 第 6 項 法第 14 条の 4 第 1 項 法第 14 条の 4 第 6 項	・不正の手段により、一般廃棄物収集運搬業の許可[※]を受けること。 ・不正の手段により、一般廃棄物処分業の許可[※]を受けること。 ・不正の手段により、産業廃棄物収集運搬業の許可[※]を受けること。 ・不正の手段により、産業廃棄物処分業の許可[※]を受けること。 ・不正の手段により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可[※]を受けること。 ・不正の手段により、特別管理産業廃棄物処分業の許可[※]を受けること。 ※いずれも許可の更新を含む。
3 号	無許可変更	法第 7 条の 2 第 1 項 法第 14 条の 2 第 1 項 法第 14 条の 5 第 1 項	・一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が許可を受けずに事業の範囲を変更すること。 ・産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が許可を受けずに事業の範囲を変更すること。 ・特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が許可を受けずに事業の範囲を変更すること。
4 号	不正手段による事業範囲変更許可取得	法第 7 条の 2 第 1 項 法第 14 条の 2 第 1 項 法第 14 条の 5 第 1 項	・不正の手段により、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が事業範囲の変更の許可を受けること。 ・不正の手段により、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が事業範囲の変更の許可を受けること。 ・不正の手段により、特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が事業範囲の変更の許可を受けること。
5 号	事業停止命令違反	法第 7 条の 3 法第 14 条の 3 法第 14 条の 6	・法又は法に基づく処分に違反した一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が事業停止命令に違反すること。 ・法又は法に基づく処分に違反した産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が事業停止命令に違反すること。 ・法又は法に基づく処分に違反した特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が事業停止命令に違反すること。
	措置命令違反	法第 19 条の 4 第 1 項 法第 19 条の 4 の 2 第 1 項 法第 19 条の 5 第 1 項 法第 19 条の 6 第 1 項	・(特別管理) 一般廃棄物処理基準又は保管基準に適合しない保管、収集運搬又は処分を行い、生活環境の保全上の支障の除去等のために出された措置命令に違反すること。 ・一般廃棄物の広域認定業者が、生活環境の保全上の支障の除去等のために出された措置命令に違反すること。 ・(特別管理) 産業廃棄物処理基準又は保管基準に適合しない保管、収集運搬又は処分を行い、生活環境の保全上の支障の除去等のために出された措置命令に違反すること。 ・排出事業者等が生活環境の保全上の支障の除去等のために出された措置命令に違反すること。
6 号	委託基準違反	法第 6 条の 2 第 6 項 法第 12 条 第 5 項 法第 12 条の 2 第 5 項	・排出事業者が、一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を得ない者、その他環境省令に定める者以外の者に一般廃棄物の収集運搬又は処分を委託すること。 ・排出事業者（中間処理業者を含む。）が、産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を得ない者、その他環境省令に定める者以外の者に産業廃棄物の収集運搬又は処分を委託すること。 ・排出事業者（中間処理業者を含む。）が、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を得ない者、その他環境省令に定める者以外の者に特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分を委託すること。
7 号	名義貸禁止違反	法第 7 条の 5 法第 14 条の 3 の 3 法第 14 条の 7	・一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が自己の名義をもって他人に一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせること。 ・産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が自己の名義をもって他人に産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせること。 ・特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が自己の名義をもって他人に特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせること。

8号	処理施設無許可設置	法第8条 法第15条	第1項 第1項	- 許可を受けず、一般廃棄物処理施設を設置すること。 - 許可を受けず、産業廃棄物処理施設を設置すること。
9号	不正手段による処理施設設置許可取得	法第8条 法第15条	第1項 第1項	- 不正の手段により、一般廃棄物処理施設設置の許可を受けること。 - 不正の手段により、産業廃棄物処理施設設置の許可を受けること。
10号	処理施設無許可変更	法第9条 法第15条の2の6第1項	第1項	- 一般廃棄物処理施設設置者が許可を受けずに一般廃棄物処理施設の処理能力、位置、構造等を変更すること。 - 産業廃棄物処理施設設置者が許可を受けずに産業廃棄物処理施設の処理能力、位置、構造等を変更すること。
11号	不正手段による処理施設変更許可取得	法第9条 法第15条の2の6第1項	第1項	- 不正の手段により、一般廃棄物処理施設の処理能力、位置、構造等の変更許可を受けること。 - 不正の手段により、産業廃棄物処理施設の処理能力、位置、構造等の変更許可を受けること。
12号	無確認輸出	法第10条 法第15条の4の7第1項	第1項	- 環境大臣の確認を受けずに、一般廃棄物を輸出すること。 - 環境大臣の確認を受けずに、産業廃棄物を輸出すること。
13号	受託禁止違反	法第14条 法第14条の4	第15項 第15項	- 許可を受けずに他人の産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託すること。 - 許可を受けずに他人の特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託すること。
14号	不法投棄	法第16条		廃棄物をみだりに捨てること。
15号	不法焼却	法第16条の2		処理基準に違反して廃棄物を焼却すること。
16号	指定有害廃棄物の処理禁止違反	法第16条の3		保管基準及び処理基準又は他法令に基づく処分に違反して指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分を行うこと。

(法第25条第2項) 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれを併科

無確認輸出 不法投棄 不法焼却未遂	法第10条 法第15条の4の7第1項 法第16条 法第16条の2	第1項	法第25条第1項第12号、第14号及び第15号の罪の未遂。
-------------------------	---	-----	---

(法第26条) 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこれを併科

1号	委託基準違反	法第6条の2 法第12条 法第12条の2	第7項 第6項 第6項	- 排出事業者が一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に政令で定める基準に従わないこと。 - 排出事業者（中間処理業者を含む。）が（特別管理）産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に政令で定める基準に従わないこと。
	再委託基準違反	法第7条 法第14条 法第14条の4	第14項 第16項 第16項	- 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が他人に一般廃棄物の収集運搬又は処分を委託すること。 （特別管理）産業廃棄物収集運搬業者又は（特別管理）産業廃棄物処分業者が、他人に（特別管理）産業廃棄物の収集運搬又は処分を再委託基準に従わずに再委託すること。
2号	処理施設改善命令違反 処理施設使用停止命令違反	法第9条の2 法第15条の2の7		- 一般廃棄物処理施設の改善命令又は使用停止命令に従わないこと。 - 産業廃棄物処理施設の改善命令又は使用停止命令に従わないこと。
	改善命令違反	法第19条の3		排出事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、（特別管理）産業廃棄物収集運搬業者又は（特別管理）産業廃棄物処分業者、無害化処理認定業者、国外廃棄物輸入業者が改善命令に従わないこと。

	措置命令違反	法第19条の10 第2項	・命令に従わず、(特別管理) 産業廃棄物処理基準に従った保管をすることその他必要な措置を取らないこと。
3号	処理施設無許可譲受け・無許可借受け	法第9条の5 第1項 法第15条の4	・許可を受けず、一般廃棄物処理施設を譲受け、又は借受けること。 ・許可を受けず、産業廃棄物処理施設を譲受け、又は借受けること。
4号	無許可輸入	法第15条の4の5第1項	・環境大臣の許可を受けず、国外廃棄物を輸入すること。
5号	輸入許可条件違反	法第15条の4の5第4項	・廃棄物の輸入の際、廃棄物の輸入許可に付された生活環境の保全上必要な条件に違反すること。
6号	不法投棄 不法焼却目的 の収集運搬	法第16条 法第16条の2	・不法投棄目的で廃棄物の収集又は運搬を行うこと。 ・不法焼却目的で廃棄物の収集又は運搬を行うこと。

(法第27条) 2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金、又はこれを併科

無確認輸出予備	法第10条 第1項 法第15条の4の7第1項	・環境大臣の確認を受けないで一般廃棄物を輸出することを目的で収集又は運搬を行うこと。 ・環境大臣の確認を受けないで産業廃棄物を輸出することを目的で収集又は運搬を行うこと。
---------	---------------------------	--

(法第27条の2) 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

1号	管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載	法第12条の3 第1項 法第15条の4の7第2項	・管理票を交付せず、又は規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして交付した排出事業者(中間処理業者を含む。)、国外廃棄物輸入者
2号	管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載	法第12条の3 第3項前段	・管理票の写しを期間内に送付せず、又は規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして送付した運搬受託者
3号	管理票回付義務違反	法第12条の3 第3項後段	・処分業者に管理票を回付しなかった運搬受託者
4号	管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載	法第12条の3 第4項、第5項 法第12条の5 第6項	・管理票の写しを期間内に送付せず、又は規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして送付した処分受託者 中間処理産業廃棄物について、最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しを送付せず、又は規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして送付した処分受託者
5号	管理票・同写し保存義務違反	法第12条の3 第2項、第6項、第9項、第10項	・管理票又はその写しを5年間保存しなかった管理票交付者、運搬受託者及び処分受託者
6号	虚偽管理票交付	法第12条の4 第1項	・収集運搬又は処分を受託していない(特別管理) 産業廃棄物について虚偽の記載をして管理票を交付した(特別管理) 産業廃棄物の運搬受託者、処分受託者

7号	管理票不交付での運搬・処分の受託	法第12条の4 第2項	・管理票の交付を受けていないにもかかわらず、産業廃棄物の引渡しを受けた運搬受託者及び処分受託者
8号	虚偽管理票写し送付・虚偽報告	法第12条の4 第3項 法第12条の4 第4項	・受託した産業廃棄物の運搬又は処分を終了していないのに、管理票の写しの送付又は情報処理センターに運搬又は処分終了の報告を行った運搬受託者及び処分受託者 ・最終処分が終了した旨の管理票の写しの送付又は情報処理センターからの報告を受けていないのに、管理票の写しの送付又は情報処理センターへの報告を行った処分受託者
9号	電子管理票虚偽登録	法第12条の5 第1項、第2項 法第15条の4の7第2項	・情報処理センターに虚偽の登録をした電子情報処理組織使用事業者及び国外廃棄物輸入業者
10号	電子管理票報告義務違反・虚偽報告	法第12条の5第3項、第4項	・情報処理センターに期間内に報告せず、若しくは虚偽の報告をした運搬受託者又は処分受託者
11号	勧告に係る措置命令違反	法第12条の6 第3項	・管理票制度に係る（特別管理）産業廃棄物の適正な処理に関する勧告に係る措置命令に違反した排出事業者（中間処理業者を含む。）、（特別管理）産業廃棄物の運搬受託者、処分受託者

（法第28条）1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

1号	秘密保持義務違反	法第13条の7	・情報処理センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者が、情報処理業務に関して知り得た秘密を漏らすこと。
2号	土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反	法第15条の19 第4項 法第19条の11 第1項	・基準に適合しない指定区域（廃棄物処分場跡地等）の土地の形質変更計画に対する計画変更命令に従わないこと。 ・基準に適合しない指定区域（廃棄物処分場跡地等）の土地の形質変更が行われた場合において、生活環境の保全上出された措置命令に従わないこと。

（法第29条）6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

1号	欠格要件該当届出義務違反	法第7条の2 第4項 法第9条 第6項 法第14条の2 第3項 法第14条の5 第3項 法第15条2の6第3項	・一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が欠格要件該当届出をせず、又は虚偽の届出をすること。 ・一般廃棄物処理施設設置者が欠格要件該当届出をせず、又は虚偽の届出をすること。 ・（特別管理）産業廃棄物収集運搬業者又は（特別管理）産業廃棄物処分業者が欠格要件該当届出をせず、又は虚偽の届出をすること。 ・産業廃棄物処理施設設置者が欠格要件該当届出をせず、又は虚偽の届出をすること。
	事業場外保管の届出義務違反	法第12条 第3項 法第12条の2 第3項	・排出事業者が（特別管理）産業廃棄物の事業場外保管を行おうとするとき及び届け出た事項の変更するときに届出をせず、又は虚偽の届出をすること。
2号	処理施設使用前検査受検義務違反	法第8条の2 第5項 法第9条 第2項 法第15条の2 第5項 法第15条2の6第2項	・一般廃棄物処理施設に係る使用前検査を受ける前に施設を使用すること。 ・処理能力、構造等を変更した一般廃棄物処理施設に係る使用前検査を受ける前に施設を使用すること。 ・産業廃棄物処理施設に係る使用前検査を受ける前に施設を使用すること。 ・処理能力、構造等を変更した産業廃棄物処理施設に係る使用前検査を受ける前に施設を使用すること。

3号	施設計画変更等命令違反	法第9条の3の3 第3項	・非常災害により生じた廃棄物の処分受託者が、設置した一般廃棄物処理施設の計画変更若しくは廃止又は改善若しくは使用停止の命令に従わないこと。
4号	適正処理困難時の通知義務違反	法第14条 第13項 法第14条の2 第4項 法第14条の3の2 第3項 法第14条の4 第13項 法第14条の5 第4項 法第14条の6	・受託した（特別管理）産業廃棄物の適正処理が困難となり、又は困難になるおそれがある事由として環境省令で定める事由が生じたときや、事業の全部又は一部を廃止、取消しされた場合処分が終了していない廃棄物について、当該委託した者に書面により通知せず、又は虚偽の通知をした（特別管理）産業廃棄物収集運搬・処分業者
5号	適正処理困難時の通知の写し保存義務違反	法第14条 第14項 法第14条の2 第5項 法第14条の3の2 第4項 法第14条の5 第5項 法第14条の4 第14項 法第14条の6	・受託した（特別管理）産業廃棄物の適正処理が困難となり、又は困難になるおそれがある事由として環境省令で定める事由が生じたときに、当該委託した者に通知した通知の写しを5年間保存しなかった（特別管理）産業廃棄物収集運搬・処分業者
6号	土地形質変更届出義務違反・虚偽届出	法第15条の19 第1項	・指定区域（廃棄物処分場跡地等）の土地の形質変更に係る届出を行わず、又は虚偽の届出をすること。
7号	事故時応急措置命令違反	法第21条の2 第2項	・政令で定める一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設で事故が発生した場合において、生活環境の保全上出された応急措置命令に従わないこと。

（法第30条）30万円以下の罰金

1号	帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反	法第7条 第15項 法第7条 第16項 法第12条 第13項 法第12条の2 第14項 法第14条 第17項 法第14条の4 第18項	・一般廃棄物処理施設設置者、産業廃棄物処理施設設置者、特別管理産業廃棄物の排出事業者、一般廃棄物収集運搬・処分業者及び（特別管理）産業廃棄物収集運搬・処分業者が帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しないこと。
2号	処理業廃止・変更届出義務違反・虚偽届出	法第7条の2 第3項 法第14条の2 第3項 法第14条の5 第3項	・廃棄物処理業者がその事業の全部若しくは一部を廃止したとき又は環境省令で定める事項を変更したときに、変更の届出をせず又は虚偽の届出をすること。
	処理施設変更届出義務違反・虚偽届出	法第9条 第3項 法第15条の2の6第3項	・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の変更、廃止（最終処分場を除く。）、休止、再開の届出をせず又は虚偽の届出をすること。
	最終処分場埋立終了届出義務違反・虚偽届出	法第9条 第4項 法第15条の2の6第3項	・一般廃棄物最終処分場、産業廃棄物最終処分場の埋立終了の届出をせず又は虚偽の届出をすること。
	処理施設承継届出義務違反・虚偽届出	法第9条の7 第2項 法第15条の4	・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置者の地位の承継の届出をせず又は虚偽の届出をすること。
3号	処理施設定期検査義務違反	法第8条の2の2第1項 法第15条の2の2第1項	・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の定期検査を拒み、妨げ、又は忌避すること。
4号	維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反	法第8条の4 法第9条の10 第8項 法第15条の2の4 法第15条の4の4第3項	・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設及び無害化処理認定者の維持管理事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かないこと。

5号	産業廃棄物処理責任者設置義務違反	法第12条 第8項	・産業廃棄物処理施設を設置している事業者が産業廃棄物処理責任者を置かないこと。
	特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務違反	法第12条の2 第8項	・特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者が特別管理産業廃棄物管理責任者を置かないこと。
6号	有害使用済機器の保管及び処分の業の届出義務違反	法第17条の2 第1項	・有害使用済機器の保管及び処分の業を行おうとするときに届出をせず、又は虚偽の届出をすること。
7号	報告義務違反	法第18条 第1項 法第18条 第2項	○以下の者が行政庁から求められた報告をせず、又は虚偽の報告をすること。 ・排出事業者 ・（特別管理）一般廃棄物又は（特別管理）産業廃棄物（これらの疑いのある物を含む。）の収集、運搬又は処分を業として行う者 ・一般廃棄物処理施設の設置者、産業廃棄物処理施設の設置者 ・廃棄物が地下にある土地の所有者、占有者又は指定区域内において土地の形質変更を行い、若しくは行った者 ・再生利用認定業者、広域的処理認定業者、無害化処理認定業者 ・国外廃棄物（国外廃棄物であることの疑いのある物を含む。）を輸入しようとする者、又は輸入した者 ・廃棄物（廃棄物であることの疑いのある物を含む。）を輸出しようとする者、又は輸出した者
8号	立入検査拒否妨害忌避	法 第 19 条 第1項、第2項	○以下の者が行政庁職員の行う立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避すること。 ・排出事業者 ・（特別管理）一般廃棄物又は（特別管理）産業廃棄物（これらの疑いのある物を含む。）の収集、運搬又は処分を業として行う者 ・一般廃棄物処理施設の設置者、産業廃棄物処理施設の設置者 ・廃棄物が地下にある土地の所有者、占有者又は指定区域内において土地の形質変更を行い、若しくは行った者 ・再生利用認定業者、広域的処理認定業者、無害化処理認定業者 ・国外廃棄物（国外廃棄物であることの疑いのある物を含む。）を輸入しようとする者、又は輸入した者 ・廃棄物（廃棄物であることの疑いのある物を含む。）を輸出しようとする者、又は輸出した者
9号	技術管理者設置義務違反	法第21条 第1項	・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設に技術管理者を置かないこと。

（法第31条）30万円以下の罰金（情報処理センター又は廃棄物処理センターの役員又は職員）

1号	業務の無許可廃止違反	法第13条の6	・情報処理センターが許可を受けずに業務の全部を廃止すること。
2号	帳簿備付け、記載、保存等義務違反	法第13条の8	・情報処理センターが帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しないこと。
3号	報告義務違反	法第13条の9 第1項 法第15条の13 第1項 法第18条 第1項	・情報処理センターが業務・資産状況報告等をせず又は虚偽の報告をすること。 ・廃棄物処理センターが業務・資産状況報告等をせず又は虚偽の報告をすること。 ・情報処理センターが求められた報告をせず又は虚偽の報告をすること。
4号	立入検査拒否妨害忌避	法第13条の9 第1項 法第15条の13 第1項	・情報処理センターが職員の行う立入検査を拒み、妨げ、又は忌避すること。 ・廃棄物処理センターが職員の行う立入検査を拒み、妨げ、又は忌避すること。

(法第 32 条)

法人の代表者又は法人若しくは人の $\left\{ \begin{array}{c} \text{代 理 人} \\ \text{使 用 人} \\ \text{その他の従業者} \end{array} \right\}$ が、その法人又は人の業務に関し次の各号

に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科す。

① 法第 25 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで、第 12 号、第 14 号若しくは 15 号又は第 2 項

3 億円以下の罰金

② 法第 25 条第 1 項(①の場合を除く)、法第 26 条、第 27 条、第 27 条の 2、第 28 条第 2 号、

第 29 条又は第 30 条

各本条の罰金刑

(法第 33 条) 20 万円以下の過料

1 号	非常災害時 事業場外保 管届出義務 違反、土地 形質変更 に係る届出義 務違反	法第12条 第4項 法第12条の2 第4項	・非常災害時の応急措置として、事業者が事業場外で（特別管理）産業廃棄物の保管を行ったとき、保管をした日から起算して14日以内に届出をせず、又は虚偽の届出をすること。
		法第15条の19 第2項	・指定区域が指定された際に指定区域（廃棄物処分場跡地等）の土地の形質変更について既に着手している者が指定の日から14日以内に環境省令で定める届出を行わず、又は虚偽の届出をすること。 ・指定区域（廃棄物処分場跡地等）において非常災害のため応急措置として土地の形質変更を行った場合、形質変更を行った日から14日以内に環境省令で定める届出を行わず、又は虚偽の届出をすること。
		法第15条の19 第3項	
2 号	多量排出事業者の提出義務違反	法第12条 第9項 法第12条の2 第10項	・多量排出事業者が（特別管理）産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を、都道府県知事等に提出せず、又は虚偽の記載をして提出すること。
3 号	多量排出事業者の報告の義務違反	法第12条 第10項 法第12条の2 第11項	・多量排出事業者が（特別管理）産業廃棄物処理計画の実施状況を都道府県知事等に提出せず、又は虚偽の報告をすること。

(法第 34 条) 10 万円以下の過料

名称使用禁止 違反	法第20条の2 第3項	・登録を受けずに登録廃棄物再生事業者という文字を名称中に使用すること。
--------------	-------------	-------------------------------------

神戸市環境局
事業系廃棄物対策
（民間施設担当）

〒651-0086

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST 2F